地 方自 治 法 0 部 を改正 する法 律 参照条文

 \bigcirc 地 方自 治 法 (昭 (和二十二年法律第六十七号) (抄

方公共団体は、

- 2 普通地方公共団体は、 地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理 する。
- 3 ものとする。 対は、基 一礎的な地方公共団体として、 第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、 一般的に、 前項の事務を処 理 けする
- 4 られるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。 市町村は、 前 項の規定にかかわらず、 次項に規定する事務のうち、 その規模又は性質におい . て — 般 0 市町 村が 処 理することが適当でない
- (5) 規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、 第二項の事務で、 広域にわたるもの、 市町村に 関 する連絡 調整に 関 するもの 及びそ
- 都道府県及び市町村は、 その事務を処理するに当つては、 相互に競合しないようにしなければならない。
- 8 7 6
- 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、 地方公共団体が処理する事務のうち、 その事務を処理する。

法定受託事務以外のものをい

. う。

9 法律において「法定受託事務」とは、 次に掲げる事務をいう。

この法律において「自治事務」とは、

- ごという。) 法律又はこれに基づく政令により都道府県、 国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの 市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、 国が本来果たすべき役割に係るもので (以下「第一号法定受託 あ 事
- ·務」という。) 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、 都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの 都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて (以 下 「第二号法定受託
- 10 律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、 政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。 法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法 表の下欄に掲げるとおりであ
- 地方公共団体に関する法令の規定は、 地方自治の本旨に基づき、 かつ、 国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたも のでなけ ればならな
- も照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。 運用するようにしなければならない。この場合において、 地方公共団体に関する法令の規定は、 地方自治の本旨に基づいて、 特別地方公共団体に関する法令の規定は、 かつ、 国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、 この法律に定める特別地方公共団体の 特 及 性
- (13) 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、 玉 は、 地 方 公共団 体が 地 地域の

特

性に応じて当該 事務 を処理することができるよう特に配慮しなければなら

- (14) 5 地方公共団 体 は、 その事務を処理するに当つては、 住 |民の福: 祉の 増 進 に努めるとともに、 最少の 経費で最大の 効果を挙げるようにしなけ ば な
- **1**5 地方公共団 体は、 常にその組織及び運 営の 合理 化 に努めるとともに、 他の 地方公共団 体に協力を求めてその 規 模 0 適 正 化 を図ら なけ ば なら な
- **16**) してはならない。 地方公共団体は 法令に違反してその 事務を処 理 L て は ならな なお、 市 町 村 及び 特別 区は、 当 該 都道 府 県 0 条 例 に違 反 してその 事 務 を 処 理
- 17) 頃の規定に違反して行つた地方公共 団 体の 行為は、 これ を無効とする

第四 条 一体は、

- 2 適当な考慮を払わなければならない。 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、 地方公共団 その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければなら 住民の利用に最も便利であるように、 交通の事情、 他の官公署との関係等につ な
- 3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、 当該 地方公共 団 体の 議会に お \ \ て 出席議員の三分の二以 Ŀ 0 者 0 同 意が なけ れ ば なら

第七 .その旨を総務大臣に届け出なければならない。 市 町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、 関 係 市 町 村 : の 申 -請に基き、 都 道 府 県 知事 が当該都道府県 0 議会の 議 決を経てこれを定め、 直

- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、 都道. 府県知事 ずは、 あ 5 かじめ総務大臣に協議 Ļ その 同 意を得る なけ れ ばなら
- 3 大臣がこれを定める。 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市 町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、 関係のある普通 地方公共団体の申請に基づき、 総務
- 4 通地方公共団体の申請に基づき、 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町 総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。 対の設置の処分を行う場合に おいては、 当該市町 村の の属すべ き都 道 一府県に つい て、 関 保係の あ る普
- (5) 項 、及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、 関係市町村が協 議 してこれを定め
- 6 及び前三項の申請又は協議については、 関係のある普通地方公共団体の議 会の 議決を経なければならない
- 7 項 の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。 総務大臣は、 直ちにその旨を告示 すると
- 8 第三項又は第四項の規定による処分は、 前 項の規定による告示によりその効力を生ずる。

有する。 民たる普通地方公共団体の 住民は、 この法律 の定めるところにより、 その属する普通地方公共団 体の 議 会の解散を請 求する権利

2 市 日本国民 ,村長、 選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。 たる普通地方公共団体の住民は、 この 法 律の定めるところにより、 その属する普通地方公共 団 体 .. (T) 議 会の 議 員、 長 副 知 事若 は副

3 有する。 日 本 国 民 たる 通 地 方 公共 団 体の 住 民 は、 法 律 0 定めるところにより、 その 属 する普 通 地 方公共団体の 教育委員会の委員 の解 職 を 請 す Ź 権利

+ 应 使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。 その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、 普通 地方公共団 体の議会の議員及び長の選挙権を有する者 (以下本編において「選挙権を有する者」という。) は、 普通地方公共団体の長に対し、 条例 (地 方税 の賦課 政令の 収 定め るとこ 分担

- 2 前項の請求があつたときは、 当該普通地方公共団体の長は、 直ちに請求の要旨を公表しなければならな
- 3 表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十 日以内に議会を招集し、 意見を附けてこれを議会に付 議 Ļ その 結果を 項 0) 代
- 4 議会は、 ればならない。 前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、 政 令の 定めるところにより、 第 項 0) 代 表者に意見 を述 べる機会を与え
- (5) 挙人名簿に登録されている者とし、 **|ちにこれを告示しなければならない。** 第一項の選挙権を有する者とは、 、その総数の五十八、公職選挙法(昭和 -分の一 和二十五年法律第百号) 一の数は、 当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、 第二十二条の規定による選挙人名簿 0 登 録 その登録が行なわれた日 が行 なわれた日に お 7 後 選
- 6 選挙権を有する者のうち次に掲げるもの は、 第一項 0) 代 表者 (以下この項に お 1 て 「代表者」という。)となり、 又は代表者であることが で
- 住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の 公職選挙法第二十七条第 かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。 項の規定により選 挙 人名 簿に同項の表示をされている者 (都 道 府県に係る請求にあ つて 市町は、 町 当 村 該市 の区域内に住所を移 町 村 \mathcal{O} 区 域 内に
- 前項の 選挙人名簿の登録 が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- 条の十九第一項に規定する指定都市 第一項の請求に係る普通地方公共団体 (以下この号において「指定都市」という。) の区を含み、 (当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の 指定都市である場合には当該市の区を含む。 市 町村及び第二百五
- 7 ととなるときは、 第一 項 (の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、 政令で定める期間、 当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。 参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選 挙が 行 なわ れるこ

選挙管理委員会の委員又は職員である者

- 8 場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、 ?に署名することを求める者を除く。)に委任して、 町村の選挙権を有する者 選挙権を有する者は、 心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、 (条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名 自己の氏名(以下 第一項の規定による請求者の署名とみなす。 「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。 がする
- 前 氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。 規定により委任を受けた者 (以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合にお

その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、 印 应 をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、 の制定又は改廃の請求者の代表者は、 条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の その旨を証明しなければならない。 選挙管理 当該 市町 委員会に提出してこれ 村 の選挙管理委員 (会は、 に署名

- 2 関係 市町村の選挙管理委員会は、 :人の縦覧に供さなければならない。 前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日 いら七日 日 間、 その指定し た場所にお て署名簿を
- 3 なければならない。 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所につい て は 市 町 村 の選挙管理委員会は、 予めこれを告示し、 且. つ、 公 一衆の 見易い 方法に、 よりこれを公表し
- 4 る。 署名簿の署名に関し異議があるときは、 関 係 人は、 第二項 の規定による縦覧期 間 内に当 該 市 町 村 0 選挙管理委員会にこれ を申 し出ることが で き
- (5) ならない。この場合において、 市町村の 知し、併せてこれを告示し、 選 挙管理委員会は 前 その申出を正当でないと決定したときは、 その申出を正当であると決定したときは、 項の規定による異議 の申出を受けた場合においては、 直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。 直ちに第一 項の規定による証明を修正し、 その申出を受けた日から 十四日 その旨を申出人及び関係人 以内にこれを決定し なけ れ
- \bigcirc 6 都道府県の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、 (定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、 市町村の選挙管理委員会は、 第二項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、 署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。 又は前項の規定によるすべての異議につ その決定のあつた日から十日以内に V て
- 8 方裁判所に出訴することができる。その判決に不服がある者は、控訴することはできないが最高裁判所に上告することができる。市町村の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日かよ 方裁判所に出訴することができる。 から + 兀 日 以内に

道

伊県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

- 9 第七項の 規定による審査の申立てに対する裁決に不服がある者は、 その裁決書の交付を受けた日から十四日以内に高等裁判所に出 訴することが
- 10 市 、廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。 審査の申立てに対する裁決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、 '村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合においては、 送付を受けた当該市町村の選挙管理 直 委員会は、 ちに裁決書又は判決書の写 直ちに ・条例の 制定又は を関係
- (11) 署名簿の署名に関する争訟については、 決は事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない。 審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするも のとし、 訴 訟 0
- 12 第八項 及び第九項の訴えは、 当該決定又は裁決をした選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は高等裁判 の専属管轄とする。
- (13) 第八項及び第九項の訴えについては、行政事件訴訟法 用せず、また、 同法第十六条から第十九条までの規定は、 (昭和三十七年法律第百三十九号)第四十三条の規定にかかわらず、選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は高等裁判所の専属 署名簿の署名の効力を争う数個の請求に関しての み準用する。 同法第十三条の 規 定

条例 の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、 これを無効とする。

- 定める成規の手続によらな
- 何人であるかを確認 し難
- 前条第四項の規定により詐 た無効とする。 I偽又は 強迫に基く旨 この異 議 の申出があつた署名で市 町 村の選挙管理委員会がその 申 出 を正 当であると決定したも
- 3 市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合にお いて必要があると認めるときは、 関 係 人の 出 頭 及び 証 言を求めることが
- 第百条第二項、第三項、第七項及び第八項の規定は、 前項の規定による関係人の出頭及び証 言にこれ を準 用 でする。

第七十四 金に処する。 条の 兀 条例 0 制定又は改廃 0 請求者の署名に関 Ĺ 次の各号に掲げる行為をした者は、 兀 年以下の 懲役若しくは 禁錮 又は 百 万円 以 下

- 一 署名権者又は署名運動者に対し、 暴行若しくは威力を加 え、 又はこれをかどわか したとき。
- 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害し
- を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、 学校、 会社、 組合、 市町村等に対する用水、 小作、 債 権、 たとき。 寄 附 その 他 特 殊の 利 関 係
- 2 書類を抑留、 条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他 毀壊若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 の条例の 制定若しくは 改 廃 0 請 求 に必 要な 関
- 3 禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 の署名簿に署名することができないときでない 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、 のに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の 氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、 故 障そのは 三年以下の 他 の事由 懲役若 により
- 4 を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の きは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をし請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選 挙
- (5) 罰金に処する。 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、 次に掲げる者が、 その地位を利用 して署名運動をしたときは、二年以下 0 禁錮 又は三十万円以 下の
- :政法人をいう。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成・国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法 2政法人をいう。)の役員若しくは職員 十五年法律第百十八号)第二(平成十一年法律第百三号) 第二条第二項 第二条第二項 に規定する特定地 (に規・ 定 する特 方独 <u>\</u> 立
- 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員
- 条例の制 %間外の時期に署名を求めた者は、十万円以下の罰金に処する。 1状を付していない署名簿その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めること。 1定又は改廃の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代

警通 地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。 令の 挙 定めるところにより、 権 を有する者 (道 の方面公安委員会については、 その総数の五十分の一以上の者の 当該方面公安委員会の管理する方面本部の 連署をもつて、 その代表者から、 普 通地方: 方公 域 | 共団 方に 体 おいて選挙 \mathcal{O} 監 査 委員に対 権 を有 する 当

- 2 前項の請 求があつたときは、 監査委員は、 直ちに請求の要旨を公表しなければならな
- 3 委員会、 監査委員 これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、 農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。 には、 第一項の請求に係る事項につき監査し、 監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者に送 選挙管理委員 会、 人事委員会若しくは 付し、 公平委員 か つ、 公安委員会、 公表するとと 労
- 5 4 前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、 監査委員の合議によるものとする。
- 七十四条第六項第三号中「区域内」とあるの 管轄区域内)」と読み替えるものとする。 .条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から前条までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。 第七十四 条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の数について、 は、 「区域内 (道の方面公安委員会に係る請求については、 同条第六項 当該方面公安委員会の管理する方面 \hat{O} 規定は第一 項 この場合におい の代 【表者に て、 本部

第七 0 者の連署をもつて、その代表者から、 八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) ·万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつては 選挙権を有する者は、 政 合の定めるところにより、 普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、 その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以 当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることが 下の場合にあつては そのの 以 で Ĺ そ 兀

- 2 前項の 請 成水があ つたときは、
- 3 一項の請求があつたとき、 委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- 4 十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつては 定による請求 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては 八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)に 同 :条第六項の規定は第一項の代表者について、 者の署名について準用する。 同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第 その 項

知し、 果が カュ に定したときも、また、 つ、これを公表するとともに、都道 散 の投票の結果が判明したときは、 同様とする。 府県にあつては都道府県知事に、 選挙管理委員会は、 直ちにこれを前条第 市町村にあつては市町村長に報告し 項の代表者及び当該普通 なければならない。 地方公共団体の議会の 議

第七十八条 普 通 地 方公共団体の議会は、 第七十六条第三項の規定による解散の投票において過半数の同意があつたときは、 解散するものとする。

定による解散の投票の 項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の あつた日から一年 間 は、これをすることができな 請 求 は、 0 議 会の 議員 0) 般 選 挙 0 あ 0 た日 か 6 年 間 及 び 同

合にあ 総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を 超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、 る場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合 だして得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、 て得た数)以 いてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、 議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、 を有する者は 上の者の連署をもつて、その代表者から、 政令の 定めるところにより、 普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団 所 議員の解職の請求をすることができる。 属 0) 選挙区におけるその総数の三分の一(その 選挙権を有する者の総数の三分の一(その総数が四十万を 総数が四十 その総数が八十万を超え 万を超え八 + 下 その 体 0

前項の 請求があつたときは、 委員会は、 直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

4

- 3 ァベての 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。 選挙人の投票に付さなければならない。 この 場合に お いて 選 挙 区 が な
- 規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とついて、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一 八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)に -万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつては |選挙区の区域の全部又は| 部が含まれる」と読み替えるものとする。 0) 数 (その総数が四十万を超え八十万以 下の場合にあ 「市の」とあ 7 項 そ 0 \mathcal{O}

.分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) について、 者の連署をもつて、その代 八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上 第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数 万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつては :ら第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、 を有する者は、 【表者から、 政令の定めるところにより、 普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。 その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以 (その総数が四十万を超える場合にあ 同条第六項の規定は前項の代表者につい 下の場合にあつては 十六条第二項及び第三項 つては、 その超える数に 同 そ

項

請求について準用する。

【表者並 町村にあつては市町村長に報告しなければならない。 びに当該 第八十条第三項の規定による解 ・普通地方公共団体の議会の関係議員及び議長に通知し、かつ、これを公表するとともに、 職 0 投 票の結 その投票の結果が確定したときも、 果が判明したときは、 普通地方公共団体の選挙管理委員会は、 また、 同様とする。 都 道 府県にあ 直ちにこれ つては 都 を同 道 府県 事 項

前条第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、 会の議 長に 通知 Ĺ か つ、 これを公表しなければならない。 その投票の結果が確定したときも、 委員会は、 直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該 また、 同様とする。 普 通 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 長 及

第八 八十三条 たときは、 その職を失う。 通 地 方公共団 体 0 議 会の 議員又は 長 は、 第八十 条第三項又は第八 + 条第二項 の規定による解 職 0 投 奈に お V て、 過半 数 \mathcal{O} 同 意 が あ

これをすることができる。 第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これをすることができない。 + 規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、 匝 第八十条第一項又は第八十一条第一項 の規定による普通地方公共団 団体の議会 会の議員又は長の 解職の その就職 請求 ただし、 は、その就職 の日から一年以内におい 公職選挙法第百条第六 \mathcal{O} 日 か 5 ても 間 及

第八 泣びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票にこれを準用
 政 政令で特 別の定をするものを除く外、 公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関 でする。 する規定は、 第七十六条第三項 の規 定による解散 0) 投

2 前 項の投票は、 政令の定めるところにより、 普通地方公共団 体の選挙と同 :時にこれを行うことができる。

に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の する者) 分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、 をすることができる。 その代表者から、 は、 て导こ女・1、政令の定めるところにより、その総数つこと、政令の定めるところにより、その総数の三ト、政令の定めるところにより、その総数のでは、 普通 地方公共団体の長に対し、 その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六公安委員会の委員については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有 副知事若しくは副市町村長、 その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数 選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職 連署をもつて の請

2 前項の請求があつたときは、 · 当 該 (普通地方公共団 は体の長さ は、 直ちに請求の 要旨を公表しなければならな

3 を公表しなければならない。 項 の請求があつたときは、 当 □該普通: 地方公共団 一体の長 は、 これを議会に付議 もし、 その結果を同項の代表者及び関係 者に 通 知 し、 カコ つ、 これ

4 八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)に-万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつては兄七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその 同 条第六項の規定は第 項の代表者について、 同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第 一項

会の 規定による請求者の署名について準用する。この場合にお 委員に係る請求については、 当該方面公安委員会の管理する方面 いて、 第七十四条第六項第三号中 本部の 管轄区域内)」と読み替えるものとする。 「区域内」とあるの は、 区 域内 (道 0 方面 公安委員

- 第八十七 匹 分の三以上の者の同意があつたときは、 A 条 前 !条第一項に掲げる職に在る者は、 その職を失う。 同条第三項の場合におい て、 当 該 普通 地 方公共団体の 議会の 議員 の三分 の二以 上 の者 が 出 席 Ļ そ
- 2 第百十八条第五項の規定は、 前条第三項の規定による議決についてこれを準 ·用する。
- 第八 決の 十八 日から一年間は、これをすることができない 条 第八十六条第一項の規定による副知事又は 副 市 町 村 長 0 解職 0 請 求 は、 その 就 職 0) 日から一 年 間 及び 同 条第三項 の規 定に よる議 会の 議
- 2 \hat{O} 第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員 規定による議会の議決の日から六箇月間は、 これをすることができない。 会の 委員 0) 解職 0 請求 は、 そ 0) 就 職 0 日 から六箇 月間 及び 同 条第三
- 第百 ると認めるときは、 として政令で定めるものを除く。 条 るものを除き、 普通地方公共団 法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないもの 選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。 体の議会は、 次項において同じ。)に関する調査を行うことができる。この場合において、 当 三該普通 地方公共団 体の事務 (自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政 当該調査を行うため特に必要が 令で定
- 2 に関する規定は、この限りでない。 通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、 前項後段 ただし、 過 の規定により議会が当該 料、 罰 金、 拘 留又は 勾 引 普
- 3 提出しないとき又は証言を拒んだときは、 第 一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係 六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。 人が、 正当 0 理由がない のに、 議会に出 頭せず若しくは 記 を
- ④~⑥ (略)
- 7 以下の禁錮に処する。 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係 人が虚偽の陳述をしたときは、 これを三箇月以 上 五.
- 8 前項の罪を犯した者が議会におい て調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、 その刑を減軽し又は免除することができる。
- 9~20 (略

よる除斥のため半数に達しないとき、 いて出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、 普通 地方公共団体の議会は、 同 議員の定数 一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、 の半数以上の議員が出席しなければ、 会議を開くことができない。 又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長 この限りでない。 但し、 第百十七条の規 定に

百三十八 道 の議 会に事務局を置

- 市 町 村 0 会に条例 の定めるところにより、 事 務 局を置くことができる。
- 務 局 元に事 務局長、 書記その他の職員を置く。
- 務局を置かない市町村の議会に書記長、 書記そ 0 他 \mathcal{O} 職 員を置く。 ただし、 町 村に お いて は、 書記長を置 か な いことが
- 務局長、 書記長、 書記その他の職員は、 議長がこれを任免する。
- 務局長、 書記長、 書記その他の常勤の職員の定数は、 条例でこれを定める。 ただし、 臨 時 の職につい 7 は、 0) 限 ŋ で な
- 8 7 6 5 4 3 2 務局長及び書記長は議長の命を受け、 書記その他の職員は上司の指揮を受けて、 議会に関する事務に従事する。
- 定、 ,務局長、書記長、 福祉及び利 益の保護その他身分取扱い 書記その他の職員に関する任用、 に 関して は、 この法律に定めるものを除くほ 職階制、 給与、 勤務時間その他の勤務条件、 か、 地方公務員法の定めるところによる。 分限及び懲戒、 服 務、 研修及び 勤 務成 績 0 評

第 百三 十八 条の 兀 通 地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の 長の 外、 法律 の定めるところによ 9 委員会又は委員を置

- 2 限に属する事務に関し、 普通地方公共団体の委員会は、 規則その他の規程を定めることができる。 法律の定めるところにより、 法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りに お 1 て、 その 権
- 3 普通地方公共団体は、 審査、 諮問又は調査のための機関を置くことができる。 法律又は条例の定めるところにより、 ただし、 執行機関の 政令で定める執行機関に 附属機関として自 治 ついては、 紛争処理委員、 この 限りでな 審査会、 審 議 会 調 査 会その 他 \mathcal{O} 調

第 百四 + 条 普 通 地方 公共団 体の長は、 衆 議院 議員又は参議 院議員と兼ねることが できな

2 涌 地 方 公共団: 体の長は、 地方公共 対団体の 議会の 議 員 並びに常勤 の職員及び 短時 間勤務職 員と兼ねることができな

第 地方公共団 百 兀 人及び 一十二条 体が 清算人たることができない。 出資している法人で政令で定めるも 通 地 方公共団体の長は、 当該 普 通 地 のを除く。 方公共団体に対し請負をする者及びその支配 0) 無限責任社員、 取締役、 執行役若しくは 人又は主として 監査 役若しくはこれらに準ずべ 同 <u>ー</u> 行 為をする法人 き者、 通

は同 百 一十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、 匝 !条の規定に該当するかどうかは、 通 地方公共団 体の長が、 普通地方公共団体の長が公職選挙法第十一条、 被選挙権を有しなくなつたとき又は前条の規定に該当するときは、 当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決 十二条又は政治資金規正 定しなけ その被選 ればならない。 学 権 \mathcal{O} 有 一法第 無 又

- 2 前項の規定による決定は、 文書をもつてし、 その理 一由をつけてこれを本人に交付しなければならない。
- 4 3 前 項の規定による決定に不服がある者は、 一求に関する行政不服審査法 (昭 和三十 都道 府県にあつては総務大臣、 七 年法: 律第百六十号) 第十四条第一 市町村にあつては都道府県知事に 項本文の期間 は、 第一 項の決定があつた日の翌日から、審査請求をすることができる。 翌日から 起

て二十一日以内とする。

第百五 支庁出 十五 [張所を含む。 条 普通 地方公共団体の長は、 以下これに同じ。)及び地方事務所、 その権限に属する事務を分掌させるため、 市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。 条例で、 必要な地に、 都道 府県にあ って は 支庁 (道にあ つては

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、 名称及び所管区域は、 条例でこれを定めなければならない。
- 3 第四条第二項の規定は、 前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第百 関を設けるものとする。 五. 通 地 方公共 団体 この長は、 前 条第 一項 に定めるも のを除く外、 法律又は条例の定めるところにより、 保 健 所 警察署その 他 0 行 政 機

- ② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。
- 3 第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

4

- 設置及び運営に要する経費は、 国の地方行政機関 (駐在機関を含む。 国においてこれを負担しなければならない。 以下本条中これに同じ。)は、 国会の承認を経なけ れば、これを設けては ならない。 玉 0 地 方 行政 関 0)
- (5) 機関、 局の事務所その他の航空現業官署、 前項の規定は、 及び水路官署、 防衛省の機関 司法行政及び懲戒機関、 森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、 税関の出張所及び監視署、 総合通信局の出張所、 地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、 税関支署並びにその出張所及び監視署、 電波観測所、 文教施設、 国立の病院及び療養施設、 これを適用しない。 税務署及びその支署、 警察機関、 気象官署、 官民人材交流 国税不服審判所の支部、 海上警備救難機関、 センター \mathcal{O} 支所、 地方航 航 空 疫

第百五 (普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、 **山**十八条 通 地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、 必要な内部組織を設けることができる。 条例で定めるものとする。 この場合におい 当

2 1通地方公共団体の長は、 分配慮しなければならない。 前項の内部組織の編成に当たつては、 当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡 素か つ効 率的 なものとなるよ

第 百五 十九九 条 普通地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する規定は、 政令でこれを定め

2 前 項 Ô 政 令には、 正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者に対し、 十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第百六十二条 副 知事 及び副市 町村長は、 普通 地 方公共団 体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

匝 条 公職 選挙法第十一条第一 項又は第十一条の二の規定に該当する者は、 副 知 事又は副市町村長となることができな

2 副 事 文 は 副 市 町村長は、 公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至つたときは、 その職を失う。

当該普 通 地 方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。ただし、 通 地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は副市町村長は、 議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。 退職しようとするときは、 その 退職しようとする日前二十日まで

2 前 ならない。 に規 定する場合を除くほ ただし、 当該普通地 か、 方針知 共 事 団又は \mathcal{O} 副 長 市 0 町 承認を得たときは、対長は、その退職し その退職しようとする目前 その 期 日 前 に退 職 二十日までに、 することができる。 当 該 普 通 地 方 公 共団 体 0 長 に 申 出 なけ

第百六 + -六条 副 知 事 及び 副 市 町村長は 検 察官、 警察官若 しくは収税官吏又は 普 通 地方公共団 体に における公安委員会の委員 (と兼 ねることが できな

- 2 第百四 十一条、 第百 四十二条及び第百五 + 九 条の規 定 は、 副 知事及び副市町 対長にこれを準用する。
- 3 普通地方公共団 体 い長は、 副 知事又は 副 市 町 村長が 前 項 に お 11 て準用する第百四 + 二条の規定に該当するときは、 れ を解 職 L な け れ ば な 5 な

第 百七 十四四 条 通地方公共団体は、 常設又は 臨時の専門委員を置くことができる。

- 専門委員 は、 専門の学識経験を有する者の中から、 普通地方公共団体の長がこれを選任する
- 3 2 専門委員 には、 普通地方公共団体の長の委託を受け、 その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
- 4 ?門委員 は、 非常勤とする。

2

第百 七十五 前項 · 規 条 定する機関の長は 道 府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、 普通地方公共団体の長の定めるところにより、 上司 該 普通 'の指揮を受け、 地方公共団体の長の補助 その主管の 事務を掌理し部 機関であ る職員をも 下の職員を指揮 つて充てる。

第百 寸 十二条の規定による副 会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議 七 め 長におい 九 いて議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、 知事又は副市町村長の選任の同意については、この 限りでない。 決すべき事件を処分することができる。 かであると認めるとき、 ただし、 普 通 地 第百六 方公 又は共

- 2 議会の 決定すべき事件に関しては、 前項の例による。
- 3 前二項の規定による処置については、 条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、2020については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を表 普通地方公共団体の長は、 承認を求り 普通地・ 方公共 なら な
- 4 前項の 場合において、 当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、 その旨 Iを議 会に報告しなければならない。 団 体の 長 は

0 普通 長の補助 十条の 地方公共団 務 、機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、 第二百 普通 体 (T) 方公共団体の委員会又は委員は、 五十二条の十九第 長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政 一項に規定する指定都市の区の事務所若 その権限に属する事務の一 機関に属する職員をして補助執行させ、 しくはその出張 部を、 支所若しくは出張所、 当該普通地方公共団体の 所、 保健所その 第二百二条の四第二項に規定する地域自 他の行政機関の長に委任し、 長と協 又は専門 議 して、 委員に委託 通 地 方公共 団

必 なな事 項 でを調 査させることができる。 ただし、 政令で定める事務につい 、ては、 この限りでは

第百八 条 通 地方公共団体に選挙管理委員会を置

- 2 予管理 委員 (会は、 四人の選挙管理委員を以てこれ を組 微する。
- 第百 議会においてこれを選挙する。 八 挙管理委員 は、 選 挙権を有する者で、 格 が高潔で、 政 治及び選挙に関 L 公正な識見を有するもの のうち から、 普 通 地 方公共団 体
- 2 議会は、 充員がすべてなくなつたときも、また、 前項の規定による選挙を行う場合においては、 同様とする。 同 時に、 同 項に規定する者のうち から委員と同 数 0 補 充員 を 選 挙 L なけ れ ば な 5 ない
- 3 委員中に欠員があるときは、 選挙管理委員会の委員長は、 補 充員の中からこれを補欠する。 その 順 序 は、 選 挙 0) 時 が 異 なるとき は 選 0) 前 後に
- より、 選挙の時が同時であるときは得票数により、 得票数が同じであるときはくじにより、 これを定める。
- **(5) (4)** 法律の定めるところにより行なわれる選挙、 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない 投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることが、 できな
- 6 により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、 第一項又は第二項の規定による選挙において、 地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。 同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項 政令でこれを定める。 0 規 定
- 8 なければならない。 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、 選挙管理委員会の委員長は、 直ちにその旨を当該普通地 方公共団 体の議会及び長に通 知

7

委員は、

第百八 八十三条 選 一挙管理委員の任期は、四年とする。 但 し、 後任者が就任する時まで在任する。

- 2 補欠委員 の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 3 充員の任期は、 委員の任期による。
- 4 委員 (及び補 充員は、 その選挙に関し第百十八条第五項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、 その 職を失わない
- 第百 に該当するときは、 4若しくは同法第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため選挙権を有しない 定する。 八十四条 選挙管理委員は、 その職を失う。その選挙権の有無又は第百八十条の五第六項の規定に該当するかどうかは、 選挙権を有しなくなつたとき、 第百八十条の五第六項の規定に該当するとき又は第百八十二条第四項に規定する者 .場合を除くほ 選挙管理委員が公職選挙法第十一 か、 選挙管理委員会がこれ
- 2 第百四十三条第二項から第四項までの規定は 前 項の場合にこれを準用する。
- 第百八 应 条の二 普通地方公共団体の議会は、 選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、 又は選挙管理委員に職 務上

0 常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。 義務違反その他 選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、 議決によりこれを罷免することができる。 この場合にお ては、 議会

2 委員は、 前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第百八 十五 条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、 当該選 学 管理委員会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、 委員長の承認を得なければならない。

第百八十五条の二 選挙管理委員は、 職務上知 り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も、 同様とする。

第百八十六条 .関係のある事務を管理する。 選挙管理委員会は 法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、 当 該 普通 地方公共団体 が 処 理する選挙に関する事務及びこれ

第百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

- 2 委員長は、 委員会に関する事務を処理し、 委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、 委員長の指定する委員がその職務を代理する。

第百八十八条 選挙管理委員会は、 委員長がこれを招集する。 委員から委員会の招集の請求があるときは、 委員長は、 これを招集しなければならな

第百八十九条 |委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に問選挙管理委員会は、三人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 ることができる。 る業務に直接の利害関係のある事件については、 委員長及び委員は、 自己若しくは父母、 その議事に参与することができない。 子、 孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事す 但し、委員会の同意を得たときは、 会議に出席 発言す
- 3 順序により、 前項の規定により委員の数が減少して第一項の数に達しないときは、 臨時にこれに充てなければならない。 委員の事故に因り委員の数が第一項の数に達しないときも、 委員長は、 補充員でその事件に関係のないものを以て第百八十二条第三項 また、 同様とする。

第百九 十条 選挙管理委員会の議事は、 出席委員の過半数を以てこれを決する。 可否同数のときは、 委員長の決するところによる。

第百 書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、 書記その他の職員を置き、 臨時の職については、この限りでない。 町村の選挙管理委員会に書記その 他 の職員を置く。

3 2 書記長は委員長の命を受け、 書記長、 書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事 但し、

する。

第百九十二条 公する。 選 一挙管理委員会の処分又は裁決に係る普 通 地方公共団体を被告とする訴 訟 に ついては、 選挙管理委員会が当該 普 通 地方公共 団 体 を代

第百九十三条 び第百五十九条の規定は選挙管理委員会の委員長に、 を準用する。 第百二十七条第二項、第百四十一条第一項及び第百六十六条第一項の規定は選挙管理委員に、 第百七十二条第二項及び第四 項の規定は選挙管理委員会の書記長、 第百五十三条第一項、 書記その他 第百五 の職員にこれ 十四四 |条及

第 百九 十四 _ 条 この 法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、 選挙管理委員会に関し必要な事項は、 委員会がこれを定める。

(地域自治区の設置)

第二百二条の四 区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、 及び地域の 住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、 条例で、 その

- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、 事務所の位置、 名称及び所管区域は、 条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、 当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
- 4 す 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、 第百七十五条第二項の規定は前項の事務 所の長につい · て 準 甪

(地域協議会の設置及び構成員)

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

- 2 地 1域協議会の構成員は、 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、 市 町 村長が選任する。
- 3 0 多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 市町村長は、 前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たつては、 地域協議会の構成員の構成が、 地域自治区の区域内に住所を有する者
- 4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。
- 5 第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、 地 域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。
- 3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

- 4 地 協 議 会の会長は、地域協議会の事務を掌理 į があ地 域協議会を代表する。
- 5 地 域 協 議 会の 副 会長は、 地域協議会の会長に 事 故 るとき又は地 域 協議会の会長が欠けたときは、 その 職 務 を 代 理 でする。 こする。

議

- 第二百二条の七 議し、 市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。 域協議会は、 次に掲げる事項のうち、 市 町村長その 他 0 市 町 村 0 機 関 により諮問されたもの 又は 必 要と認 めるも のに 0
- 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- 市町村が処理する地域自
- 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住 前号に掲げるもののほか、 治 区 所を有する者との連携の強化に関する事 の区域に係る事務に関する事
- 2 町 対長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項である。 つて地域自 治区の区域に係るものを決定し、 又は 変更しようとする場合にお

な

け

れ

ば

なら

市 町村長その あらかじめ、 他の市町村の機関は 地域協議会の意見を聴かなければならない 前二項の意見を勘案し、 必要が あると認めるときは、 適切 な措置を講じ

域 協 議 会の 組織及び 運 営)

3

第二百二条の この法律に定めるもの 0) ほ か、 地 域 協 議 会の構成員の定数その 他 の地域協 議 会の組織及び 運営に 関し 必 要な 事 項 は、 条例で定める。

政令への 委任

二百二条の 九 この法律に規定するものを除くほ か、 地域自: 治区に関し必要な事 項 は、 政令で定める。

施 設

- 第 とする。 匹 +应 条 通 地 方公共団体は、 住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設 (これを公の施設という。) を設けるもの
- 2 とを拒んではならな普通地方公共団体 (次条第三項に規定する指 定管理者を含む。 次項において同じ。 は、 正当な理由 IIがな 1 限 り、 住 民 が 公 0 施設 を利用
- 3 通 地方公共団体は、 住 民が公の 施設を利用することについて、 不当な差別的 取 扱 いをしてはならない

第二百四十五条の までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、 若しくは当該各大臣 るときは、文書により、 I以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかでIの処分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項各大臣は、その所管する法律若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定 当該都道府県知事に対して、 その旨を指摘し、 期限を定めて、 当該違反を是正し、 又は当該怠る法定受託事務の管理若

- めるべきことを勧告することができる
- 定めて当該事項を行うべきことを指示することができる。 大臣 は、 都道 府 県知· 事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事 ず項を行 わな いときは、 文書により、 当 該 都 道 府 県 知 事 に 対 Ļ 期 限
- 3 旨の裁判を請求することができる。 各大臣は、 都道府県知事が前項の 期限までに当該事項を行わな 1 ときは、 高等裁 判所に対 Ļ 訴えをもつて、 当 該 事 項 を 行うべきことを命 げる
- 4 |該高等裁判所に対し、その通告をした日時、 各大臣は、 高等裁判所に対し前項の規定により訴えを提起したときは、 場所及び方法を通知しなければならない。 直ちに、 文書によ ŋ その 旨を当 該 都 道 府 県 知 事 に 通 告 するととも
- 5 別日は、 当該高等裁判所は、第三項の規定により訴えが提起されたときは、 同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。 速やかに口 I 頭弁論 0 期 行を定さ め、 当 事 者を 呼 び 出 さ なけ れ ば な 5 な その
- 6 判をしなければならない。 当該高等裁判所は、 各大臣の請求に理由があると認めるときは、 当該 必都道 府県知事に対 期限を定めて当 ⋾該事項 を 行うべきことを命ずる 旨 \mathcal{O}
- 7

8

ならない。

- 行うことができる。この場合においては、 第三項の訴えは、 各大臣は、 都道府県知事が第六項の裁判に従い同項の期限までに、 当該都道府県の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。 各大臣は、 あらかじめ当該都道府県知事に対し、 なお、 当該事項を行わないときは、 当該事項を行う日 当]該都道: 1時、 場 府県知事に代 派所及び. 方法を通知しなけ わつて当該 事 項 れ ば を
- 第三項の訴えに係る高等裁判所の判決に 対する上 告 0 期間 は、 週 間とする。
- 11 10 9 前項の上告は、 執 行停止の効力を有しない。
- きは、 各大臣の請求に理由がない旨の判決が確定した場合に 都道府県知事は、 当該判決の確定後三月以内にその処分を取り消し、又は原状の回復そのない旨の判決が確定した場合において、既に第八項の規定に基づき第二 又は原状の回復その他必要な措置を執ることができる。 一項の規定による指示に係る事 項が 行 わ ると
- 12 区中 であり、 合又は当該法定受託 域」と読 前各項の規定は、 「各大臣」とあるのは かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときについて準用する。この場合においては、 み替えるものとする。 市町村長の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは各大臣若しくは都道府県知事の処分に違反するも 事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、 「都道府県知事」と、「都 道府県知事」とあるのは 「市町村長」と、 本項に規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困 「当該都道府県の 区 域」とあるの は 「当該 前各項の規定 芾 町 が 村 あ (T) る
- において準用する第一項から第八項までの規定による措置に関し、必要な指 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村長の第一号法定受託事務の管理又は執行につい 示をすることができる。 て、 都 道 府 県 知 に 対 前 項
- 14 第三項(第十二項において準用する場合を含む。 二項の規定は、 準用しない。 次項において同じ。)の訴えについ ては、 行政事件訴訟法第四 十三条第三項 0 規 定 に か わ 6
- 15 るもののほ 第三項 \hat{o} 訴 えについ ては、 主張及び証拠の 申 出 I の 時 期の 制 限その他審理の 促 進に 関 l 必 要な事項 は、 最 高 判

所 規

- 十条 委員は、 優れた識見を有する者 のうち から、 両議院の同 意を得て、 総務大臣が任命する。
- 2 委員の任命については、 そのうち三人以上が同一の政党その他の政治団体に属することとなつてはならな
- 3 大臣は、 委員の任 第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、 期が 満了し、 又は欠員を生じた場合において、 国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることが 委員を任命することができる。 できな とき 総 務
- 4 れないときは、 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。 総務大臣は、 直ちにその委員を罷免しなければならない。 この場合におい て、 両 議 院 の事 後 0 承 認が
- 5 委員の任期は、三年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、 再任されることができる。

8

- 7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、 後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 総務大臣は、 委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、 その委員を罷免し なけ れ ば なら
- 9 総務大臣は、 両議院の同意を得て、 次に掲げる委員を罷免するものとする。
- ち二人を超える員数の委員 委員のうち何人も属していなかつた同一の政党その他の政治団体に新たに三人以上 の委員が属するに至つ た場合に お 11 て は、 れ ら
- 超える員数の委員 委員のうち一人が既に属している政党その 他 \mathcal{O} 政 治 寸 体に 新たに二人以上の委員 が属するに至つた場合において は、 これらの者 のうち一
- 総務大臣 は、 委員のうち二人が既に属している政党その他 の政治 団体に新たに属するに至つた委員を直ちに罷 免するも のとする。
- 11 10 と認めるときは、 総務大臣 は、 委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、 両議院の同意を得て、 その委員を罷免することができる。 又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない 非行が ある
- 委員は、 第四項後段及び第八項から前項までの規定による場合を除くほか、 その意に反して罷免されることがない
- 委員は、 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も、 同様とする。
- 委員は、 在任中、 政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならな
- 15 14 13 12 常勤の委員は、 在任中、 総務大臣の許可がある場合を除き、 報酬を得て他の職務に従事し、 又は営利事業を営み、 その他 金銭 上の
- する業務を行つてはならない。
- 17 16 の給与は、 自己に直接利害関係のある事 別に法律で定める。 ,件について は、 その議事に参与することができな

関与に関する審 の申 出

審

第二百 他公権力の行使に当たるもの 五十条の十三 普通地方公共団体の長その他 査 の申出をすることができる。 (次に掲げるものを除く。 の執行機関は、)に不服があるときは、 その担任する事務に関する国の関与のうち是正 委員会に対し、 当該国の関与を行つた国 0 要 求、 可 の拒 0) 行政庁を相 否その 手方と 分

- 百 兀 十五 0 八第二項及び第十三項 \hat{O} 規 定に よる 指
- 兀 五 条の八第八項の規定に基づき都 **全条第二** 項 の規定による指示に係る事項を行うこと
- 十二条の十七 の四第二項の は規定により読み替えて適用する第に基づき都道府県知事に代わつて同 適用する第 二百四 + 五. 条の八第十二項において準 用する同 条第二 項 0 規 定に よる
- 第二百 村長に代わつて前号の指示に係る事項を行うこと。 五. 0 + の四第 二項の 規定により読 み替 えて適用する第一 二百 匝 + Ŧ. 条の 八第十二項に におい て 準 用 す る 同 条 第 八 項 0 規 に 基づ き
- 間内に 通 何らかの 地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の 国の関与のうち許可その他の処分その他公権 不 · 作 為 **国** 一の行 政庁 が、 申 請 等が 行 わ ないことを れ た場合に いう。 て、 以下 本 当 節 \mathcal{O} 期
- 3 おい 行われた場合において、当該協議に係る当該普通地方公共団体の義務を果たしたと認めるにもかかわらず当該協議が調わ 普通地方公共団 て同じ。)に不服があるときは、委員会に対し、 体の長その他の執行機関は、 その担任する事務に関する当該普通地方公共団体の法令に基づく協議の申出が国の行政庁に対して 当該国の不作為に係る国の行政庁を相手方として、 力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをし 文書で、 審 査 が申出 ないときは、 をすることができる。 委員会に対
- 申 出 項の .をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、 |該協議の相手方である国の行政庁を相手方として、 規定による審査の申出は、 当該国の関与があつた日から三十日以内にしなければならない。 この限りでない。 ただし、 天災そ 0 他 同 項 \mathcal{O} 規 定による審 査

文書で、

審査の申出をすることができる。

当

- 5
- 6 規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便 第一項の規定による審査の申出に係る文書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十前項ただし書の場合における第一項の規定による審査の申出は、その理由がやんだ日から一週間以内にし 送付に要した日数は、 (平成十四年法律第九十九号)以内にしなければならない。 算入しない。 (第二百 六十条の二第十二項 第二条第六 項 お に
- 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、第一項から第三項までの規定による審査いて「信書便」という。) で提出した場合における前二項の期間の計算については、送 という。)

 をしようとするときは、 相手方となるべき国の行政庁に対し、 その旨をあらかじめ通知しなければならない。 の申出 (以下本款において「国 の関 与に 関 する審 査 \mathcal{O} 申 出

査 及び

- ·方である国の行政庁の行 百五十条の十四 理 対し、 由 玉 の行政・ [を付してその旨を当該審査の申出 理由を付 に通 庁の行つた国の関与が違法又は普通 知 委員会は、 心、か かつ、 つた国の関与が違法でなく、 つ、これを公表し 自治事務に 期間を示して、 に関する国 [をした普通 なければならない。 必 |地方公共団体の自主性及び自立性を尊 く、かつ、普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点か「の関与について前条第一項の規定による審査の申出があつた場合に 要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、 地 方公共団体の 普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から 長その他の執行機関及び当該国の行政庁に通知するとともに、これ 重 する観点から不当であると認めるときは、 当該勧告の内容を当該普 おいては、 不当でないと認め 通地方公共団 審 査を行 当 体の を公表し 図国の行 いるとき 長そ 相
- 行 行つた国 政 定受託 庁に通知するとともに、これを公表し、 の関与が違法でないと認めるときは、 事務に関する国の 関与につい て前条第 当該国の行政庁の行つた国の関与が違法であると認めるときは、 理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団 一項の規定による審査 0 申出 Iが あ つた場合において は、 審 体の長その他 査 当該国 を 行 一の行 相 . の 執 政庁に対 手方であ 行機関及 る

に通 「 を 付 知 かつ、これを公表しなければならない か 期間 を示して、必要な措 に置を講ずべきことを勧告するとともに、 当 ⋾該勧告 0 内容を当 該 普 通 地 方 公 共 4 体 0 長その 他 執 行 機

- ともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、 てその旨を当該審査 委員 審査の申出に理由があると認めるときは、当該国の行政庁に対し、 会は、 条第二項の規定による審査の申出があつた場合にお の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、 ては、 理由を付し、 審査を行 かつ、期間を示して、 かつ、これを公表しなければならない。 当該審 查 り申出に 必要な措置を講ずべきことを勧告すると 理 由 がないと認めるときは、 これを公表し、 由 を 当 付
- 行政庁に通知するとともに、これを公表しなければならない。 ※を果たしているかどうかを審査し、 委員会は、 前条第三項の規定による審査の申出があつたときは、 理由を付してその結果を当該審査の申出をし 当該審査の申出に係る協議について当該協議に係る普通地方公共団体がその た普通地方公共団体の長その他の執行機関 及び相手方である国 義
- 5 前各項の規定による審査及び勧告は、 審査の申出があつた日から九十日以内に行わなけ ればならない。

(関係行政機関の参加)

第二百五 参加させることができる。 、団体の長その他の執行機関、 山十条の 十五 委員会は、 関係行政機関を審査の手続に参加させる必要があると認めるときは、 相手方である国の行政庁若しくは当該関係行政機関の申立てにより又は職権で、 国の 関与に関する審査 当 該関係行政機関を審査の の申 出 をした普通 手 地 方

団 委員会は、 体の長その 前項の規定により関係行政機関を審査 他の執行機関及び相手方である国の行政庁並びに当該関係行政機関の意見を聴かなければならない。 の手続に参加させるときは、 あらかじめ、 当該国の関与に関する 審 査 の申 出 をした普通地 方 公

証拠調べ)

2

第二百五十条の 行機関、 という。)の申立てにより又は職権で、 相手方である国 十六 委員会は、 の行政庁若しくは前条第一項の規定により当該審査の手続に参加した関係行政機関 審査を行うため必要があると認めるときは、 次に掲げる証拠調べをすることができる。 国の関与に関する審査の申出をし (以下本条に た普通 地方公共団 において 体の長その 「参加! 他 関

- 適当と認める者に、参考人としてその知つている事実を陳述させ、 又は鑑定を求めること。
- 書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、 又はその提出された物件を留め置くこと。
- 三 必要な場所につき検証をすること。
- 、を審尋すること。 玉]の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他 この執行 機 関、 相 手方である国の行政庁若しくは 参加 行 政機関又はこれ

2 審査を行うに当たつては、 に証 拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。 玉 0 関 与に関する審 査の申出をし た普通地方公共団体の長その 他の 執行 1機関、 相 手方である国 行政

庁及

(国の関与に関する審査の申出の取下げ)

第二百五 関する審査の申出 定による審査 十条の + の結果の通知若しくは勧告があるまで又は 七 を取り下げることができる。 の関与に関する審査の申 出 をした普 第二百五十条の 通 地方公共団 [体の長その他 $\dot{+}$ -九第二 項の規定により の執行機関は、 調停が 第二百五十 成立するまでは、 -条 の + 兀 第一 11 項 0 でも当 から 第四 玉 項 まで 0 関

2 0 関与に 関する審査 の申出の取下げ は、文書でし なけ れ ばならな

自 1治紛争 処 理

第二百五十一条 する審査及びこの法律の規定による審査請求、 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、 再審査請求、 審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。 普通地方公共団 体 (以下本節において「都 相互の間又は普通地方公共 道 府県の 団 体 0 関 機 関 与」とい 相 互 \mathcal{O} 間の 、 う。)に関 紛 争 \dot{O}

2 ものとする。 おいては、総務大臣又は都道府県知事は、 自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに、 あらかじめ当該事件に関係のある事務を担任する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議する 優れた識見を有する者のうちから、 総務大臣又は都道府県知事がそれぞれ 任命する。この 場合に

3 自治紛争処理委員 は、 次 の各号のい ずれかに 該当するときは、 その 職 を失う。

当事者が次条第二項の規定により調停の申請を取り下げたとき

自治紛争処理委員が次条第六項の規定により当事者に調停を打ち切つた旨を通 知 したとき。

総務大臣又は都道府県知事が次条第七項又は第二百五十一条の三第十三項の規定により調停が成立した旨を当事者に通知したとき。

、理委員の審査に付することを求める旨の申出を取り下げたとき。 市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の三第五項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十七の規定により自: 治

五. 項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による審査の結果の通知をし、かつ、これらを公表したとき。 項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果の通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は第二百一 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項若しくは第二百1 五十一条の三第 五十一条の三第

査 第二百五十五条の五の規定による審理に係る審査請求、 一の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。 再審査請求、 審査の申立て又は審決の申請をした者が、 当該審 査 請 求 再 審 査 請

七 する裁決若しくは裁定をし、 第二百五十五条の五の規定による審理を経て、 又は審決をしたとき。 総務 大臣又は都道府県知 事 が審 查請求若 しくは再審査請求に対する裁 決をし、 審 査 申 <u>17.</u> てに

総務大臣又は都道 府県知事は、 自治紛争処理委員が当該事件に直接利害関係を有することとなつたときは、 当 該 自 治 紛 争 処理 委員を罷 免 L なけ

ばならない。

において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、 とあるの 第二百五十条の九第二項、 は 総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは 「一人」と、 同条第十項中「総務大臣」とあるのは 第八項、 第九項 (第二号を除く。 「総務大臣又は都道府県知事は」と、)及び第十項から第十四項までの規定は、 「総務大臣又は都道府県知事」と、 同条第八項中「総務大臣」とあるのは 「三人以上」とあるのは 「二人」とあるのは 自治紛争処理 「総務大臣又は都道府県知事」と、 一委員に準 「二人以上」と、 用 でする。 同条第十一 この 同条 場 合

紛

項中 同 条第十二項 総務 「項」と読 大臣」とあるのは 中 み替えるものとする。 「第四項後段及び第八 「総務大臣又は 項 なから前 都道府県知 項まで」とあるの 事 と、 両 は 一議院の同意を得て、 「第八項、 第九項 (第二号を除く。 その委員を」とあるの 第十 は「その 項 及び 自 前 治 項 . 紛 争 並 び に 処理委員 二百 (を) と 五. +

第四

第二百五十一条の二 請に基づき又は職権に くほか、都道府県又は都道府県の機関が当事者となるものにあつては総務大臣、 普通: より、 地方公共団体相互の 紛争の解決のため、 間又は 前条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その調停に付することができる。 普 通 地方公共団体の機関相互 その他のものにあつては都道府県知 一の間 に紛争があるときは、この 法 律に 事は、 特別の定め 当事者の文書による申 があるも を除

2 申請に基づき開始された調停においては、当事者は、 総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、 当該申請を取り下げることができる。

4 3 自治紛争処理委員は、 1治紛争処理委員は、 前項の規定により調停案を当事者に示し、 調停案を作成して、これを当事者に示し、 その受諾を勧告するとともに、 その受諾を勧告したときは、 直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の 理由を付してその要旨を公表することができる。

5 及び調停の経過を公表することができる。 自治紛争処理委員は、 調停による解決の見込みがないと認めるときは、 総務大臣又は 都 道 府県知事の 同意を得て、 調停を打 ち切 り、 事 件 0 要 点

過を総務大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

6 治紛争処理委員は、 前項の規定により調停を打ち切つたときは、 その旨を当事 者に 通 知 しなければなら ない。

7

なければならない。 この場合においては、 一項の調停は、 当事者のすべてから、 総務大臣又は都道府県知事は、 調停案を受諾した旨を記載した文書が総務大臣又は都道府県知事に提出され 直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、 当事者に調停が成立した旨を通 たときに成立するもの

8 総務大臣又は都道府県知事は、 前項の規定により当事者から文書の提出があつたときは、 その旨を自治紛争処 理 委員に通 知するも のとす る

者及び関係人並びに紛争に係る事件に関係のある者に対し、 1治紛争処理委員は、 第三項に規定する調停案を作成するため必要があると認めるときは、 紛争の調停のため必要な記録の提出を求めることができる。 当事者及び関係人の出 頭及び陳述を求め、 又は 当事

10 とする。 第三項の規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定、 経過 の 公表についての決定並びに前項の規定による出 頭 陳述及び記録の 第五項の規定による調停の打切りについての決定並びに事件の 提 出の求めについての決定は、 自治紛争処理 委員の合議によるも

第二百五十一条の三 を求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十一条第二項の規定により自治 否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの 総務大臣は、 市町村長その 他 の市 (次に掲げるものを除く。) に不服があり、 町村 の執行機関が、 その担任する事務に関する都道府県の関与のうち是 紛争処理委員を任命し、 文書により、 自治紛争処理委員の審査に付すること 当該申出に係る事件をその の要 可 拒

|四十五条の八第十二項において準用する同条第二項の規定による指示

- 五 7 準 甪 す る 同 条 第 八 項 0 規 定に . 基 づ き市 前 る 行うこと。
- · う。 当の 五十一条第二項の 期 本節 間 内に にお 何 いて うかの 規定に 同じ。 都道 0 こに 足府県の より自治 執 行 不服 機 関 関 があ 与 紛争処理委員を任命 が、その担 のうち許可その り、 文書により、 任する事 他 の処 当該 治 分その 関 はする 紛 申 争 出 ·処理委員の審査に付することを求める旨 他 に係る事件をその審査に付さなければならな 力の行使に当たるもの 心の不作 (都道: 府 県 をす の行 ^べきにかかわらず、1政庁が、申請等が行 の申出をしたときは、 行 わ れれ た場
- て行われ É 総務大臣 当 治紛争処理委員の審査に付することを求める旨 該 (申出に係る事件をその審査に付さなければなら た場場 合において、 市 町村 長その他 当該協議に の市町村の に係る当 執行 該市 機 関 が、 の申出をしたときは、 町 村 その担任する事務に関する当該市町村の法令に基づく協 な の義務を果たしたと認めるにもかかわらず当該協議が調わないことについて、 速やか に、 第二百五十一条第二 項 (n) 規 臓識の申 定により自治紛争処理委員を任命 出 が 都 道 府県の 文書により 行 政 庁に 対
- 前三 |項の規定による申出においては、 次に掲げる者を相手方としなけ n ば な 5 な
- 第一項 の規定による申出の場合は、 当該申出に係る都道府県の関与を行 つた都道 府 県 \mathcal{O} 行 政 庁 庁
- 第二項の規定による申出の場合は、 当該 申出に係る都道府県の不作為に係る都 道 府 0) 行 政
- 前 項の 規定による申出 の場合は、 当 一該申出 に係る協議の相手方である都道 府県 0
- るのは までの 員」と、 第二百五 規定は、 市 第二百 土十条の 町村 (中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百百五十条の十三第四項並びに第二百五十条の十四第一 長その 第一項 十三第四項から第七項まで、 他 \mathcal{O})規定による申出につい 一の市町村の執行機関」と、「 第二百五 て準用する。この 国の行政庁」とあるの 十条の十四第 「第二百五十一条の三第十三十四第一項及び第二項中「国 場合におい 項、 は て、 第二 都 これら 項及び第五 道 府県 の関 項」と読み替えるものとする。 の規定中「普通 の行政庁」と、 項並 与」とあるの びに第二 地方公共 百五 は 委員会」とあ 「都道· 十条の 寸 府 体 県 0 + こあるのはの長その他の の関 五. から 与 第二百 と、 自 \mathcal{O} 執 第二百 治 行機 五. 紛争 関 処 五. とあ +理 委
- 6 十七 の規 市 定による申出について準用す第二百五十条の十三第七項、十七第一項中「第二百五十条 第 町 村の 項中「第二百 執行機関」と、「国の行政庁」とあるのは「都道府県の行政庁」と、 て準用する。この場合において、これらの規定中「普通地 五. 十条の十九第二 第二百五十 項」とあるのは -条の十 四第三項及び第五項並びに第二百五十条の十五から第二百五十条の十 「第二百五十 一条の三第十三項」と読み替えるものとする。 「委員 方公共団体 会」とあるのは の長その他 「自治紛争処 執行機 理 委員」と、 るので はの 「規市 定 第二百 町は、 村 長 五. その項 十 条 他の 0
- 定による申 町 ´」とあ 四 百 村 項 0 五. 十条の十三第七項、 中 る 行機関」と、「国 出 「当該協議 のは について準用する。この場合において、これらの規 「第二百五十一条の三第十三項」と読み替えるものとする。 に係る普通地方公共団 第二百五十条の \mathcal{O} 行政庁」とあるの 「体」とあるのは +四第四項及び第五項 は 都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは 「当該協 定中 並 議に係る - 「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市でに第二百五十条の十五から第二百五十条の十七までの規定 市 町 村」と、 第二百五十条の 「自治紛争処 +t 第一項· 理 一委員」と、 中 「第二百 第二百 五.十 町は、 村 条の 五 長 第 くその $\overline{+}$ 十条 項 九の他の
- 規 争 処 委員 したときは、 は、 査 第五項において準用する第二百 の結果の通 直ちに にその旨 知若しく 及び は 審査 勧 告及び 一の結 果又は 勧告 五十条の十四第 . (7) 勧告の 内容の 通 内容を総務大臣に報告しなければならな 知 一文は前一 項若しくは 頭に おいて準用する第二百五十条の 第二項若 しくは第六項 お V 7 +準 四用 第 する第二百 兀 項 の規 定による審 五. 十 \mathcal{O} + 査 四
- て準用する第二百五十条の十 四 第一項若 しくは第二項又は第六項において準用する第二百五十条の + 兀]第三項 0 規 定による自 治

ととも 項 処 (の規定による申出をした市町村長その他の市町 理 委員 その旨を総務大臣に通知し 勧 Iがあ つたときは、 なければならない。この場合においては、 該 (勧告を受けた都道府県 村 の執行機関に通知し、 0 行政 好庁は、 かつ、これを公表しなければならない。 当該 総務大臣 勧 告 に示された期間 は、当該通知に係る事 内に、 当 該 ず項を当 勧 告に 該勧 即 して必要な措置 告に 、係る第 を講 項 又 ずる は 第

11 10 総務大臣 主は、 前項の勧告を受けた都道府県の行政庁に対し、 同項の規定により講じた措置についての説明を求めることができる。

を作成して、これを第一項から第三項までの規定による申出をした市町村長その他の市 その受諾を勧告するとともに、 、は第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定により審査をする場合において、 自治紛争処理委員は、 第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項、 理由を付してその要旨を公表することができる。 町村 の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁に示 第六項において準用する第二百五十条の 相当であると認めるときは、 職権により、 十四四 第三項 調 停案

12 である都道 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停案を第一項から第三項までの規定による申出をした市町 一府県の行政庁に示し、 その受諾を勧告したときは、 直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経 村長その 過を総務 他 \mathcal{O} 市 町 大臣に報告 村 0) 執 行 機関 しなけ 及び ń 相 ば 手 な 方

ない。

た文書が総務大臣に提出されたときに成立するものとする。 当該市町 第十一項 調停案に係る調停は、 調停案を示され た市 町村長その 他の 市 町 村 0 行機 関及び都 道府県の 行 政 庁 カュ 調停の要旨を公表するとともに これ を受諾した旨を記

執

, 5

13

0

14 委員に通知するものとする。 総務大臣 は、 前項の規定により市町村長その他の市町 村 の執行機関及び都道府県の行政庁から文書の 提出 があったときは、 その 山山 を自 治 紛 争 処

15 次に掲げる事項は、 自治紛争処理委員の合議によるも のとする。

第五項において準用する第二百五十条の十 点から不当であるかどうかについての決定及び同項の規定による勧告の決定 -四 第 項の規定による都道府県の関与が違法又は普 通地方公共団 体の自 主 性 及び 自立 性 を尊重 一する

第五項において準用する第二百五十条の十 四第二項 の規定による都道府県の 関 与が違法であるかどうかについ て 0) 決定及び 同 項の 規定に ょ る

告の決定

第六項にお いて準用する第二百五十条の 十四四]第三項 告 の規定による第二項 (T) 申 出 に 理 由 があるかどうかについ ての 決定及び第 六項 に お 準 用

する第二百五十条の十四第三項の規定による勧 第 七項 において準用する第二百五十条の + 匹 第 この決定 四 項の規定による第三項 0 申 出 に係る協議について当該協議に係 る市 町 村 が その 義務を果たし

ているかどうかについての決定

項 から第七項までにおいて準用する第二百 五. + 条の十五第 項 の規定による関係 行政 機 関の 参 加 につ 1

七六五 第五 項 から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十六第 項の規定による証 拠調 0) 実施 につ 7

項 の規定による調停案の作成及びその要旨 の公表につい ての 決定

二百 五 |十一条の四 この法律に規定するもの 0) ほ か、 自 治 紛争処理委員 0 調停並 びに審査及び勧告に関 し必要な事 項 は、 政 令で定める。

- 第二百五十二条の二 を設けることができる。 及び執行について連絡調整 普通 地方公共団体は、 を図り、 又は 広 位域に 普 通 わ 地 たる総 方 公共団 合的 体 な計画を 三画を共 0 同し 部を共同 て作成するため、 して管理し及び執行 協議により 規 若しくは 約を定め、 普通 普 地 通 方 公共団 地 体の 事 務 協 \mathcal{O} 議会 管 理
- 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないにあつては都道府県知事に届け出なければならない。普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、 及び規約を告示するとともに、 都 道 府 県 0) 加 入するも の に あつて は 総 務 大 臣 そ 0 他 ŧ
- 3 て連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、 この限りでない。 V.) ただし、 普 通 地 方 公 共 寸 体 0) 事 務 \mathcal{O} 管 理 及び 執 行 に 0 V
- 4 公益上必要がある場合においては、 都道府県の加入するものについては総務大臣、その他 \mathcal{O} ŧ のについ て は 都 道 府 県 知 事 は、 関 係 0 あ る 通 地
- 5 るようにしなければならない。 方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、 関係普通地方公共団 体は、 当 該 計 画 に 基づ 1 て、 その 事 務 を 処 理 す
- 6 !地方公共団体の協議会は、 必要があると認めるときは、 関 係 0 あ める公の 機 関 の長に対 Ļ 資料 0 提 出、 意見 0 開 陳、 説 明 その 他 必要な協 力

組 織

一求めることができる。

第 二百五十二条の三 普通地方公共団体の協議会は、 会長及び委員をもつてこれ を組 織 ずる。

- 2 を選 任する。 1通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、 規約の定めるところにより 常勤又は非常勤とし、 関係普通地方公共団体の職員 のうち から、 これ
- 3 通 地方公共団 体 上の協議・ 会の会長は 普 通 地方公共団 |体の協 議会の 事 務を掌理 し、 協 議会を代表する。

協 m議会の 規

第二百五 十二条の四 通 地方公共団体の 協議会の規約に は、 次に掲げる事項 につき規定を設けなければならない。

協議会の名称

- 協議会を設ける普通 地方公共団
- 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会に おい て連絡調整を図る関係普通 地方公共団体の事務又は協議会の 作成する計 画 0 目
- 議会の経費の支弁の方法
- 通 るもののほ 方公共団体の事務の一部を共同 か、 次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。 L て 管理し 及び執行するため普通地方公共団 体の協議会を設ける場合には、 協 議 会の規 約 に は、 前項

- 会の し及び執行する関係普通地方公共団 体 0 事 務 (以下本 項 中 協 議 会の担任する事務」 とい 、 う。 0 管 理 及び 執 行 0 方法
- 協 議会の担 任する事務を管理し及び執行する場 所
- 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団 体 \mathcal{O} 職員の 身 分取
- 五四三二 |議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の り財産の 取得、 管理及び処分又は公の施設の設置、 管 理 及び 項廃 止 \mathcal{O} 方法
- 前各号に掲げるものを除くほか、 協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し 必 要 な事

協 議会の 事 務 の管理及び執行 1の効力)

第二百五十二条の五 管理 一及び執行は、 関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものとしての効力を有する。 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その 他の執 行 機 関 0) 名に お 1 てし た事 務 0

協 組 織 0 変更及び 廃 止

第二百五十二条の六 、は協議会を廃止しようとするときは、 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、 第二百五十二条の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならな 若しくは協議 会 の規約を変更

退による協 議 会の組織 の変更及び廃 止 0 特例

- 第二百五十二条の六の二 前条の規定にかかわらず、 全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、 協議会を設ける普通地方公共団体は、 協議会から脱退することができる。 その議会の議決を経て、 脱 退する日 . の 二 年 前までに 他 \mathcal{O}
- 2 での る規 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、 %約の変更については、 例により、 当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。ただし、 第二百五十二条の二第三項本文の例によらないものとする。 当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、 第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事 第二百五十二条の二第一 項 から 項の り第三項 いみに係 ま
- 3 議決を経なければならない。 同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、 第 項の予告の撤回は、 他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限 り、 することができる。 あらかじめ、 この場合にお その 議会の て、
- 4 普通地方公共団体は、 項の規定により協議会から脱退したときは、 その旨を告示しなければならない。
- 5 第一 コ該普通 項 、の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、 地方公共団体は、 その旨を告示するとともに、 第二百五十二条の二第二項の例により、 当該協議会は廃止されるものとする。この場合に 総務大臣又は都道府県知事に届 け出 なけ におい 7

第二百五十二条の七 (次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局 普通地方公共団体は、 協議により規約を定め、 という。)、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第共同して、第百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその

務 その ※を補助する職員又は第百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。 規 內部組: 定 でする 織 (次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。 関、 第百五十六条第一項に規定する行政機関、 第百五 + 八条第一項に規定する内 普通地方公共団体の議会、長、 委員会若しくは委員 委員会若しくは委員 務 局

- 増減し、 又はこれらの議会事務局、 前項の規定による議会事務局、 若しくはこれらの議会事務局、 執行機関、 執行機関、 協議してこれを行わなければならない。 附属機関、 執行機関、 附属機関、 行政機関、 附属機関、 行政機関、 行政機関、 内部組織、 内部組織、 委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、 内部組織、 委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を 委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し 関係
- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、 同条第四項の規定は 第 項の場合にこれ を準用する。

通地方公共団体は、

同項の例により、

、脱退による機 関等の , 共同 設置の変更及び 廃 止 0 特 例

第二百五十二条の七の二 前条第二項の規定にかかわらず、 経て、 脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、 同条第一 項の規定により機関等を共同設置する普通地方公共団 共同設置から脱退することができる。 体は、 その 議

- 2 変更を行わなければならない。 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、 当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、 協議して当該脱退により必要となる規
- 3 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、する場合を含む。)に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の関 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は、 前 項の場合につい 第二百五十二条の二第三項本文の規定は、 て準用する。 ただし、 次条第二号 (第二百五 準用しない。 十二条の十三に お 準 用
- 4 議決を経なければならない。 .項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、 することができる。この場合にお あらかじめ、 その 議会の て、
- 5 普通地方公共団体は、 第一項の規定により機関 等 \dot{O} 共同設置から脱退したときは、
- 6 において、 け 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通 ばならない。 当該普通 地方公共団体は、その旨を告示するとともに、 地方公共団体が一となつたときは、 第二百五十二条の二第二項の例により、 ったときは、当該共同設置は廃止されるもその旨を告示しなければならない。 総務大臣又は都道府県知事 のとする。 ずに届 É 場 合

関の共同設置に関する規約

第二百五十二条の八 共同 ご設置する機関」という。) 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関 の | 共同設置に関する規約には、 次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。 以 下この条におい

- 共同 .設置する機関の名称
- 共同 【設置する機関を設ける普通地方公共団
- 設 |置する機関の執務場所
- 設 |する機関を組織する委員その 他 の 構 成 員 0 選 任 の方法及びその身分取

前各号に げ るも 0) を除く ほ か 同 設 置 はする 機 関と関 係 普 通 地 方公 4共団 体 ځ 0) 関係そ 0 他 共 同 設置する 機 関 に 関 L 必 要 な 項

しする の委員等 選任 及び 身 分 取 扱

Ŧī.

第二百 各号のい 十二条の ずれの方法によるかを定めるものとする 普通 地方公共団体が共同 :: 置する委員会の委員で、 普 通 地 方 公共団 体 · の 議 会が選挙すべ きも \mathcal{O} 0) 選 任 に 0 11 て は、 規 約 次

- 規約で定める普通 地方公共団体の議会が選挙すること。
- 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者につい て、 すべ て 0 関 係普通 地方公共団 体の 議会が
- 団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、 規約で、 次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。 普通地方公共 団体の長が当該 選挙すること。 普 通 地 方 共
- 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同 一意を得て選任すること。
- 「同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、 それぞれの関係普通地方公共 団 体 .. の 長 が 当 該 普 通 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 議 会
- 3 選任すべきものの選任については、 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機 規約で定める普通地方公共団体の長、悉立べきものの選任については、規約で、 次の各号のいずれの方法によるかを定めるも 関 0 委員その 他 のとする。 \mathcal{O} 構 成 員 で、 普 通 地 方 公 共団 体 0 長 委員 会又は が
- 委員会又は委員が選任すること。
- 選任すること。 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者につい て、 規 約で定める普通地方公 共 団 体 0 長、 委員· 会又は 委員 がこ を
- 該普通地方公共団体の職員とみなし、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合におの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通は普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成1 いなす。 いては、 地方公共団体の長が選任する場合にお員で第一項又は第二項の規定により選 規 約で定める普 通 地 方公共団 任 ては、 す Ź 員と ŧ 当の
- 5 普通地方公共団 については、これ 体が共同設置する委員会の らの者を選任する普通 2地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普1の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他 通地方公共団体の構成員で第三項 の規定により選 職 員とみ 、なす。 任 するも 0 0 身 分 取

同 :設 置 はする機 関の委員等の 解職 請 求

立するものとする。

第二百 寸 寸 共団 体 五. 共同 十二条の十 おける選挙権 を有する者の請求 共同 設置する場合においてはすべて 者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の [する場合においてはその半数を超える関係普通地方公共団体の を有する者が、 る者が、政令の定めるとに基づき普通地方公共団 の関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、 定めるところにより、 その属する普通地方公共団体の長に対し、 議会において解職に同意する旨の議決があ 解職の 請 成求を行 法律の定めるところ 又は三以 い、二の つたときは、 関 係普 上の普 通地 通 地 通地方公共 方公共 当 該

(共同設置する機関の補助職員等)

- 第二百五十二条の十一 関においてこれをつかさどるものとする。 より共同)の長の補助機関である職員をもつて充て、 .設置する委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体(以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」と 普通 地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、 普通地方公共団体が共同 一設置する附属機関の庶務は、 第二百五十二条の 規約で定める普通地方公共団体の執行機 九第四 項 文は 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定 12
- 2 地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は 附属機関に要する経費 は、 関係 普 通地方公共団体がこれを負担 Ļ 規約 で定め る普 通
- 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、 規約で定める普通地方公共団体の 収入とする
- 4 管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。 表しなければならない。 おいては、 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事 規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、 監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、 かつ、 この場合 を公公 業の

共同設置する機関に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事 管理及び執行に関する法令、条例、 団 体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。 規則その他の規程 の適用については、 この法律に特別の定めがあるものを除くほ か、 それぞれ関係普通地方公 務 \mathcal{O}

(議会事務局等の共同設置に関する準用規定)

第二百五十二条の十三 人機関、 する。 部 組 織 委員会事務局、 第二百五十二条の八から前条までの規定は、 普通地方公共団体の議会、 長、 委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置につい 政令の定めるところにより、 第二百五十二条の七の規定による議会事務局、 て準 行

事務の委託)

- 第二百五十二条の十四 普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。 普通地方公共団体は、 協議により規約を定め、 普通地方公共団体の事務の一 部を、 他の普通 地 方公共団体に委託 当 該
- 2 てこれを行わなければならない。 前 項の規定により委託した事務を変更し、 又はその事務の委託を廃止しようとするときは、 関係普通地方公共 団 体 は、 同 項 0) 例 より、 協 議
- 3 は その事 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前 ,務の委託を廃止する場合に、 同条第四 項の規定は第一項の場合にこれを準用する。 二項の規定により普通地方公共団体 の事務を委託し、 又は委託した事務を変更し、

規

第二百五十二条の げる事 十五 条の規定により委託 す Ź 普 通 地 方 公共 寸 体 0 事 務 (以下本条中 「委託 事務」 とい . う。 0) 委 託 に関 する規 約 に は、 次に 掲

- 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普事項につき規定を設けなければならない。 通 地 方 公共 寸
- 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び 執行 0 方 法
- 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 前各号に掲げるもののほ か、 委託事務に 関 L 必 要な 事

務の 委 託 0

第二百五十二条の十六 規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用す 規約で定めをするものを除くほか、 定める規程は、 委託した普通地方公共団体の条例、 普通地方公共団体の 事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、 事務を、 他 規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。 の普 通 地方公共団体に委託 して、 当該普通地方公共団体の した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべ 長又は 同 種 \mathcal{O} 委員: 規則又はその 会若しくは 別 機 関 き 員

員 0 派

第二百五 を求めることが 処理のため特別の必百五十二条の十七 普通: 要があると認めるときは、 地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、 他の普 通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、)長又は委員会若しくは委員に対し、当法律に特別の定めがあるものを除くほ か、 該 普 **当該普通地方** (団体の職 方公共団体の 員の 派 事 遣 務

- 職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。 手当(退職手当を除く。)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その求めることができる。 ;遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負5;める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議; ることができる。 を負担することと により、 派遣を 当該 当該 給料
- 4 普通地方公共団体の委員会又は委員が、 、ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、1通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくは に規定するもののほ か、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、 若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、 当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。 当該職員の派遣をした普通地方公共団 の 職員
- !する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定め をすることができる。

0 権

第二百五十二条の十九 づく政令の定めるところにより処理することとされて ができる。 政令で指定する人口五十万以 上 の市 いるものの全部又は一部で政令で定めるものを、 (以 下 「指定都市」という。)は、 次に掲げる事務のうち都道 政令で定めるところにより、 府県が法律又はこれ 処理すること に基

一 十 三

可 認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若 け 認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、 他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員 るものとする。 認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、 各大臣の許可、 認可等の処分を要するものとし、 しくは都道府県の委員会の改善、 又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許 若しくは各大臣の指示その他の命令を受 停 止、 制限、 禁止そ 許

設

第二百五十二条の二十 と認めるときはその出張所を置くものとする。 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、 条例で、 その区域を分けて区を設け、 区 一の事務で 所又は必要が

- 2 1の事務所又はその出張所の位置、 名称及び所管区域 は、条例でこれを定めなけれ
- 3 区の事務所又はその出張所の長は、 当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。 ばならない。
- 4 区に選挙管理委員会を置く。
- 5 七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、 第百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、
- 6 れる区には、 指定都市 は、 区地域協議会を設けないことができる。 必要と認めるときは、条例で、 区ごとに区地域協議会を置くことができる。 この場合において、 その 区域内に地域自 治 が け 5
- 7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の 九までの規定は、 区地域協議会に 進用 する
- 8 指定都市は、 地域自治区を設けるときは、その区域は、 区の区域を分けて定めなければならない。
- 9 設けることができる。 第六項の規定に基づき、 区に区地域協議会を置く指定都市 は、 第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、 その一 部 0 区 0 区域に地 域自治
- 10 に定めるもののほ か、 指定都市の 区に 関し 必要な事項は、 政令でこれを定める。

第二百五十二条の二十一 いて必要な事項は、 政令でこれを定める。 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、 第二百五十二条の十九第 項の規定による指定都 市 の指 定があつた場合

市

- 第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以 核 :処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的 \市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、 上 の市 (以 下 「中核市」という。)は、 第二百五十二条の十 処理することができる。 九第一項 の規定により な事務 その 他 \mathcal{O}
- らに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、 令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、 各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。 政令の定めるところにより、これらの指示その 制限、 禁止その 他これ 他の

-核市の 指定に係

- 第二百五十二条の二十四 総務大臣は、 第二百五十二条の二十二第一 項の 中 核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、 関 係 市 か 5 出
- 2 に基づき、これを行うものとする。 前項の規定による申出をしようとするときは、 関 係市 は、 あらかじめ、 当 該· 市 0 議会の議決を経て、 都道府 県 0 同 意を得なけ ればならない。

令への委任

3

項の同意については、

当該都道府県の議会の議決を経なけ

ればならない。

第二百五十二条の二十五 第二百五十二条の二十一の規定は、 第二百五十二条の二十二第一 項の規定による中核市の指定があつた場合につい 甪

第二百五十二条の二十六

-核市の指定に係る手続 別の特例)

第二百五十二条の二十六の二 て 同 項 規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、 第七条第一 (は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。項又は第三項の規定により中核市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分につ

市

第二百五十二条の二十六の三 京市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その一百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「特例市」という。)は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中 1例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、 政令で定めるところにより、 処理することができる。

2 命 らに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、 令に関する法令の規定を適用せず、 特例市がその事務 を処理するに当たつて、 又は都道府県知事の指 法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、 示その他の命令に代えて、 各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。 政令の定めるところにより、 停 止 これらの指示その 制 限、 禁止その 他これ 他

:例市の指定に係る手続

第二百 1五十二条の二十六の四 第二百五十二条の二十 兀 |の規定 は、 前 条第 項 0 規定による特例市の指定に係る政令の立案に 0 いて準用 する。

合への委任

第二百五十二条の二十六の五 て準用する。 第二百五十二条の二十一の規定 は、 第二百五十二条の二十六の三第一 項の 規定による特例市 の指 定 があ つた場合につ

扱い

第二百五十二条の二十六の六 特例市に指定され(指定都市又は中核市の指定があつた場合の取 失うものとする。 第一項の規定による中核市の指定があつた場合は、 特例市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定又は第二百五十二条の二十 当該市に係る第二百五十二条の二十六の三第一 項の規定による特例市の指定は、 その効力を

の特例

第二百五十二条の二十六の七(特例市の指定に係る手続 兀 .て同項の規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十六の二に規定する場合を除き、第二百五十二条の二十六二百五十二条の二十六の七 第七条第一項又は第三項の規定により特例市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分に [において準用する第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。 第二百五十二条の二十六の . つ

第二百五 に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、 会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、 受する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。 **山**十六条 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、 選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基づく住民の賛否の 副市町村長、 選挙管理委員、 普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、 監査委員又は公安委員会の委員の解職の 議決、 直接請 投票 議 求

第二百六十条の二 る団 定める目的の範囲内において、 [体」という。) は、 町又は字の区域その他市町 地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、ユタ字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において 権利を有し、 義務を負う。 その 地 地線によ

2 前項の認可は、 づいて行う。 地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、 その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申

-請

- その区 現にその活動を行つていると認められること。 |域の住 民 相互の連絡、 環境の整備、 集会施設 の維 持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地 域 的 な共同 活 動を行うことを目 的
- その区域が、 住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。
- その区域に住所を有するすべての個人は、 構成員となることができるものとし、 その相当数の者が現に 構成員となつていること。

規約には、 次に掲げる事項が定められて 1 なけ れ ばならない。

規約を定めていること。

目的

区域 名 称

主たる事務所の所

地

構成員の資格に関する事項

代表者に関する事

八七六五四

資産に関する事項会議に関する事項

第二項第二号の区域は、 当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならな

市町村長は、 地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、 第一項の認可をしなければならない。

7 6 5 4 んではならない。 項の認可を受けた地縁による団体 項の認可は、 当該認可を受けた地縁による団体を、 (以 下 「認可地縁団体」という。 公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。 は、 正当な理由がない限り、 その区域に住所を有する個人の加入を拒

認可地縁団体は、 民主的な運営の下に、 自主的に活動するものとし、 構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、 第一項の認可をしたときは、総務省令で定める呼は、特定の政党のために利用してはならない。

8

10 ţ 市町村長は、 また同様とする。 総務省令で定めるところにより、 これを告示しなければならない。 告示した事項に変更があつたとき

(11) らない。 認可地縁団体は、 前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、 総務省令で定めるところにより、 市 町村長に届 け 出 なけ れ ば な

12 この 何人も、 場合において、 町村長に対し、 当該請求をしようとする者は、 総務省令で定めるところにより、 郵便又は信書便により、 第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。 当該証明書の送付を求めることができる。

13 ることができない。 認可地縁団体は、 第十項の告示があるまでは、 認可地緣団 体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗

(14) 市町村長は、 その認可を取り消すことができる。 認可地 団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、 又は不正な手段により第一項 の認可を受けたときは

(15) (17) 略

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、 者の申立てにより又は職権で、 破産手続開始の決定をする。 裁判所は、 代表者若しくは

前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始 の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十八 にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、 定 0 期間

いる債権者を除斥することができない。 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。 ただし、 清算人は、 知 れて

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、 各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十 始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、 清算人は、 直ちに破産手続開

2 たものとする。 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、 破産管財人にその事務を引き継いだときは、 その任務を終了し

3 財人は、これを取り戻すことができる。 前項に規定する場合において、清算中の 認可地縁団体が既に債権者に支払い、 又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、 破産管

4 第一項の規定による公告は、 官報に掲載してする。

第二百六十条の三十八 第五十一号)により、五十万円以下の過料に処する。二百六十条の三十八、次の各号のいずれかに該当する場合においては、 認可地縁団体の代表者又は清算人は、 非訟事件手続法 (平成二十三年法

の申立てを怠つたとき

第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始 又は不正の公告をしたとき。

合の種類及び設置

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、 部事務組合及び広域連合とする。

2 \(\)

直 接請求

合を組 都市 会の 以下この 条第五 県である場 広 る」と び を有する 方公共 0) は <u></u>の 議員 連合 区を含み、 0 する者」とあるのは σ 议 あ 選 織 項 献する地 を選 前 団 下この号にお 区 号において同じ。)」と、第七十四条第六項 |挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下 (当該 おいて準用する場合を含む。)中「普通地方公共団体 るのは「の加入する広域連合に係る」と、 合には当該都道府県の区域内の .を含む」と、第八十条第四項前段に 定中「選 体 \mathcal{O} 挙 区域 する広域連合である場合には当該 指定都市である場合には当該 下本 方公共団 広域連合」と、 第七十六条第四項、 長その他 内 編において 兀 いて の市町村及び指定都市 はするも 体の議会において当該広 を有する者」とあるの 「請求権を有する者 広域連合の 「指定都市」という。 Ŧi. 「(以下この のを除く。 「選挙権を有する者」という。 (第七十五 第八十 職員で 規 定 たは、 市 条第四項 市の 」と読み替えるほ . О 町 号において「指定都市」という。 政令で定め 0) 第 区 .おいて準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団 村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 は 制定若しく 政 五 <u></u>の 選挙 域 区 令 項 (当該広域連合の区域内にあるものに限る。 ヮ 連合 」とあるのは 前 請求権を有する者」と、 で 第三号 段、 区 特 段、 区 るも 1の議 の区域の全部又 他 別 (選挙区がないときは当該 第八十 、は改廃、 の定めをするもの の市町村の区域内」とあるのは のの 会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議 八 (第七十五条第五項)」とあるの か、 + (当該普通地方公共団体 解職の請求について準用する。 一条第二項及び第八十六条第四項前段において 「広域連合 広域 必要な技術的読替 第 四 敬連合の. 分は一 項 部が含まれる市町村及び第二百五十二条の十 は「広域連合を組織する普通地方公共団 第七十四条第 を除くほ (当該広)の区を含み、 「請求権 前 段、 広域連合の区域内の 八 「えは、 域 を有する者」という。 + 第七十六条第四項、 連合 が、 行に関する監査 五. 「の他 項中 政令で定め が、 都道府県である場合に) と、 指定都市である場合には当該 この場合に 広域連合の の市町村の 「普通地方公共団 十六 第二百 市町村及び 议 区域内 体) 」 と、 おい 選挙人の投票により当該広域 第八十一条第二項 下この号にお 域 五. 方 (当 合の 十二条の三十 準)指定都 該 は 用する場合を含む。)中 (当該広域連合の 普 当 同 体又は特別 0 同 賦 会の解 通 一該都道府県」とあるの 条第六項第一号 議会の議員及び長の 章 を -九第一 V 市 地方公共団体が、 徴 て「指定都 市 \mathcal{O} 収 及び第八十六条第 九 区)を含み、 の区を含む」とあ 七 項 第一項中 会が置か 区の議会の 十四条第 び に規定する指 区域内に び 市」とい かれてい 連 連 広域 合の 都道 項 選 七 議 百 限 は を 挙 十 員 挙 \mathcal{O} 五. る連定議 府 る 五. 及 用

- を超 前 よう請 を有するもの 項に定 八十万以 め いるもの 十万 することができる。 (第五 下の場合にあつてはその のほ える場合にあつてはその 項前 か、 して得た数) 設におい 広域連合を いて「 以 組 四十 上 請 織 $\overline{\mathcal{O}}$ 求権を有 する普通 者の 八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十 万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 連署をも する者 地方公共団体又は特別区 っつて、 」という。 その) は、 代 、表者から、 政 (D) 令で定めるところにより、 議 殿会の議 当該広域連合の長に対し、 員及び長の選挙権を有 その する者で 当 総数の三分 該 広域 1 で 当 連合 0 該広 の規 (その 域 約 連 + 合 総数 万に三分の \mathcal{O} 更 へを 要 た数、 が 域 兀 +
- 規 たによ 連 があつたときは、 合の規約を変更するよう要請しあつたときは、広域連合の長は、 は、 なけ 直 ちに、 れ ば ならない。この場合にお 請 求 0 要旨を 公表するとともに、 いては、 当 該 当 要 該 請 広 をし 域 連 た旨 合を を 組 同 織 する 項 0 代 地 表者 方 に通 寸 知 体 L に な 対
- 5 定による 五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の 要請 があ つたときは、 域 連 合 を 組 織 がする地: 方公共 <u>ー</u> 寸 数 体 は、 (その総数が四 れ を尊 重 十万を超え八 て必 要な措置を執るようにし 一方以下の場合にあつては なけ その なら 四 一十万 を

」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内(当該広域連合の区域内に限る。 とあるのは 以下この号において同じ。)」と、同項第三号中「普通地方公共団体 項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するも る請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二 万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、 超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 は「広 ・条第六項の規定は第二項の代表者について、 (以下「請求権を有する者」という。)」と、 〔域連合(当該広域連合」と、「(以下この号において「指定都市」という。)の区を含み、 「の区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読 同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定によ 同条第六項中「 選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、 (当該普通地方公共団体が、 その総数が八十万を超える場合にあ 都道府県である場合には当該都道府県」とある 指定都市である場合には当該市の区を含む」 同項第一号中 つては 「に係る

より第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項において準用する第二百五十二条の三十九第一項の規定に 請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、 政令で定める。 この場合において必要な技術的

替えるほか、必要な技術的読替えは、

政令で定める。

定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。 合で特別の定めをするものを除くほか、 公職選 挙法中普通地方公共団体の 選挙に関する規定は、 第 項にお 1 7 準 甪 する第七十六条第三項 0

前項の投票は、 政令で定めるところにより、 広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行うことができる。

8

○ 商法(明治三十二年法律第四十八号)(;

(営業譲渡人の競業の禁止)

十六条 びこれに隣接 存する区域及び地方自治法 営業を譲渡 はする市 した商人 町村 の区域内においては、 (以下この章において「譲渡人」という。 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五 その営業を譲渡した日から二) は、 |十二条の十九第 一十年間 当事 者 は、 ·九第一項の指定都市にあって :の別段の意思表示がない限り 同一 の営業を行ってはならない。 ŋ は、 同 区。 以下 市 同じ。 (東京都 0 域 贠 別

○ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)(抄)

2

3

.の繰上 収

保険料は、 次に掲げる場合において は 納 期前 であっても、 すべて徴収することができる。

- 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合
- 国税、 地方税その他の公課の滞納によって、 滞 納処分を受けるとき。
- 強制執行を受けるとき。
- 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 企業担保権の実行手続の開始があったとき。
- ホ 競売の開始があったとき。
- 法人である納付義務者が、解散をした場合
- 被保険者の使用される事業所が、 廃止された場合

(保険料等の督促及び滞 納処分)

第百八十条

- 一 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないとき。都市にあっては、区とする。第六項において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。 若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法保険者等は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の 国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の 居 住地 指定
- いとき。 第百七 十二条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付 な

5 (略)

6

市町村は、 収 (金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。)は、第四項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。 この場合においては、 保険者

籍事項の無料証 明

第百九十六条 において同じ。)は、!(百九十六条 市町村長 被保険者であった者の戸籍に関し、 保険者又は保険給付を受けるべき者に対して、 (特別区の区長を含むものとし、 無料で証明を行うことができる。 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、 当該市町村 (特別区を含む。 の条例で定めるところにより、 区長とする。 被保険者又は 第二百三条

2

町 '村が処理する事務等)

第二百三条 日 雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち厚生労働大臣が行うものの 部 は、 政令で定めるところにより、 市 町村長が行うことと

することができる。

を委託することができる。 協会は、市町村(特別区を含む。 に対し、 政令で定めるところにより、 日 雇 特例 被 以保険者 の保険 の保険 人者の 事 務 のうち協会が 行うも 部

\bigcirc 員 昭 和 + 应 [年法律第七十三号)

0

第百三十一条 保険料は、次に掲げる場合において は 納期 前 であっても、 すべて徴収することができる。

納付義務者が、次のいずれかに該当する場合

国税、 地方税その他の公課の滞納によって、 滞納処分を受けるとき。

強制執行を受けるとき。

破産手続開始の決定を受けたとき。

企業担保権の実行手続の開始があったとき。

競売の開始があったとき。

法人である納付義務者が、 解散をした場合

(保険 (料等の督促及び滞納処分)

第百三十二条 規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。 場合は厚生労働大臣をいう。 第七十一条第二項(第七十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による徴収金を納付しなければならない場合は協会、これら以外の)を滞納する者があるときは、 保険料その他この法律の規定による徴収金(第百五十三条の二第一項及び第百五十三条の六第一項を除き、以下 以下この条及び次条第一項において同じ。)は、 期限を指定して、 これを督促しなければならない。 「保険料等」とい ただし、

2 • 3 (略)

第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料等を納付しないとき。 第一項の指定都市にあっては、区とする。第六項において同じ。)に対して、その処分を請求する。 務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の厚生労働大臣又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納 その処分を請求することができる。 十九 付義

前条第一項各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者が、 その 指定の期限までに保険料を納

- 5 (略)
- 6 徴収金の百 市町村は、 分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。 第四項の規定による処分の請求を受けたときは、 市町村税の例によってこれを処分することができる。 この場合におい て、

(戸籍事項の無料証明)

第百四十四条 関 又は保険給付を受けるべき者に対して、 し、無料で証明を行うことができる。 市町村長 (特別区の区長を含むものとし、 当該市町村 (特別区を含む。 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。)は、 の条例で定めるところにより、 被保険者又は被保険者であった者の戸籍に

2 (略)

○ 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)(抄)

第四 都の 区の存する区域及び地方自治法 死産の届 出は、 医師又は助産師の死産証書又は死胎検案書を添へて、 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一 死産後七日以内に届出人の所在地又は死産があつた場所の市町村長 項の指定都市にあつては、 区長とする。 以下同じ

2~4 (略)

)に届出なければならない。

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄

第三十八条 市町 村は、 その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

第三十九 条 市 町 村は 適当と認めるときは 前条の規定による事務の全部又は一 部を処理するため、 市町村の組合を設けることができる。

第四十条 他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。 町村は、 前二条の規定によることを不可能又は不適当と認めるときは、 小学校の設置に代え、学齢児童の全部 又は 部 の教育事 務 を、

2 項 前項の場合においては、 (中「都道府県知事」とあるのは、1項の場合においては、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。 第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第

○ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)(抄)

第四十五条 る者又は遺族の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。 は、 行政庁又は保険給付を受けようとする者に対して、 市町村長 (特別区及び地方自治法 者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定めるところにより、保険給付を受けようとす(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。

○ 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)(抄)

第五条 一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。 保健所は、 都道府県、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一 項の指定都市、 同法第二百五十二条の二十二

② (略)

〇 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)(於

(救助の対象)

第二条 (地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。|条||この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域 内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

○ 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)(抄)

第五 都市 十四条 においては、 (特別区等に対する適用) 特別区及び区に、 これを適用する。 この法律中市に関する規定は、 東京都の区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定

○ 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)(抄)

第四 条 都の 区のある区域においては、この法律中の市、 市長及び市役所に関する規定は、 区 区長及び区役所にこれを準用する。 地方自治法第二

百五十二条の十九第一項の指定都市においても、同様である。

○ 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)(抄)

(広域消防運営計画)

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、 計画(以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。)を作成するものとする。 広域化後の消 防 の円 .滑な運営を確保するための

- 2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- 一消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 協議会を設ける場合にあつては、 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、 議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。 当該協議会には、 同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 規約の定めるところにより、 第二百五十二条の二第一項の規定により 関係市 町村

○ 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)(抄

第四十七条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、 この法律中市に関する規定は、 区にこれを適用する。

○ 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)(抄)

第四条 は交付した金銭等 この法律において「収入」とは、 (金銭その他政令で定める財産上の利益をいう。以下同じ。)の当おいて「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受で、 以下同じ。)の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のもの 第八条の三各号に掲げる方法による運用のために供与し、又

2~5 (略)

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合 (労働組合法 (昭和二十四年法律第百七十四号) 第二条に規定する労働組合をいう。 第三項並びに第二十一条の三第一

二百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二 政治資金団体以外の者に対しては、 び 第二項において同じ。)、 職 員団 政治活動に関する寄附をしてはならない。 体(国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二又は地 一項におい て 同じ。 方公務員法 その他 (昭 和二十 \mathcal{O} J 体 は、 五. 年 法 政 党及 第

- 2
- 3 を除く。)をすることを勧誘し、 何人も、 労働 組 職員団体その 又は要求してはならない。 他 0 寸 体 (政 治団 体を除く。)に対して、 政 公治活動 に関する寄附 政 成党及び 政 治 資 金 寸 に 対するも 0
- 4 号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区の区域)又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区 る支部以外のものは、 第一項及び前項の規定の適用については、 政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。 政党の支部で、一以上 \mathcal{O} 市町村 (特別区を含む。) の 区 域 (地方自 1治法 の区 (昭 域を単位として設けられ 和二十二年法律第六十

\bigcirc 地 改 良 法 (昭 和二十 ·四年法律第百 九十 五. 号)

改良事業に参加 する資格

農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、 改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての その所有者 次 0 各号 0 11 ず れ かに 該当する者とする。

- ては、 会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、 (業委員会等に関する法律 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、 市町村長。 以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、 (昭和二十六年法律第八十八号) その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む 第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置 その申出が相当であ かない い市町村にあつ農業委員会(つて農業委員
- 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者
- 兀 \mathcal{O} 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする その他 政令の定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申 の場合にあつては、 ・その 所 有者 し 出 た場合にあつては、 そ

2 \(\) 8

第百二十五条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、(特別区等に対する規定の適用) 十九第一項 の指定都市 (以下「指定都市」という。) にあつては区又は区長に適用する。 特別区のある地にあつては特別区又は特別区 の 区 一長に、 地 方自 治法第

2

(農業委員会の交換分合計画の決定手続)

の農業委員会が置かれている市町村については、当該農業委員会の区域。 び収益を目的とする権利を有する者の二分の一以上の同意を得てその一定の農用地に関し第二条第二項第六号に掲げる事業(以下「交換分合」と いう。)を行うべきことを請求した場合において、その農用地が一の市町村の区域(農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により二以上 党地に関し交換分合を行うため交換分合計画を定める。 る農用地を含む一定の農用地を定め、その農用地について所有権、 十七条 その農用地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係農業委員会がその協議により、 権原に基き耕作又は養畜の業務を営む者二人以上が、 農林水産省令の定めるところにより、これらの者が耕 地上権、 本項及び次項において同じ。)内にある場合にあつては当該農業委員会 永小作権、 質 権、 賃借権、 その請求を相当と認めるときは、 使用貸借による権利又はその他の使用及 作 又は養畜 の目的 に供 その農 L

るところにより、 ては当該農業委員会が、その農用地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係農業委員会がその協議により、 同意を得て、 前項の規定による請求がない場合においても、特に必要があると認めるときは、 その農用地につき交換分合計画を定めることができる。 交換分合を行うべき農用地及び交換分合計画の概要を公告し、 その農用地について同項に掲げる権利を有する者の二分の一以上 交換分合すべき農用地が一の 市 町 村の区域内にある場合にあ 農林水産省令の 定め

3~6 (略)

○ 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)(抄

第十二条 百 究のため交付の要求があつたときは、 五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長とする。二条 引取者のない死体については、その所在地の市町村 その所在地の市町村長 その死亡確認後、これを交付することができる。 以下同じ。 (特別区の区長を含むものとし、 は、 医学に関する大学の長 地方自治法 (以下学校長という。 (昭和二十二年法律第六十七号) から医学の教育又は

○ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)(抄)

第百三十七条 区に適用する。 この法 律 中市 町村に関する規定は 特 別区 のある地にあつては特別区に、 地方自治法第二百五十二条の -九第一 項の 指 定都市

〇 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄)

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

げ る者 は、 挙権及び 被 | 選挙 権を有 L

- 禁錮 以 刑 処 てせら れその執行を終わるまで
- 禁錮以 上の 刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの (刑 の執 行猶予中の者を除く。
- 兀 よる利得等の処罰に関する法律 公職にある間に犯した刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は (平成十二年法律第百三十号)第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執 公職 に あ る者等 \mathcal{O} あ 行 0 0) せ 免除 W 行為に を受
- 五. 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執た者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者 行 予
- 2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、 第二百五十二条の定めるところによる。
- 3 由 登録がされているものについて、 がなくなつたことを知つたときは、 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第三十条の六の規定による在外選挙人名簿 第一項又は第二百五十二条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその 遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

学 権 を有し な 者

第 『行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過一条の二』公職にある間に犯した前条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、 当該五年を経過した日から五年間、 その執行を終わり又はその執行 被選挙権を有しな の免除を受け た者でその

Ö 単

- 第 区において、 衆議院 選挙する。 (小選挙区 |選出) 議員、 衆議院 定 例代表選出) 議員、 参 議 院 (選挙区選出) 議員及び都道府 温泉の 議会の議員は、 それぞれ各
- 2 議院 (比例代表選出) 議員は、 選挙する。
- 3 都道府県知事及び市町村長は、 当該地方公共団は、全都道府県の日]体の区域において、区域を通じて、選挙 選挙する。
- 4 町 村 の 議会の議員は、 選挙区がある場合にあつては、 各選挙区において、 選挙区がない場合にあつてはその市 町 村 の区域におい

方公共団 団体の議 会の議 員 の選挙区

- 十五 区域のい 条 ずれ 道 府県の議会の議 かによることを基本とし、 員の選挙区は、一の 条例で 定 市 んめる。 。 区 域、 0) 市 0 区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接 する 町 村 0 区 位域を合っ わ せ
- 2 たりの 前 人口」という。)の半数以上になるようにしなければならない。この場合におい の選挙区 隣接する他の市町村の区域と合わせて その人口が当該都道 |府県の人口を当該都道府県の 一選挙区を設けるものとする。 .。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半.議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下この条において「議員一 数に
- 3 0) 市 の区域の人口が議員一人当たりの人 П の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、 隣 接する他 0) 市 町 村 0 区域と合わ

を設けることができる。

- 0) 村の区 当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 市町村の区域とみなすことができる。の区域が二以上の衆議院(小選挙区選出) <u>ー</u>の 市町村 上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定のに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、区。区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とす 「指定都市」という。)にあつては、区。以下この項において同じ。) 適用については、 当該各区域を
- 6 域をもつて選挙区とする。 市町村は、特に必要があるときは、 その 議会 0 議 員 の選挙につき、 条例で選挙区を設けることができる。 ただし、 指定 都 市 に つい ては、 区 0 区
- 7 8 (略)
- 二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域 当該指定都市の区域を分けるに当たつては、第五項の場合を除き、 (市町村の区域に係るものを含む。) は、 当該指 区の区域を分割し 定都市 \mathcal{O} 区 ない
- 10

ものとする。

(登

挙人名簿に登録しなければならない。 他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、 町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、 ただし、市 町村 の選挙管理委員会は、 登録の日を変更することができる。 当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の二日 登録月の一日から七日までの 間に選挙の 期日がある選挙を行う場合そ 選

2 院比例代表選出議員の選挙については、 名簿に登録しなければならない。 市町村の選挙管理委員会は、 選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会 中央選挙管理会) が定めるところにより、 当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選 (衆議院比例代表選出) 議員又は 参 議

表示及び訂正

第二十七条 旨の表示をしなければならない。 、条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、 市 町村の選挙管理委員会は、 選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十 直ちに選挙人名簿にその

2

- 第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市 直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、 町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの 第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。
- 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

- 前条第一 項 の表示をされた者が当該市町 村 0 を知つたとき。の区域内に住所 域内に住所を有しなくなつた日後四箇 月 を経過するに至つたとき。
- 登 0 際に 登録されるべきでなかつたことを

、投票用 紙の交付及び様式

第四 一十五条 投票用紙は、 選挙の当日、投票所に おいて選挙人に交付しなければならない。

2 1.関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。 投票用紙の様式は、 衆議院議員又は参議院議員の 選 一挙については総務省令で定め、 地方公共団体 0) 議会の 議 員又 は 長 0 選 挙 に 0 い . T は当該 選

票の 武載事項 及び投

記

囪

第四十六条 用紙に当該選挙の 衆議院 公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。 (比例代表選出) 議員又は参議院 定 例代表選出) 議員の 選挙以外の選挙の投票に ついては、 選挙人は、 投票 所に お て、 投票

2 略

(記号式

第四 地方公共団体は、 公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、 一十六条の二 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の投票 前条第一 項の規定にかかわらず、 条例で定めるところにより、 投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、 (次条、 により、選挙人が、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された第四十八条の二及び第四十九条の規定による投票を除く。)については、 これを投票箱に入れる方法に

2 (略)

よることができる。

(点字投票)

第四 十七条 投票に関する記載については、 政令で定める点字は文字とみなす。

(代理投

第四 \mathcal{O} 出 名称及び略称)を記載することができない選挙人は、第四十六条第 [政党等の名称及び略 十八条 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職 か :わらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。 称、 参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職 の候補者の 項から第三項まで、 氏名 (の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党に(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿! 第五十条第四項及び第五項並びに第六十八条の が規定に 党党等 届

投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、 院名簿登載者を含む。)一人の氏名、 一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記 投票所の事務に従事する者のうち (公職の候 から当該 補者たる 選 挙人

3 他 合において必要な事項は、政一人をこれに立ち会わせなけ ればなら 8

項 0 場 令で 定

第四 所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。 第四 十五 条第一項 第四十六条第一 の選挙人の投票につい 項から第三項まで、 て は、 第四十 同 項 の規定によるほ 八条及び第五十条の規定にかかわらず、 令で定めるところにより、 不在者投票管理 第四 十二条第一項 者の管理 けっる投 ただし を記 第四 す Ź 兀 条

- 要介護者であるもので、 護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者又は介護保険法 する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号) 条第二項に規定する信書便 十二条第一項 選挙人で身体に重度の障害があるもの (に規定する一般信書便事業者、 ただし書、 政令で定めるものをいう。)の投票については、 第四十四条、 (以下「郵便等」という。) により送付する方法により行わせることができる。 同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同 第四十五条、 (身体障害者福祉法 第四十六条第一項から第三項まで、 (昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者、 前条第一項及び前項の規定によるほか、 第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、 (平成九年法律第百二十三号) 第七条第三項に規定する 政令で定めるところにより、 戦傷 病 その 第二条第 者 法 現 別 第 在 援
- 限る。 第六十八条の規定にかかわらず、 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないも)をして投票に関する記載をさせることができる。 政令で定めるところにより、 あらかじめ 市町 村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者 のとして政令で定め (選 挙権を有する者 るも \mathcal{O} は
- 用紙に投票の記 一項から第三項まで、 ついては、 特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在するもののうち選挙の当日 同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、 は載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。 第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、 国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記 第四十二条第一 前条第一 一条第一項ただし書、第四十四条、第四·項第一号に掲げる事由に該当すると見 第四十五 載する場 込ま 所におい 第四 \mathcal{O} 十六条第 0 投 投票 票に
- 5 同 前項の特定国外派遣組織とは、 .項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。 法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当 コする組 織 であ って、 当 該 組 お
- 組 織の長が当該組織 の運営について管理又は調整を行うための 法令に基づく権限を有すること。
- 組 織 が国外の特定の施設又は区域に 滞在していること。
- 定 国 外派 遣組織となる組織 特定国 1外派 遣 組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、 を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人(特定国 この法 律の規定の適用につい ては、 外派 当 光遣組織 該 特 定 に属 玉]外派遣 するも 組 を に 属
- て本邦以外の区域を航海する船員 一号に掲げる事由に該当すると見込まれるも 加安全法 する船員(船員法和八年法律第十一 号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務 (昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員をいう。)であるもの のの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、 のうち 省令で定める 選挙の当日前条第 同項 及び第 船 一項 一 乗

省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、 条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、 定によるほ 政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、 第四 十四四 総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、 条、 第四十五条、 行わせることができる。 第四十六条第一項 へから第一 三項まで、 第四 を総

- 員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、 ぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、 ける投票については、同項及び第一項の規定によるほか、 十六条第一項から第三項まで、 :在するもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選 織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)で次の各号に掲げる施設 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織 第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、 行わせることができる。 政令で定めるところにより、 (以下この項において「南極地域調査組織」という。)に属する選挙人 その滞在する次の各号に掲げる施設又は船舶の区分に応じ、それ 第四十二条第一項ただし書、 これを総務省令で指定する市町 第四十四条、 村の選挙管理委員会の委 第四十五条、 又は船 極 地 公挙 にお 域 舶 調 第 査
- 南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの 不在者投票管理者の管理する場 所
- を行うことについて不在者投票管理者が当該船舶の船長の許可を得た場所 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する船舶で前 項の総務省令で定めるもの この項に規定する方法による投
- め 不在者投票管理者は、 なければならない。 市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、 不在者投票の公正 な実 施 \mathcal{O} 確 保に

子人の 確認及び投票の拒

9

五 ならない。その宣言をしない者は、 投票管理者は、 投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、 投票をすることができない。 その本人である旨を宣言させなけ

- 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。
- 3 2 !項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、 投票管理者は、 仮に投票をさせなければならない。
- 項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなけ ればなら
- 5 4票立会人において異議のある選挙人についても、 また前二項と同様とする。

4

石条 とき又は一人となつたときは、 衆議院 (小選挙区選出) 投票は、行わない。 議員の選挙において、第八十六条第一項から第三項まで又は第八項の規定による届出 のあつた候補者が一人である

- 2 +において選挙すべき議員の数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は同条第一項の規定による届出をした衆議院名簿届出政党等が一で衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六条の二第一項若しくは第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者の総数がその選
- 3 (比例代表選出) 議員の選挙において、第八十六条の三第一項又は同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前 段の規定による

るとき若しくは一となつたときは、投票は、行わない。

れ

届 に係る参議 院 名 登載者の総数がその 選 挙に おい て 選挙 すべき議員の数 を超えないとき又は超えなくなつたときは、 投票は、 行 わな

- 条第一項、 あつた候補者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は地方公共団体の長の選挙にお参議院(選挙区選出)議員若しくは地方公共団体の議会の議員の選挙において第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による 第二項、 、第六項若しくは第八 頭の規定による届出のあつた候補者が一人であるとき若しくは一人となつたときは、 投票は、 行わ ない。 いて
- 5 (略)
- 当選人と定めなければならない。 われる場合を除く。 第一項から 第四 「項まで(第二項の)又は第百二十七条の 規定の 場合においては、 適 用がある場合であつて、 選挙長は、 衆議院比例 その 選 挙 代表選 Ō 期 日 から五日以内に選挙会を開 出 議員 の選挙が衆議院小 選 学区 き、 当 選 該 出 公職 議員 の候補者をも 0 選 一挙と同 時に つて 行
- 7~9 (略)

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

- 第二百五十二条 二条の二、第二百五十二条の三及び第二百五十三条の罪を除く。 行猶予の言渡しを受けた者については、 .)挙権を有しない。 この章に掲げる罪(第二百三十六条の二第二項、 その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの)を犯し罰金の刑に処せられた者は、 第二百四十条、 第二百四十二条、 第二百四十四 その裁判が確定した日から五年間 間)、 条、 この法律に規定する選挙権及び 百 兀 + 五. 第二百 (刑 の 五. 執
- 2 -こ の [若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日 なくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。 章に 掲げる罪 (第二百五十三条の罪を除く。) を犯し禁錮以上の 刑に処せら れ た者は、 『又はその裁判が確定した日から刑の執行 行 の執行を受けるこ を終わるまで
- 三条の二までの罪につき刑に処せられた者については、 第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条又は第二百二十三条の二の罪につき刑 前二項の五年間は、十年間とする。 に処せられた者で更に第二百二十一条から第二百二十
- を除 うちこれ 裁判所は、 る旨を宣告することができる。 < < 及び第二項に規定する者に対し第一項若しくは第二 選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、)に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用 ;を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第一項に規定する者で第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せら 情状により、 刑の言渡しと同時に、 第一項に規定する者 項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の (第二百二十一条から第二百二十三条の二まで 又は前項に規定する者に対し同項の十年間 \mathcal{O} 元せず、 罪 K つき 若しくはその 刑 に処 期間 せら 期間 を短 n 期間 ħ た者 縮 た 0

指定都市に対する本法の適用関係)

第二百 員 適用するについては、政 (会及び選挙管理委員とみなす。この場合において、 1六十九条 衆議院議 員、 令の定めるところにより、 参議院議員、 都道 府県 の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市 当該市においては、区を市とみなし、区の選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関してこの法律の規定 第二十二条の規定の適用については、 同条中 「資格を有する者」とあるのは、 「資格を有

Ļ カコ その日に おいて当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されている者」とする。

 \bigcirc 玉 [会議 員 の選挙等の執行経費の基準に関する法 律 (昭和二十五年法律第百七十九号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 大都市の区及び都の特別区をいう。 この法律において「大都市」とは、 地 方自治法 昭 和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第 項の指定都市をい V. 「区」とは、

3 · 4 (略)

○ 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)

(用語の定義)

第二条 建築物 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 土地に定着する工作物のうち、 屋根及び柱若しくは壁を有するもの

線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、 塀、 観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、 プラットホームの上家、 貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、 店舗、 店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しく 建築設備を含

むものとする。

二~十二 (略)

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四~三十五 (略)

○ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)

(港湾管理者の協議会の設置等)

第五 があると認めるときは、これらの港湾の港湾管理者に対し、港湾計画の作成、港湾の利用の方法、港湾の環境の整備その他の港湾の開発、利用及五十条の三(国土交通大臣は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について広域的且つ総合的な見地からこれらの開発、利用及び保全を図る必要 び保全に関する重要な事項について相互に連絡調整を図るため、協議により規約を定め、 協議会を設けるべきことを勧告することができる。

2·3 (略

- 4 する。この場合において、当該協議会に港務局が加入するときは、当該港務局は、これらの規定の適用については普通地方公共団体とみなす。 条の三、第二百五十二条の四第一項並びに第二百五十二条の六(同法第二百五十二条の二第二項に係る部分に限る。)の規定の適用があるものと 第 項の協議会で地方公共団体である港湾管理者が加入するものについては、 地 方自治法第二百五十二条の二第二項及び第六項、 第二百五
- 5 Ł 地方自治法第二百五十二条の二第六項、 のについ て準用する。 第二百五十二条の三及び第二百五十二条の四第一 項の規定は、 第一項の協議会で港務局のみが加入する

○ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(対

(地方団体の長の権限の委任)

第三条の二 第六十七号)第百五十五条第一項の規定によつて設ける支庁若しくは地方事務所、 事務所又は同法第百五十六条第一項の規定によつて条例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができる。 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一 部 を、 は地方事務所、同法第二百五十二条の二十第一項の規定によつて設ける市の当該地方団体の条例の定めるところによつて、地方自治法(昭和二十二年法 区

徴税吏員がした処分)

第十九条の二 不服申立てに関しては、第三条の二に規定する支庁、 た処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。 地方事務所、 市の区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員が

(市町村民税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用

一百三十六条 市 町村民税に関する犯則事件については、 国税犯則取締法の規定 (第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。 を準用する。

第三百三十七条 百五 市の長がその職 自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、 れぞれ行うものとする。この場合において、 一十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、 :務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそ |十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、 市町村民税に関する犯則事件が地方自治法第二 税務署長の職務を行うことができ \hat{O} 方

(固定資産税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

四 [百三十七条 固定資産税に関する犯則事件については、 国税犯則取締法の規定 (第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。 を準用する。

百五 市 自 ぞれ行うものとする。この場合において、 百三十八 十二条の十九第一 長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、 法第二百 五 十二条の十九第一 条 の場合にお 項 の市 の区の事務所の いて、 項の 市 玉 税 \mathcal{O} 区局 一の事 長 地方自治法第二百五十二条の十九第 長 が 0) 税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、 務 職 所の長がそれぞれ行い、 務 は 地 税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市 方自 治法 第二百 五. 玉 十二条 税 一項の市の長は、 局 0 0 収 + 税官 九 第 項 職務は地方自 固定資産税に関する犯則事件が地方自治法の職務を定めて指定する市町村の徴税吏員 市 治法第二百 務 税務署長 署 長 0 の職 職 Ŧī. 十二条 務を行うことが は 市 \mathcal{O} 十九 村 税吏員がそ 長 又 は でき 項 地 の方

(たばこ税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

加 百八十五 条の 六 たばこ税に関する犯則事件につい て は 玉 税 犯 則 取 締 法 0 規 定 (第 + 九 条ノ二及 び第二十二 一条の 規 定 を除 を準 用

市」とい ものとする。 職務を定めて指定する指定都市の徴税吏員が、 百 '発見された場合に限り、 十五 う。 条)の長が、 0 この場合において、 七 前 条の場合にお 税務署長の 税務署長の職務を行うことが 指定都市の長は、 職務は市 1 て、 玉 脱局 町村長又は指定都市の 税務署の収税官吏の 長 の職 たばこ税に関する犯則事件 務 できる。 は 地 方自治治 区の 職務は市町 法第二百 事務所の長がそれぞれ行 五 十二条 が指定都市 村長がその職務を定めて指定する市 の 十 の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域 九 第 V, 項 国税局の \mathcal{O} 市 以 下こ 収税官吏の職務は指定都市 0) 町 条 村の徴税吏員がそれぞれ 及び 次 条に お て 0 長 が 定 行 そ お 都

鉱産税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第

第

Ŧī. 百 匹 一十六条 鉱 産税に関する犯則 《事件については、 国 税 犯 則 取締法 の規定 (第十 九 条ノ二及び第二十二条の 規 定を 除 を 用 す

市の 自 Ŧī. 十二条の ぞれ行うものとする。 治 百 匝 長がその職 法第二百 十七七 十九 条 第一 五 :務を定めて指定するその市の徴税吏員が、 |十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五 項 の市 この場合において、 の区の事務所の 長が税務署長の職 地方自治法第二百五十二条の十九第 税務署の収税官吏の職 務を行う区 |域外において発見された場合に限り、 二百五 国税局の収税官 十二条の 第一項の市の長は、
職務は市町村長がそ +九 第 ・吏の職務は地方自治法第二百十一項の市の長が、税務署長の 長がその職務を定めて指定する市 鉱産税に関する犯則事件が地 長が、 税務署長の職 務を行うことが 五. 職 五十二条の十九第一職務は市町村長又は 町 ,村の 方自治法第二百五 徴税吏員がそ 又は できる。 項 地 の方

特別土地保有税の非課税)

は Ŧī. 法第六条第三項に規定する設立団体をいう。 百八十六条 刊別土地 法人及び公立大学法人 保有税を課することができない。 市 町 付は、 国 (地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地)、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道! が 行つて いる業務に相当する業務のみを当該成立の日以 方独立行政法人でその原県、市町村、特別区 特別区、 成立 後引き続き行うも 成立のこれ 日 5 00 前 組 日 合、 に 財 のに限る。 お いて現に設立団 産 課 税 地 体 (方独

2 市 町 村 は、 次 ĺ 掲げる土 地又はその 取 得に 対 して は 特 别 土 地 保 有税を課することができな

三十 (略)

3 4

ことができない。 他これらに類するもの 五. 百 十七 市 町 村 として政令で定める取得に該当するもは、土地の所有者が所有する土地で、 その取得が第七十三条の六の規 ののうち政令で定めるものに対 しては、土地に対して課、定の適用がある取得、第 第七 歌する特 十三条 別 の七 土地保有 各号の 税 取 を する 0

第 合を含む。)又は土地改良法第五十三条の七(同法第八十九条の二第八項、第九十六条四十六条第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給 適用され Ŧī. 法第七条第一項 0) (事業の施行に係る土地で、 百八 行に係るものであつて、 は土地区画整理組合の参加組合員が当該保留地予定地等である土地について土地の所有者等とみなされた場合においては、この限りでない。71に係るものであつて、第五百八十五条第五項において準用する第七十三条の二第十一項の規定により当該土地区画整理事業の施行者以外の、)に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。ただし、当該保留地予定地等である土地が土地区画整理事業 規定によつて当該土地区画整理事業の施行者又は当該土地改良事業を行う者が管理する土地 促進に関 . る密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに大都市地域に (する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。 0 第一号の事業及び密集市 地 X 画整理法による土 土地区画整理法第百条の二(農住組合法第八条第一項及び密集市街地における防災街区 街地における防災街区の整備の 地 区 画 整 理 事 業 (農住 以下この項において「土地区画整理事業」という。) 組合法第八条第一 促進に関する法律第四十六条第一 们う者が管理する土地(以下この項において「保留:第九十六条及び第九十六条の四第一項において準! 項 の規 の促進に関する特別措置法第八十三条にお 定により り土 地 項の規定に 区 画 整 理 法 により 一の整 又は \mathcal{O} いて準用する場合を含 おける住宅及び住宅地 備 土地改良法による土地 土 定 の促 地 が 地予定地等」とい 区 進に関する法 画整理法 用 11 さ · て準 れ . る農: -用する場 規 住 業の 律 $_{\mathcal{O}}$ 定 む。 第 者 改供が 合

2

は

别 土地 有

る土地 にに 一月 百八十七条の二第一項本文の規定の適用が 項 Ŧī. 第 百 一日 九 一号 を除 十五 た土地の合計面 Ď 前 < V 特別 場合には、 一年以内に取得した土地 条 以 土地保有税にあつてはその市町村は、同一の者につい 」 対は、同一 税の免税点、 下本条において同じ。)の合計面積が、第五百九十九条第一項第分内に取得した土地(当該土地の取得について第五百八十六条第一 温積が、 それぞれ次の各号に掲げる区域の がある土 者が一月一日に所有する土地 て、当該 地を除く。)の合計面積が、第五百九十九条第一 市 町村 第五百九十九条第一項第三号の特別土地保有税にあつてはその者が七 \mathcal{O} 区 域 区分に応じ、 (第 一号の (第五百八十六条第一項若しくは第二号の市にあつては、当該市の区の区域 当該各号に定める面積 項若しくは第二項又は第五百八十七条第二項 項第二号の特別土地 (以下本節にお 域) 内に 項、 第 五 いて「基準 お 保 百八十七条第一 有税にあつてはその者が 第 の規・ 月一日前 面 五. 百 定の 九 項 + 適用 一年以内 又 九 へは第五 条第 があ

略

別 有 申告 納

し 五 税 なければならない。 百九 0) 課税標準 十九 額 及び税額 特別 土地保有税の納税義務者は、 いその他 の総務省令で定める事項を記載した申告書を市町 次の各号に掲げる特別土地 保有 対長に提出するとともに、 税の区分に応じ、 当該各号に定める日 その申告し た税 までに、 額 を当該 当該 特別 市 町 村 土 納 保 付 有

- 五. 月三十
- 七月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税一月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税一月一日において基準面積以上の土地を所有する者に係る土地に対して課する特別土地保有税(その年の下) その年 一の二月 末日
- その年の八月三十 日日

2別土地保有税に係る犯則事件に関する国税犯則 取 締法 の準 用

第六百十六条 特別土地保有税に関する犯則事件については、 玉 [税犯則 取 締 法 0 規 定 (第十九 条ノ二及び第二十二条の 規 定を除く。 を準

第六百十七 法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行なう区域外において発見された場合に限り、れぞれ行なうものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、特別土地保有税に関市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定す治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行ない、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百六百十七条 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職 ことが できる。 |地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、特別土地保有税に関する犯則||成税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村 国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地 特別土地保有税に関する犯則事件が地方自治い職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそ 税務署長の職務を行 なう 項 方 の自

|百一条の二十三||入湯税に関する犯則事件につい||(入湯税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の)| の準 用

七 ては、 玉 税 犯則取締法の規定 (第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。 を準 甪 する。

がそれぞれ行うものとする。この場合において、 地 方自治法第二百 一十二条の十九第一項の市 市の長がその職務を定めて指定するその 一条の二十 兀 五. 十二条の十九第一項の市前条の場合において、国 の区の事務所の 日税局長 長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、 市の徴税吏員が、 の区の事務所の長がそれぞれ行い、 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、入湯税に関する犯則事件が地方自治法第二)徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員 の職 務は 地方自治法第二百五 国税局の収税官吏の職務は地方自治:ユ十二条の十九第一項の市の長が、税 税務署長の職務を行うことができ 代務署長の職務 五十二条の十九第一 務 は 長 又

(事業所税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第七百 一条の 六十八 事業所税に関する犯 則 事 件 につ 11 て は 玉 税 犯 則 取 締 法 0 規 定 (第十九 条ノ二及び第二十二条の 規定を除く。 を準 用 す る。

件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項 九 百 を行うことができる。 等の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地に「項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、 (は地方自治法第二百五十二条の十九第一 条の 六 + 条の場合にお いて、 玉 項 の Ó 税 市の 局 市 長 区 0 \mathcal{O} .の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見され 区 職 の事務所の長がそれぞれ行い、 務 は地 方自治法第二百五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、 税務署の収税官吏の職務は指定都市等の長がその職務を定めて指定する指定 十二条の十 国税局の収税官吏の 九第 項の 市の 職務は地方自治 長 が、 務署長 た場合に限り、 事業所税に関する犯則 法第二百 \mathcal{O} 職 務 は 税務署長の 五十二条の 指 職 + 0 事

(特別区及び指定都市の区に関する特例)

第七 百三十七条 は、政令で特別の定を設けることができる。 ついては、特 別区及び地方自治法第二百五十二条の十 道府県民税、市町村民税及び固定資産税に関する規定の -九第一 項の 市の 区の 都及び地方自 区 域 は、 治法第二百五十二条の十 の市の区域とみなし、 なお、特別 別 0 の必 市 に対する準用 要がある場合にお 適 用

3 2 特別土地 |保有税に関する規定の都に対する準用については、 特別 区 0 区 |域 は、 地 方自 治法第二百五十二条の + 九 第一 項 \mathcal{O} 市 0 区 0 区 1域とみなす。

0

方

公務

員法

(昭

和二十五年法律第二百六十一号)

(秘密を守る義務)

第三十四 職員は、 職務上知り得た秘密を漏らしてはならな その職を退い た後 ŧ, また、 同様とする。

2 法令による証 に相当する職に係る任命権者) 人、 鑑定人等となり、 の許可を受けなければならない。 職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、 任命権者 (退職者につい ては、 その退職

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(政治的行為の制限)

第三十六条 (略)

2

公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を 職員の属する地方公共団体の区域 (当該職員が都道 府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 [体の執行機関を支持 次に掲げる政治的行為をしてはならない。。支持し、又はこれに反対する目的をもつて ただし、

為をすることができる。 区に勤務する者であるときは、 当該支庁若しくは地方事務所又は区の 所管区 |域 外において、 第 号から第三号まで及び第五号に掲げる政 治的 行

- 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧 誘運 .動をすること。
- 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
- 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
- 五. 施設等に掲示し、又は掲示させ、 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為 設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。)、

3 5

\bigcirc 社 会福 祉 (昭和二十六年法律第四十五号)

第百 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び長句ではその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。市以外の市及び町村にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする関体であって、その区域内における社会福祉を目的とする関体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者の過半数が参加するものとする。 |社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福に社協議会及び地区社会福祉協議会)

- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、 連絡、 調整及び助
- 祉に関する活動を行う者が参加し、 を行うことにより地域福祉 ·行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業」 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 かつ、 その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 0 農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号)

第三条 (略)

域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい 市町村で政令で定めるものにあつては、 市 町 村 長は、 当 T該市 町 村 0 区

3~6 (略)

(境界の変更の場合の特例)

第三十四条 委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、 当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、 従 前 の市 町村に設置された農業 従前の農業委員会の

2 業委員会の委員及び職員となるものとする。 前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、 の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市 従前の農業委員会の委員及び職員は、 引き続きその存続する農 町村に、その 市 町 従 村

(特別区等の特例)

第三十五条 指定都市」という。) この法律中市町村に関する規定は、 にあつては政令の定めるところにより、 特別区 のある地にあつては特別区に、 区にこれを適用する。 地 方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以 下

2 · 3 (略)

○ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)(抄)

(戸籍に関する無料証明)

第三十二条 ては、区長とする。)は、 償を受けようとする者又は遺族の戸籍に関し、 市町村長 (特別区の区長を含むものとし、地方自治法 実施機関の長又は補償を受けようとする者に対して、当該市 無料で証明を行なうことができる。 (昭和二十二年法律第六十七号) (特別区を含む。 第二百五十二条の十九第一 町村の条例で定めるところにより、 項 の指定都市にあ 補

○ 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(抄)

(土地を収用し、又は使用することができる事業

第三条 土地 を収用 Ļ 又は使用することができる公共の利益となる事業は、 次 の各号の いず れ かに該当するもの に関 する事業でなけ れ ば なら

一~三十五 (略)

(特別区等の特例)

第百四十条 地 方自治法第二百五十二条の十九第 この法律 (第三条を除く。)の 規定 項 中市 0 治指定都· 町村又は市町村長に関する規定は、 市に あつては当該市の区若しくは区長に適用する。 都 の特別区の存する区 一域に あ つては特 別 区若 は 別 区

○ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)(抄)

(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 〜 五 (略)

五.

おそれ 区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、 退 損壊したことにより、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法の規定により本邦か 過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、 \mathcal{O} ?去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、 近 .)傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、 のあるもの 国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区)の区域内若しくはそどもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村(東京都の特別 人を殺傷し、 人を殺傷し、 人に暴行を加え、 規模で開催される会議(以下「 人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その 人を脅迫し、 本邦において行われる国際競技会等の経行及び難民認定法の規定により本邦からの 又は建造物その他 国]際競 技会等」と の物を損壊する いう。 <u></u>の 物 を

六~十四 (略)

2 (略)

(新規上陸に伴う在留カードの交付)

第十九 受けて中長期在留者となつた者に対し、 (条の六 法務大臣は、入国審査官に、 法務省令で定めるところにより、 前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可 在留カードを交付させるものとする。 (在留資格の決定を伴うも のに限る。 を

(新規上陸後の住居地届出)

第十 区 九 条の七 存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。 前 条に規定する中長期在留者は、 住居 地を定めた日から十四日以内に、 は、区。以下同じ。)の長に対し、法務省令で定める手続により、住 在留カードを提出に居地の市町村(東 (東京都の特 した上、

該 市 町 対の長を経 由 して、 法務大臣に対し、 その 住 居 地 を 届 け 出 なけ れ ば なら な

2 3 (略)

 \bigcirc 船 損 補 償法 (昭和二十七 年法律第二十八号)

組 合員に対する通 知又は催告)

第三十七条 組合が組合員に対してする通知又は 知したときはその場所)にあてればよい 催 告 は、 組 合員名簿に記載し たその者の 住 所 (その者が別に通知 又は催告を受ける場所を組合に通

(略)

2 • 3

第四十六条 (総代会)

2 • 3 (略)

総代は、定款の定めるところにより選挙する。

但

し、

設

立当時の

総代は、

創立

総会に

お

いて

選挙する。

5 • (略) 4

7

自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区、特別区のある地にあつては特別区。以下同に組合が組合員に対してする通知は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該組合の区域にその区域の全部又は一部が含まれる市町村・組合が第四項の規定により定款で総代の選挙についての選挙区及び当該選挙区において選挙すべき総代の数等を定めたときは、総代選挙の ごとに定款で定める場所に、 選挙の期日、 選挙の方法その他選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。 総代選挙のため 以下同じ。) (地方

8 10

 \bigcirc 地 (昭和二十七年法律第二百二十九号)

、農地又は採草放牧地の権利移動の制

第三条 を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使 次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 ^、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び の使用及び収益 ただ

一~十六 (略)

2 • (略)

て、 認めるときは、 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、 当該通知を受けた市町村長は、 意見を述べることができる。 市町村の1 区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると あらかじめ、その旨を市町村長に通知するものとする。この場合におい

5~7 (略)

(特別区等の特例)

は特別区の区長に、指定都市(農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く第六十一条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定(指定都市にあつては、第三条第四項を除く。)は、特別区のある地にあつては特別区又

。)にあつては区又は区長に適用する。

○ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)(抄)

(戸籍書類の無料証明)

第六条 入者であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、 区長とする。)は、事業団又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、加入者、加、条、市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては 無料で証明を行うことができる。

(掛金等の繰上徴収)

第二十九条の二 掛金等は、 次に掲げる場合においては、 納期前であつても、 全て徴収することができる。

学校法人等が、次のいずれかに該当する場合

イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

強制執行を受けるとき。

、破産手続開始の決定を受けたとき。

ニ 競売の開始があつたとき。

一 学校法人等が、解散をした場合

三 加入者の勤務する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校が、廃止された場合

(督促及び延滞金の徴収)

第三十条 等を徴収するときは、この限りでない。 掛金等を滞納した学校法人等に対しては、 事業団は、 期限を指定して、これを督促しなければならない。 ただし、 前条の規定により掛金

- 2 限 前 は、 前条各号のいずれかに該当する場合を除き、 規 定によつて督促 をしようとするときは、 事業団 督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならな は、 学校法· 人等に 対して督促状を発する。この お 督促 より 指 す ベ き
- 3 に応じ、年十四・六パーセント 延滞金を徴収する。ただし、掛金等の額が千円未満であるとき、 前項の場合において、掛金等の額の一部について納付 前項の規定によつて督促をしたときは、 (当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算 事業団は、 掛金等の額に、 があつたときは、 又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、 納期限の翌日から掛金等の完納又は財産差押えの日の前日まで その納付 の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金等は、そ この限りではない。 0 間 \mathcal{O} たした 日
- 5 延滞金を計算するに当たり、 掛金等の額に千円未 満 の端数があるときは、 その 端 数 は、 切 り捨てる。

納付のあつた掛金等の額を控除した金額による。

- 6 督促状に指定した期限までに掛金等を完納したとき、 又は前三項の規定によつて計算し た金額が十円未満の ときは、 延 滯 金 は、 徴 収 な
- 7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(滞納処分)

第三十一条 学校法人等若しくはその財産のある市町村 項 校法人等若しくはその財産のある市町村(特別区を含むものとし、地方自治法第二百入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金等を完納しないときは、 において同じ。 前条の規定による督促又は第二十九条の二各号 に対して、 その処分を請求することができる。 (第一号ハを除く。 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区とする。 0) いずれかに該当したことによ 事業団 は、 国税滞納処分の例によつてこれを処分し、 ŋ 納 期 を 繰り上げてする掛金等 又 はの 第

2 · 3 (略)

○ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)(抄)

(保険料等の督促及び滞納処分)

2~4 (略) 第八十六条 (略)

- 5 指定都市にあつては、 指定都市にあつては、区とする。以下同じ。)に対して、住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含む 厚生労働大臣は、 納 付義務者が次の各号のいずれ (特別区を含むものとし、 かに該当する場合においては、 その処分を請求することができる。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 税 滞 納 処分の例によつてこれを処分 第二百五 十二条 又は納る 0) + 付義務者の 九 項 居 \mathcal{O}
- 第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付し ないとき。
- 前条各号の いずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の 期限までに保険料を納 付 しないとき。

○ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)(抄)

(大都市等の特例)

第百三十六条の三 この法律中都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、 指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、 六の三第一項の特例市(以下本条中「特例市」という。)においては、 して指定都市等の長に適用があるものとする。 本条中「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。)及び同法第二百五十二条の二十 この法律中都道府県知事に関する規定は、 政令で定めるところにより、 地方自治法第二百五十二条の十 指定都市、中核市又は特例市(以下本条中「 指定都市等の長に関する規定と 九第一項 の指定都市

○ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(抄)

(戸籍書類の無料証明)

第百 無料で証明を行うことができる。 ては、区長)は、 1十四条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法 組合又は受給権者に対して、 当該市町村の条例で定めるところにより、 (昭和二十二年法律第六十七号) 組合員、 組合員であつた者又は受給権者の戸 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつ ,籍に関し、

○ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)(抄)

戸籍に関する無料証明)

第百十二条 る者に対し、 市町村長 当該市町村の条例の定めるところにより、 (特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一 被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関し、 項の指定都市にあつては、 区長とする。)は、 無料で証明を行うことができる。 保険者又は保険給付を受け

〇 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(抄)

(戸籍事項の無料証明)

第 省四 あつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、 条 市町村長 (地方自治法第二百五十二条の十 -九第一 項の指定都市においては、 被保険者、 区長とする。)は、 被保険者であつた者若しくは受給権者又は遺族基礎年 厚生労働大臣又は被保険者、 被保険 人者で

金の支給若しくは障害基礎年金若しくは遺族基礎 年金 一の額 の加算の 要件に該当する子の戸籍に関 Ļ 無料で証明を行うことができる。

○ 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)(抄)

(戸籍書類の無料証明)

ては、区長)は、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定める-八十七条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法 済者又は退職金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、 (特別区を含む。) の条例で定めるところにより、 無料で証明を行うことができる。 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあ 機構又は退職金等の支給を受ける権利を有する者に対して、 被共 0

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)(抄)

(戸籍事項の無料証明)

第二十六条 ては、区長とする。)は、 被共済職員、 長とする。)は、機構又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者に対して、市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六 被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、 (昭和二十二年法律第六十七号) 当該市町村 7村(特別区を含む。)の条例の定めるところに第二百五十二条の十九第一項の指定都市におい 無料で証明を行なうことができる。

○ 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)(抄)

(宅地造成工事規制区域)

第三条 う。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。 して指定することができる。 ために必要があると認めるときは、 第二百五十二条の二十二第一項の中核市 市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、 都道府県知事 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都 関係市町村長(特別区の長を含む。 (以下「中核市」という。) 又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市 (以下「特例市」とい 宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、 以下同じ。)の意見を聴いて、 第二十四条を除き、 以下同じ。)は、この法律の目的を達成する 宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大き 宅地造成 市」という。)、 工事規制区

2~4 (略

(測量又は調査のための土地の立入り)

第四 を行う必 都道 之要があ 府 県 る場合においては、 知 事又はその命じた者若しくは委任した者は、 その必要 0 限 度に において、 他宅 人の 地造成工 占有する土 事 規 制 地 区 に 域 立ち入ることができる。 の指定のため他人の占有する土 地に 立ち 入つて測 量 ĺ 調 查

2~5 (略

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第五 ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府 くはこれに伴う障害物の伐除 があつて、障害となる植物若 ※事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。 この場合において、 前条第一項の規定 都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、 により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、 (以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若し 市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占 その測量又は調査を行うに あらかじめ、 意見を述べる機会を与えなければ 当 Tたり、 む を得 ない なら 必

2 (略)

3 該障害物を伐除することができる。この場合に 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、 第一項 ・又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の诉に物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、 \hat{O} 規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。 おい ては、 当該障害物を伐除し 当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、 た後、 遅滞なく、 かつ、その現状を著しく損傷しな その旨をその所有者及び占 有者に通 いときは、 知しなければ 直ちに、 都道府県 お 11

(土地の立入り等に伴う損失の補償

第七条 て同 対して、 U. 都道府県) は、 通常 第四条第一 生ずべき損失を補償しなければならない。 (指 定都市、 項又は第五条第一項若しくは第三項の規定による:、中核市又は特例市の区域内の土地については、 の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、 それぞれ指定都市、 中核市又は 特例 市。 以下この条及び第九条におい その損失を受けた者

2 · 3 (略

(宅地造成に関する工事の許可)

第 八 ところにより、 'を受けて行われる当該 については、 宅地 造 成工事規制区域内において行わ 都道 この限りでない。 府県 知事の許可を受けなければならない。ただし、 許可の内容 (同 法第三十五条の二第五項の規定によりその れる宅 地 造成に関する工事につい 都市 計 、ては、 画 法 内容とみなされるものを含む。) 昭昭 和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定める に適合した宅地造成に関 はする

2 · 3 (略

(宅地造成に関する工 事の技術的基準

- 第九条 - 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の4害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、 政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、 (以 下 「擁壁等」という。)の設置その他 宝地造成に伴う災関しては、その規
- 2 るものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。 の規則に委任した事項に関しては、 その規則を含む。 で定

(国又は都道府県の 特例

同じ。)が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立すること、第十一条 国又は都道府県(指定都市、中核市又は特例市の区域内においては、それぞれ指定都市、中核市又は特例市を含む。以下この条におい もつて第八条第一項本文の許可があつたものとみなす。 国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することを 7

の意見の申 出

第二十四条 十 ることができる。 市町村長は、 宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、 都道. 府県知事に意見を申 出

 \bigcirc 童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号)

籍事項の無料証 明)

第二十七条 ては、区長とする。)は、 は監護等児童の戸籍に関し、 (とする。)は、都道府県知事等又は受給資格者に対して、市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭 無料で証明を行うことができる。 (昭和二十二年法律第六十七号) 当該市町村 (特別区を含む。 第二百五十二条の十九第一項の指定都市におい 0) 条例の定めるところにより、 受給資格者又

 \bigcirc 住居表示に関する法律 (昭和三十七年法律第百十九号) (抄)

、住居表示の原 則

都道 一府県、 府県、郡、市(特別区を含む。以下同じ。)、区(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十の区をいう。)及び町市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(以下「住居」という。)を表示するには、

村の名称を冠するほ

- ある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」という。)を用いて表示する方法をいう。よつて区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」という。)につけられる符号(以下「街区符号」という。)及び当該街区内に街区方式。市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等に 市町村内の町]の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、次の各号のいずれかの方法によるものとする。
- 、表示する方法をいう。 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用

\bigcirc 地 方 公務員等共済組 合法 (昭 和三十 Ł 年 法 律第百五十二号) 沙

戸 明

第百四 村又は特別区の条例で定めるところにより、 四十四条の二十五戸籍書類の無料証明 市町村長 (特別区の区長を含むものとし、 組合員、 組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、 指定都市にあつては、 区長とする。 無料で証明を行うことができる。 は、 組合又は受給権者に対して、 当 該 市 町

\bigcirc 務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法 律 (昭和三十八年法律第百八十二号) 抄)

(採択地区)

第 十二条 (以下この章において「採択地区」という。-二条 都道府県の教育委員会は、当該都道 という。)を設定しなければならない。当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域 に 教科用図書採択),地区

2

、指定都市に関する特例

第十 地域に、 -六条 7 くては、 指定都市 採択地区を設定しなければならない。 当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にか、定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 一項の規定にかかわらず、指定都市の区十二条の十九第一項の指定都市をいう。 区 lの区域又はその区域をあわ 以下この条において同じ。] こに せた

2 3

0 別児 童扶養手当等の支給に関する法 律 (昭和三十九年法律第百三十四号) (抄

(戸籍事項の無料証明)

第三十四条 により、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に関し、 する町村長をいう。以下同じ。)又は手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に対して、 庁(特別児童扶養手当については都道府県知事をいい、 市町村長 (地方自治法 都道府県知事をいい、障害児福祉手当及び特別障害者手当については都道府県知事、市(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、 無料で証明を行うことができる。 当該市町村の条例の定めるところ 市長又は福祉事務所を管理 区長とする。)は、 行政

○ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)(抄

(戸籍書類の無料証明)

第三十条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法 は、区長)は、当該市町村 く。)に対し、共済金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、 (特別区を含む。) の条例で定めるところにより、 (昭和二十二年法律第六十七号) 無料で証明を行なうことができる。 機構又は共済金等の支給を受ける権利を有する者 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつて (共済契約者を除

○ 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)

(指定都市の特例)

第三十八条 については、 1、区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下 (以下「指定都市」という。) に対するこの法律の規定で政令で定めるものの 適用

2 (略

○ 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)(抄

戸籍に関する無料証明)

第六十六条 による補償を受けようとする者に対して、当該市 無料で証明を行なうことができる。 市町村長 (特別区の区長を含むものとし、 (特別区を含む。)町村のし、指定都市にあつては、 町村の条例で定めるところにより、 区長とする。)は、 基金又はこの法律若しくはこの法律に基づく条例 補償を受けようとする者又は遺族の戸籍

 \bigcirc 都 市 計 画 法 昭 和 四 一十三年 法 律 第 (百号) 抄

四 11 条

2 (略)

14 13 12 この法律において って て 開 開 発区域」 発行為」 とは、 とは、 開 主として建築物 発行為をする土 の建 地 の区域をいう。 築又は特定工作 物 0 建 設 0 用 に供する目 的 で行なう 土 地 0) 区 画 形 質 0 変更

5 (略)

区

第七条 との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。 都市 計画 区域について無秩序な市街化を防 止 し、 計 画 [的な· ただし、 市街化を図るため必要があるときは、 次に 掲げる都市計画区域に ついては、 都市 計画 区 域区分を定めるものとする。 市 街 化 区域と市 街 化調 区

次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊 整備 地

中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備 区 域

前号に 掲げるもの のほか、 大都市に係る都市計 ||画区域として政令で定めるもの

2 •

開 発 元行為の 可

て同 法 知 じ。)の 事 |第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。 九 (地方自治法 都市 許可を受けなければならない。 計画 . (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都.区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あら. 三画区域又は準都市計画区域 引こう、次に掲げる開発行為については、この限りでない。次に掲げる開発行為については、この限りでない。)の区域内にあつては、「計算者計等」という。)の区域内にあつては、「計算者計等」という。)の区域内にあっては、「計算者計算法」という。 T定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、 当 該指定都 市等の長。 以下この 節 核 都道府 におい

に応じて政令で定める規模未満であるもの 市街化区域、 定める現真にも、、区域区分が定められていない都市計で区域区分が定められていない都市計では、 おいて行う開発行為で、 そ 0 規 模が、 そ れ ぞ れ \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 区 分

供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む 市街化調整区域、区域区分が定められていない 都市 者 1の居 計 画 住の用に供する建 区 域又は準都市 計画 築物の建築の用に供する目的で行うも 区域内において行う開発行為で、 農 業 林 業若しく は 用 に

かつ合理的な土地利用及び環境の 駅舎その他の鉄道 の施設、 図書館、 保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその 行う開 周 辺 \mathcal{O} 発行為 地 域 る適

業の施 行として行う開発行為

画

事

- X 画 整 理 の施行として行う 開 発行
- 地 再 開 発 事 業の施 行として行う 開 発行 為
- 住宅街 区整備事業の施行として行う 開 発行 為
- 九八七六五 防災街 区 .整備事業の施行として行う開 风発行為
- て行う開発 公有水面 出 埋 立 法 行為 (大正十年法律第五十 -七号) 第二条第 項 0 免許を受け た埋 立 地 であ つて、 まだ同法第二十二条 **第二項** 0) 告 示 が な Ł 0) お
- 非常災害のため必要な応急措置として行う開 発 行
- 通常の管理行為、 軽易な行為その他の行為で政令で定めるも

可 0

2

反してい られているときは ないと認めるときは、 都道府県 知 当該条例で定める制限を含む。 事 は、 開発許可の申請があつた場合に 開発許可をしなければならな)に適合して お て、 おり、 当 該 申請に係る開発行為が、 か つ、 その 申請の手続がこの 次に 法律又はこの 掲げる基 準(第四 法律に基づく命 項 、及び第一 Ŧ. 令の 項の 規定に が 違 定

一~十四四

- 前項各号に規 定する基準を適 その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、る基準を適用するについて必要な技術的細目は、政会 令で定め
- 3 目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。らなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、 政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、 地方公共団体は、 災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技な公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しをご 政令で定める基準に 従 い、 条例 しを勘 で、 当該 術的 技 細目によ 術 的 前 細 項
- ·定される建築物の用途を限り、 地方公共団体は、 良好な住居等の環境の 開発区域内において予定される建築物の敷地 形成又は保持のため必要と認める場合においては、 面積の最低限度に関する制限を定めることができる。 政令で定める基準に従 い、 条 例 で、 区 目 的 又 は
- 5 (例で、 景観 条第二項 行政団体 第一号の景観計画区域内において、 発許可の基準として定めることができる。 (景観法第七条第一]において、政令で定める基準に従い、同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内項に規定する景観行政団体をいう。)は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、 内容を、 同 第

開

- することとされた市町村 指定都市 らかじめ、 等及び地方自治法第二百五十二条の十七の二 府県 知事と協議 (以下この節において「事 し、その 同 意を得なければならない。 務 処理· 第一 |市町村」という。) 以外の、| 項の規定に基づきこの節 市町村は、前三項の規定の規定により都道府県知 定により条例 事 0 権 限に属い !を定めようとするときは.属する事務の全部を処理
- 公有水面埋立 その定めをもつて開発許可の基準とし、 て第一項 、各号に規定する事項(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。)に関する定めがあると法第二十二条第二項の告示があつた埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条第一項の免許の条件 第一項各号に規定する基準 (第四項及び第五項の条例が定められているときは、 当該条例で定める

を含む。) は、 当該条件に抵触しない限 度度に おいて適用 する。

8 街 地 再 開 発 促 進 区域内における開発許可に 関する基準に ついて は、 第 項 E 定めるも 0) 0) ほ か、 別 に . 法 律 で 定 め

可 'を受けた土地以外の土地における建 築等 0 制

は用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。 その用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならな 一項 第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、 街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区 又は第一種特定工作物を新設してはならず、 域内において は、 V) 都道府県知事の許可を受けなけ ただし、 次に掲げる建築物の新築、 また、建築物を改築し、 れ 改築若しく 又は 九条

- 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、 改築若しくは用途の変更又は第一種 特定工作
- 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、 改築若しくは用途の変更又は第一 一種特定工作! 物 0 新

設

仮設建築物の新築

兀 用途の変更又は第一種特定工作物の新設 第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為その 他 0 政令で定める開 発行為が 行 わ れ た土 地 の区域内におい て行う建 築物 0) 新 築 改築若しくは

五 通常の管理行為、 軽易な行為その他の行為で政令で定めるも \mathcal{O}

2 前項の 規定による許可の基準は、 第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可 の基準 0 例に準じて、 政令で定める。

3

 \bigcirc 市 再 開 発 法 昭 和四十 -四年法律第三十八号)

第 例市 二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)においては、 において「指定都市」という。)、 三十七条 穴が施行する市街地 (以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。 関する規定は、 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、 再開発事業に係る事務を除く。)で政令で定めるものは、 :定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。 同法第二百五十二条の二十二第一 都道府県知事が処理 項の中核市 この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 - (以下この条において「中核市」という。) 及び同法第二百五十 又は管理し、 政令で定めるところにより、 及び 執行することとされている事 指定都市、 、る事務(都道 中核市又は特 都道 府

 \bigcirc 地 公示 法 昭 和四 $\overline{+}$ ·四年法律第四十 -九号) 抄

(標準地の 土地鑑定委員会は、地の価格等の公示)

第六条 報で公示しなければならない。 第二条第 項 0 規定に より 標 準 地 0 単 位 面積当たり 0 正 常 な価 格 を判定したときは、 すみやか に、 次に掲げる事 項 を官

Ŧī. (略)

(公示に係る事項を記載した書面等の送付及び閲

第七条 ない。 た事項のうち当該市町村が属する都道府県に存する標準地に係る部分を記載した書面及び当該標準地の所在を表示する図法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては当該市の区。次項において同じ。) 土地鑑定委員会は、前条の規定による公示をしたときは、すみやかに、 関係市 町 村 (都 の区。次項において同じ。)の長に対して、いの特別区の存する区域にあつては特別区、地 面 を送付しなければなら 地 方自 公示

2 関係市 町 村 0 長は、 政令で定めるところにより、 前 項 0 図 書を当該市町 村 0 事 務 所に お いて一 般 0) 閲覧に 供し な け れ ば なら な

3 (略)

 \bigcirc 公害 健 康被害 の補償等に 関する法 律 (昭 和 兀 + 八年法律第百十一

第四 行なう。この場合においては、 認められる者で次の各号の一に該当するものの申請に基づき、四条第一種地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、 当該疾病にかかつていると認められるかどうかについては、公害健康被害認定審査会の意見をきかなければならなに該当するものの申請に基づき、当該疾病が当該第一種地域における大気の汚染の影響によるものである旨の認定を部を管轄する都道府県知事は、当該第一種地域につき第二条第三項の規定により定められた疾病にかかつていると

2 b には、この場合について準用する。)れる者の申請に基づき、当該疾病が当該第第二種地域の全部又は一部を管轄する都道 □該第二 |二種地域に係る大気の汚染又は水質の||府県知事は、当該第二種地域につき第 5る大気の汚染又は水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を行なう。前項後段の規当該第二種地域につき第二条第三項の規定により定められた疾病にかかつていると認め

項 第一種地域又は第二種地域の全部又は一 、又は前項の 規定による都道府県知事 の 権限は、当該市の長が部が政令で定める市 当該市の長が行なう。 (特別区を含む。 以下同じ。 の区域内にある場合には、 その区域につい ては、 第

無料証 明

第 百 匝 日十三条一次籍事項の気 市 町 村長 (特別区の区長を含むものとし、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十 九第一項の指 定都市

あ

ろにより、 つては、 を受けようとする者又は補償給付を受けていた者の戸籍に関し、 区長とする。)は、 認定を申請しようとする者、被認定者(死亡した者を含む。)、指定疾病にかかつていた者で認定を受けないで死亡したもの、 都道府県知事、第四条第三項の政令で定める市の長又は補償給付を受けることができる者に対 無料で証明を行なうことができる。 į 条例で定め 補償給 るとこ

○ 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(炒

(戸籍事項の無料証明)

第七 給付又は就職促進給付の支給を受ける者の戸籍に関し、 は、行政庁又は求職者給付又は就職促進給付の支給を受ける者に対して、当該市(特別区を含む。)町十五条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一 無料で証明を行うことができる。 町村の 項の 条例の定めるところにより、 指定都市においては、 区長とする。 求職者

 \bigcirc 市 地域における住宅及び住宅地 元の供給 の促 進に関する特別措置 法 昭 和 五. 十年法律第六十七号)

(大都市等の特例)

第百 以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都府県知事に二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市(るものは、指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)及び同法第二百五十二条の 二十六の三第一項の特例市 関する規定は、 五条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都府県知事が処理し、又は管理し、 指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。 及び執行することとされている事務で政令で定

○ 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号) (抄)

(沿道整備権利移転等促進計画の作成等)

条の五において同じ。)の設定若しくは移転 は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、 所 条の二 有権の移転又は地上権若しくは賃借権 \転等促進計画を定めることができる。 市町村は、 道路交通騒音により生ずる障害の防 (臨時設備その他 (以下この章において「権利の移転等」という。) を促進する事業を行おうとするときは、 止と適正かつ合理的 一時使用のためのものであることが明らかなものを除く。 農地その他の政令で定める土地を除く。 な土地利用の促進を図るため、)を除く。次項第五号、次条及び第十次条において同じ。) を対象として沿道地区計画の区域内の土地(国又 沿道整備

- できる。 沿道 備 利 移 転 等促 進 計 画にお 1 --は、 第一号 から第六号までに掲げる事項を定めるものとするとともに、 第七号に掲げる事項を定めること
- 一 (略)
- 二 前号に規定する者が権利の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- 三~七 (略

3

(開発許可の特例)

5

規定による市街化調整区域をいう。第十条の七第二項において同じ。)内にあり、かつ、権利の移転等が行われた後において、同法第二十九条権利移転等促進計画を定めようとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が市街化調整区域(都市計画法第七条第一項 は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(第十条の七において「指定都市等」という。)を除く。)は、 市町村 項又は同法第四十三条第一項の規定による許可を要する行為(次項において「特定行為」という。)が行われることとなるときは、当該沿道 権利移転等促進 (地方自治 計 画に (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百 ついて、 国土交通省令で定めるところにより、 五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の あらかじめ都道府県知事に協議し、 その同意を得なければならな 第一項の規定により沿道 同法第二十九条第 中 の備 又

兀 項 (の同意を得たものに限る。次項において同じ。) に定められた事項に従つて行われる都市計画法第四条第十二項に規 0 第十条の四の規定による公告があつた沿道 整備権利移転等促進計 画 (指定都 市等以外の市町村が定め たも のにあつては、 定する開 発行為 (同 法第

する開 - 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規三十四条各号に掲げるものを除く。)は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。 る建築行為等)について、同法第四十三条第一 |発区域以外の区域内において、第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従 筆の (建築物の新築、 うち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは 改築若しくは用途の変更又は同法第四条第十一項に規定する第一種特定工作物の新設をいう。以下この項において 項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定め その許可をしなければならない。 とつて行われ-三項に規定

 \bigcirc 被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和五十五年法律第三十六号) (抄)

(戸籍事項の無料証明)

第十九条 ところにより、 区長とする。)は、公安委員会又は犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対して、 市 町 村長 犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、 (特別区の区長を含むものとし、 地 方自 無料で証明を行うことができる。 治 法 文給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村・(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指サ の条例で定める 定都市にあ

 \bigcirc 高 齢 者 0 医 の確保に関する法 律 (昭 和五 + 七年法律第八十号)

戸 籍に関する無料証

第百三十六条 又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、 を行うことができる。 市町村長(特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、 被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関し、 区長とする。)は、 1の戸籍に関し、無料で証後期高齢者医療広域連合

 \bigcirc 電 気通信す 事業法 (昭 和五十九年法律第八十六号)

2

第百三十条 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、に、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。百三十条 総務大臣は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、 三日以内に、 その 申請書の写しを当 該市 町村長に送付するととも

3

4 五十二条の十九第一項の指定都市にあつては

 \bigcirc 定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年法律第五十八号) (抄)

(特定農地貸付けの承認)

第三条 第三項の規定による承認を求めることができる。 法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、 は、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについ て、 申請書に貸付規程 (地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあって 市町村長。 以下同じ。)に提出して、

2 \(\)

別区等の特例

第七条 年 か -法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(農へ 第三条第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、 ないこととされたものを除く。) にあって は区又は区長に適用する。 (農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により 特別区のある地にあっては特別区又は特別区の区長に、 地方自治法 区ごとに農業委員会を (昭 和二十

0 市 民農園 整 備 促進法 伞 **-**成二年 法 律 :第四 + 兀 号) (抄)

計画 法 例

略

2 変更して認定市民農園建築物とすることについて、 受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、 定められた基準に適合するときは、 民農園建築物の新築、 中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長は、 都道府県知事又は地方自治法 改築又は用途の変更が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一 その許可をしなけ 同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において、 ればならない。 認定市民農園建築物を新築し、 市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を 項の指定都市、 又は建築物を改築し、 同法第二百五十二条の二十二第一項 当該申請に係る認定市 可の基準の例に準じて 若しくはその用途を

日 本 国 との平和条約に基づき日本の国 籍を離脱 した者等の 出入国管理に関する特例法 (平成三年法律第七十一号)

(特別永:

 \bigcirc

第四 法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、 条 平和条約国際 [籍離脱] 者の子孫で出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるもの 本邦で永住することができる。 は

2 (略)

3 ればならない。 第一項の許 可 0)申請は、 五. 十二条の十九第一項の指定都市にあっては、請は、法務省令で定めるところにより、居住 住地の \overline{X} 市町村 以下同じ。 じ。)の長に、特別永住許可申請書その他の書に(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法 類を提出して行わなけ (昭 和二十二年法 律第

4

 \bigcirc 地 方 点都 市 地域の 整備及び産業業務施設 の再 記置 0) 促進 に関する法律 (平成四年法律第七十六号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、 の産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることによる産業業務施設の再配置するための措置等を講ずることによるその一体的な整備の促進を図るとともに、過度に産業一条 この法律は、地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市 均 '衡ある発展に資することを目的とする。 畝の再配置の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域へが拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進

(地方拠点都市地域の指定)

第四条 定することができる。 都道府県知事は、 基本方針に即して、 当該 都道 府県の区域のうち第二条第一 項の要件に該当する市町 村 0 区 域 を地 方拠点都市地域とし

2~4 (略)

(基本計画)

という。)は、基本方針に基づき、当該指定地域に係る第一条に規定する整備の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成部とするものを含む。以下「一部事務組合」という。)若しくは広域連合(当該指定地域をその区域の一部とするものを含む。以下「広域連合」二百五十二条の二第一項の協議会(以下「協議会」という。)若しくは同法第二百八十四条第一項の一部事務組合(当該指定地域をその区域の一市町村(以下この条及び次条において「関係市町村」という。)又は関係市町村により組織される地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六六条 第四条第一項の規定による指定があったときは、その指定を受けた地方拠点都市地域(以下「指定地域」という。)を区域とするすべての - 1917年 - 191 し、都道府県知事に協議し、その同意を求めるものとする。 その同意を求めるものとする。 この場合において、 関係市町村は、 共同して、 基本計画を作成し、 都道府県知事に協

~9 (略

(基本計画の変更)

第七条 関係市町村は、 らない。 前条第七項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、 都道府県知事に協議し、 その同意を得なけ

2 前条第 一項後段及び第六項から第九項までの規定は 前 項の規定による変更について準用する。

〇 政党助成法(平成六年法律第五号)(抄

(政党交付金による支出の定義等)

第十四条 (略)

2 支部政党交付金を充て又は支部基金 支部政党交付金を充て又は支部基金(特定の目的のために支部政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実を含む。以下同じ。下この項において同じ。)で政党交付金を充て又は政党基金を取り崩して充てるものをいい、一の支部から他の支部に対して支給される金銭等での区域を単位として設けられるものに限る。以下同じ。)に対して支給される金銭等(政治資金規正法第四条第一項に規定する金銭等をいう。以 の区域を単位として設けられるものに限る。以下同じ。)に対して支給される金銭等(政治資金規正法第四条第一項に規定する金銭等をいう。以六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域を含む。)又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区 を取り崩して充てるものを含むものとする。 おいて「支部政党交付金」とは、政党の本部から支部(一以上の 市 町 村 (特別区を含 む。)の 区 域 地地 方自治法(昭 和二十二年

3 (略)

○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)(炒

(医療特別手当の支給)

第二十四条 支給する。 都道府県知事は、 第十一条第 項の認定を受けた者であって、 当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるも のに 対 Ų 医療特別手当

2~4 (略)

(特別手当の支給)

第二十五条 都道府県知事は、 第十一条第 項の認定を受けた者に対し、 特別手当を支給する。 ただし、 その者が医療特別手当の支給を受けている

場合は、この限りでない。

2~4 (略

原子爆弾小頭症手当の支給)

第二十六条 \mathcal{O} 精神上又は身体上の障害がない者を除く。)に対し、 都道 府県知事は、被爆者であって、 に対し、原子爆弾小頭症手当を支給する。原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるもの (小頭症による厚生労働省令で定める範囲

2~4 (略)

健康管理手当の支給)

第二十七条 都道 影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかっているものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が医療二十七条(都道府県知事は、被爆者であって、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生労働省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の 1別手当又は原子爆弾小頭症手当の支給を受けている場合は、 府県知事は、 この限りでない。 その者が医療特別 手当 \mathcal{O}

2~5 (略)

(保健手当の支給)

第二十八条 あった者に対し、保健手当を支給する。 合は、この限りでない。 都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在った者又はその当時その者の ただし、 その者が医療特別手当、 特別手当、 原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給を受けてい 、る場

2~6 (略)

(特別葬祭給付金)

第三十三条 給する。 被爆者であって、 次の各号のい ず れかに 該当する者 (次項におい て「死亡者」という。)の 遺族であるも のに は、 特別葬祭給付金を支

- 一 昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した第一条各号に掲げる者
- 条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置法」という。)昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者(当該死亡した者の葬祭を行う者が、附則第三 ...よる葬祭料の支給を受け、 又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。)

~ 5 (略

(戸籍事項の無料証明)

第四 十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項に規定する者又は第三十三条第一項に規定す四十八条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、第二 る遺族である者に対して、 当該市町村の条例で定めるところにより、これらの者の戸籍に関し、 無料で証明を行うことができる。

 \bigcirc 市 街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号)

(大都市等の特例)

二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)及び同法第二百五十第三百八条。この法律中都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条 例市 定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。 (以下この条において「指定都市等」という。) の長が行うものとする。 この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、 する規定は、指中核市又は特

 \bigcirc 地 球 温 暖 化 対 策 0 推 進に 関 以する 法 律 平 成 + 年 法 律 :第百十 七 号) (沙

公共団 宝美行 計 画

減 !並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画-条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即: でして、 (以下「地方公共団 当該都道 |共団体実行計画」という。)を策定する||府県及び市町村の事務及び事業に関し、 を策定するも 温 のとする。 室効果ガス 0 排 出 0) 量 0

地方公共団体実行 計画は、次に掲げる事 ,項について定めるものとする。

計画期間

地方公共団体実行 計 画 \mathcal{O} 目

実施しようとする措置の内容

その他地方公共団体実行計画の実施に 関し必 要な

核市及び同 項のほか、 都道府県並びに地方自治法 その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるもの法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事派並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中

用 \mathcal{O} 促 進 に 関する事 項 とする。

及び改善に関する事項 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利 公共交通機関の利用者の利便の増進、 0 排 出 \mathcal{O} 抑 制 等に に資するこ 地 域環境 0 整

兀 抑 その区域内における廃棄物等 制 0 促進その他の循環型社会 同 (循環型社会形 条第 項に規定する循環型社会をいう。 成推進基本法 (平成十二年法律第百十号) 0) 形成に関する事項 第二条第二 項に規定する廃棄物等を いう。 0 発 生の

4 (12

 \bigcirc 度 地 下 の公共的使用に 関する特別措 置 法 (平成十二年法律第八十七号)

(大深度地下使用協議

R 七 条 下 8 るところにより、国の関係行政機関及び関係都道府県条 公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下 「協議会」という。)を組織する。 · の 適 (以下この条において「国の行政機関等」という。) により、 正 かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、 大深度地下使用協議会対象地域ごとに、政令 以

2

3 る。 協 議 会は、 必 要があ ると認めるときは 関 係 市 町 村 及び事業者に対 Ļ 資 料 0 提 供、 意見 0 開 陳、 説明 パその 他 0 必 要な協 力を求り めることが でき

都市 に関する特

五 十条 0 っては、 都市の区に関 当該市の区若しくは区長に適用する。 (第七条第三項を除く。 <u></u>の 規 定 中 市 町 村 又は 市 町 村長に関 する規 定 は、 地 方自治法第 百 五. 十二条 0 + 九 第 項 0 指 定 都 市

0 地 方 公 共 寸 体 0 特定 0 事 務 0) 郵 便 局 に お け る 取 扱 い に 関 ける法 律 (平 成 十三年法律第百二十号) 抄

便 局 おけ うる事 0 取 扱

寸 体が :指定した郵便局において取り扱わせることができる。 地方公共団 事務の 次に掲げる当該地方公共団]体の事i 務 を、 当 T該地 方公 共団 体に お いて 取 ŋ り扱うほ か、 次条第 項 0 規 定に ょ ŋ 当 該 地 方公

略

五. なれている者に対するものに限る。 市町村長 長又は区長とする。 (特別 区 。)が作成する印鑑にの区長を含むものとし とし、 0) に関する証明書し、地方自治法 請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書 (以下この号において「印鑑登録証明書」という。 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の 『の引渡 +0) 九 交付 第一 項 (当該印鑑 の指 定 都 登録 市 証 あ 明 0 書に 7 記

 \bigcirc 地 方公共団 体 の議会の 議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の 特例 に関 する法律 (平成十三年法律第百 兀

雷 磁 的 記録式投票機による投票

(略)

る当該 については、 .記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、4票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体 指定都市の議 四 [十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第二項 (指定都市の区の区域内の投票区を除き、ては、指定都市は、同法第四十五条、第 殴会の議 員又は長の選 一挙の投票(公職 第四十 選挙人が、 -六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、 選挙法第四十七 自ら、 投票所において、 第四十 九条並びに第五十条第三項及び第五 いし、かつ、当該公職の候補者を選択したこと電磁的記録式投票機を操作することにより、 条例で定めるところにより、 項の規定による投票を除く。 当該電磁的記録式 当該条例で定め

及び第七条」とする。

3 うち において、 の二第一項の規定の適用については、 府 一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの 『県の条例で定めるものの区域 ついては、 記 当該都道 道 !式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第三項及び第七条」とする。 府県の議 都道 |府県の条例で定めるものの区域に限る。) 会の議 一府県は、 員又は長の選挙の投票 同法第四十五条、 (指定都市にあっては、 同項中「第四十九条」とあるのは、 第四十六条第一 **公**公 職 選 挙 内の投票区に限り、 議会の議員の選挙に係る前項の条例及び長の選挙に係る同項の条例で定める区以外の 法 第四十七 項及び第四十八条の規定にかかわらず、 条、 第四 「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電 当該 九 条並 お道府県の条例で定めるところにより、 びに第五十条第三 前二項の条例を定 項 及び 第 五 項 0 んめた市の 規 選挙人が、 定による投 町 村 のうち当 自ら、 票を 投票所 区 \mathcal{O}

(電磁的記録式投票機による代理投票等)

第七条 2 ることにより、 人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、 前項の規定による申立てがあった場合においては、 できない 第三条の規定による投票において、 選挙人は、 公職の候補者を選択し、 同条の規定にかかわらず、 かつ、 心身の故障その他の事由により、 当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録することをいう。 投票管理者に申し立て、 投票管理者は、 投票立会人の意見を聴いて、 当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。 自ら電磁的 記録式投票機を用 投票所の事務に従事する者のうちから当該 いた投票(電 磁的 以 記 下同じ。 録式投票機を操)を行うこ 選 他 挙

3 第三条の規定による投票において、 条の規定にかかわらず、 投票管理者に申し立て、 自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人 当該電磁的記録式投票機の操作に ついての補助を行わせることができる。 (第 項に規定する選 挙 人を除く。 は

の一人をこれに立ち会わせなければならない。

人のために電磁的記 前 ち会わ 項の規定による申立てがあった場合においては、投票管理者は、 磁的 せなけれ 記録式投票機の操作により公職の候補者の ばならない。 録式投票機の操作を補助すべき者二人を定め、 ** \ ずれを選択したかを電磁的記 その一人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その 投票立会人の意見を聴いて、 録媒体に記録することを除 投票所の 事務に従事する者 ₹ <)を行 わせ、 のうち 他 他の の一人をこれ か から当該 必要な措 選

同時選挙等の特例)

都市の 兀 条 学をともに同 長 第三条の規定による投票を行う選挙につい (の選挙に係る同項の条例で定める区が異なる場合を除く。 条第一項又は第二項の規定による投票により行う場 ては、 公職選挙法第十一)にあっては、この限りでない。 合 一章の規定は、 (指定都市 の議 適用しな 会の議員の 選挙に に係る同 市 町 項 村 0 0 条例 議 会の議 で 定める区と当 員 0 選挙と市 町

2 (略)

○ 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)(抄)

(業務の委託)

く。)の一部を委託することができる。 基金は、次の各号に掲げる者に対し、 その業務 (農業者年金の被保険者の資格に関する決定及び農業者年金事業の給付に関する決定を除

において「指定都市」という。)にあっては、 市町村(特別区を含むものとし、地方自治法 区とする。 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 第五十五条第四項から第六項までにおいて同じ。 (第五十 ·九条

二·三 (略)

2 (略)

(督促及び滞納処分)

第五十五条 保険料その他この節の規定による徴収金を滞納する者があるときは、 基金は、 期限を指定して、これを督促することができる。

2 · 3 (略)

4 者の居住地又はその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。 基金は、第一項の規定による督促を受けた者が督促状に指定した期限までに保険料その他この節の規定による徴収金を完納しな ときは、 滞

5 市町村は、 基金は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。 前項の規定による処分の請求を受けたときは、 市町村税の滞納処分の例によって、これを処分することができる。 この場合におい 7

6 認可を受け、 市町村が、第四項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、 国税滞納処分の例によって、これを処分することができる。 又は九十日以内にこれを結了しないときは、 基金は、 農林水産大臣

(戸籍事項の無料証明)

第五十九条 者又は受給権者の戸籍に関し、 あった者又は受給権者に対して、当該市町村 市町村長 者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長とする。)は、 無料で証明を行うことができる。 区長とする。)は、 農業者年金の被保険者若しくは被保険者であった 基金、農業者年金の被保険者若しくは被保険

 \bigcirc 子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成十四年法律第百五十三号)

(指定都市の特例)

第七十一条 この法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区を市と、区長を市長とみなす。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。) に対する

(略)

\bigcirc 定 市 河川浸水被害対策法 (平成 +Ŧī. 年法律第七十七号)

水浸透阻害行為の許 可

第九条 でない。 だし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限り 都市等」という。)の区域内にあっては、当該指定都市等の長。 都道府県知事 害行為」という。)であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをしようとする者は、あらかじめ、 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為 (指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市 以下この章及び第三十八条において同じ。)の許可を受けなければならない。た (流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。 以 下 (以下「指定 「雨水浸透阻

- 宅地等にするために行う土地の形質の変 更
- 前号に該当するものを除く。)
- それのある行為で政令で定めるもの 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、 (地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。 以下同じ。 を増加させるお

(監督処分)

第二十条 を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。 て、第九条、第十六条第一項若しくは第十八条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停二十条。都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために必要な限度にお 又は工事その他の行為の停止

一 5 五 (略)

2 \(\)

第三十八条 第二十条第一 項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、 年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

 \bigcirc 市 町 村 の合併 の特例に関する法律 (平成十六年法律第五十九号)

(抄

第三条 市町: 対の合併をしようとする市町村は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項の規定により、 合併市町

村

)円滑 を行う協 な運 議会 \mathcal{O} 確 以 保及び均衡ある発展を図るため 下 「合併協議会」という。 を置くも 0 基 本的 のとする。 な 計 画 下 「合併市 町 村 基 本計 画 とい 、 う。 0 作 成 そ 0 他 市 町 村 0 合併 関 す んる協

2~5 (略)

(合併協議会設置の請求)

加 条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。)の名称を示し、 五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、 八名簿の 登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)をいう。 !挙権を有する者 市 町村の議会の 議員及び長 の選 市町村の長に対し、 挙権を有する者(公職 当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市 **選挙法** 合併協議会を置くよう請求することができる。 以下同じ。)は、 (昭和二十五年法律第百号) 第二十二条 政令で定めるところにより、 の規定によ 町 村 その総 <u>(以</u> る選 下この 数の

2 百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)について議会に付議するか否かの意見を求めなければ長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法 い。この場合において、 前項の規定による請求があったときは、 合併請求市町村の長は、 当該請求があった市町村(以下この条及び第五条の二第一項において「合併請求市 当 該意見を求めた旨を合併請求市 町村を包括する都道府県の 知事に報告しなければならない。 町 村」と う。 なら \mathcal{O}

11 第九項に出 3~10 (略)

ころにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に て選挙人の投票に付するよう請求することができる。 方に その代表者から、 前 項後段の 規定による公表がな 合併請 求市 町 |村の かっ 選挙管理委員会に対し たときは、 選挙権を有する者 合併協 は、 議会設置協議につ 政令で定め ると

12 20 (略)

第五 行うべき市町 定 ヘベき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することがでらかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、にめるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請 合併協議 会を構成すべき関係市 町 村 (以下この条及び次条第二項において「同 請求関係市町村」という。)の できる。 請 当該同 『求と同 選挙権 を有 一の内容であることを有する者は、政令 請 求関係 市町 ,村が

2 · 3 (略)

ての 同 の同一請 、関係 求関 係 市 町村 市 町 村 を包括する都道府県 の長に通知しなけ れの ばならない。 知 事 は、 すべ て \mathcal{O} 同 請 求関係 市 町 村 0 長 から 前 項 の規定による報告を受けたときは、 その 旨 を すべ

5 (略)

6

第四項の 試求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議「項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受ける。」 議会にその意見を付し て付議しなけ ればならない。 当該通知を受けた日から六十日以内に、 (以下この条において 一同一請求に基づく合併協議 それぞれ議会を招 第 項 協 議

7 14 (略)

15 令で定める 協 同 るところにより、 置協 求 に基づく合併協議 否決 その総数の六分の一 市 町 対にお 会設 て、 置協 臓能について型の者の して以上の者の 基 以進上日 から (選挙人の投票に付有の連署をもって、 十三日以 内に第十一 付するよう請 その 項 代 後 表者 段 の規定による公表がなかっ から、 求することができる。 当該合併協議会設 置 たときは、 協 議 否 決 市選 町 挙 権 村 \mathcal{O} を 有 選 する 管 者 は、 員 会 政

30 16 5 29

この条第十五 域内に住所を移 市 求 項 決」とあるのは が者の 町 '村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他 |項まで並びに第七十四条の三第| 方自治法 う。 !府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号に 署名について準用する。この くは第十五項の代表者について、 は 判 決」とあるのは 訴 <u></u>の 項の 「み替える ^) は「当該決定」と、「地方制訟の判決は」とあるのは「m 訟 決書」と、 区を含み、 七 かっ 学権 应 ~つ、 ・こうハて、同法第七十四を権を有する者の総数の六分の一の系第五項の規定は前条第一耳(z) 1条第五 「判決」と、 」とあるのは 当該他の市 場合において、 「当該都道 項から 2「訴訟の判決は、」と、4中「争訟については、率 町村の区域内に住所を有しているものを除 裁 判所又は高等裁判 第二百五十二条の十九第 第三項までの規定は前条第一項若しくは第十 「府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは 、若しく、 同法第七十四条第六項第一号中「表示をされている者(都道府県に係る請求にあ 四条第七 \mathcal{O} 数に は 審査の 項から気 つい 所」とあるの \sum_{i} 同条第十二 \mathcal{O} て、 条第 申立てに対する裁決 第九項まで、 項に規定する」と、 同法第七 項 三項 は 0 中 選 地地 十四条第六項の規定は前条第一項 挙 第七十四条の二 方裁 第八項及び第九項」とあるの 権 を有)」とあるのは「表示をされている者」と、 判 する者 所 は審査の申立てを受理し 同法第七十四条の二第十 一項又はこの条第一項若しくは第十五 \mathcal{O} 一第一項から第六項 総数の五十 同条第十三項中 「当該: 裁判 分 は \hat{O} た 日 所」と、「裁決書又は判 「第八 「第八項 べまで、 しくは質 項中「審査の申立てに対 0 から二十日以内にこれ 数 項」と、 又は 第八項及び第一項又は 及び 前 第 条 九項」 おいて「 項の規定に 「当該決定又は 同項 + つては、 0 とあ 3第三号 市町 「指定都· いから第 るの をす でする による請 村 中 当 \mathcal{O} 裁る لح 裁市 区該

31 (

八

「項」と読

み替えるものとする。

方自 治 合併請求市町村又は合併1法第百二条の二第一項の 所対象市の議会に 町関 対の議会 例

第 Ŧi. ては、 条の 同 項 单 「六十日 以内に、それぞれ 議会を招集し」とあるの 会が地 方自 治 法第百二 いは、 굿 一条の二 十月 以 第 方内に」 項 の議 とする。 会である場合に おける第四 1条第 Ŧī. 項 0 定

2

業委員 会の委員 の任期等に に関する 特 例

会の 一条 て在任することが)委員 た合併 市 の被選挙権 町 係 村 の合併 市 市 町村 の協 の際 を有することとなるもの できる。 あ って 合併 議 照により、 I併関係市 。この場合においては四十を超えな 場合において、 市 新たに 町 村の ない範囲で定めた数の者に限り、 設 農 置され 0) 業委員 数がその定めら 市 町村 会の た合併市町村にあっては八十を超えない範 選 の合併の際に合併 挙による委員で当該合併 れた数を超えるときは、 関 係 次に 市 町村 掲げる期間引き続き合併市 市 の農業委員会の選挙による委員で当該合併 これらの者の互 村 い範囲で定めた数の農業委員会のも 一選により、 数、 委員 町 他の被 村 0 合併 農 市選 業 町 委員 市 村権 を有 町 \mathcal{O} 村 会の選挙に 区 域 0 することとなる 農業委 市 \mathcal{O} 全部 町 村 員 の農業委 . よる委員 又は一部 会の 選

定数は、

同

.条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする

- た合併市町村にあっては、 町村 の合併後一年を超えない 範 囲 で当該協 で定 る期
- 村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、 前項の場合においては、 !項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第七条の規定にかかわらず、当該数を他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員 又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、 当該数をもって当該合併 の残 任 その 市 町
- る。 を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、 条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三 この場合においては、 当該合併市町村は、 新たに設置された合併市町村とみなす。 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関して 項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会 前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用す 十 五.

4 (略

(都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

第二十一条 までの のが 併市町村にあっては、 \mathcal{O} 従前属していた選挙区 任期が終わる日までの間に限り、 規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一条。市町村の合併に際して都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、 次項において同じ。 指定都市 |の区域及びその区域の全部又は一部が当該区の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた選挙区!|定都市であった合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区の区域 を合わせて一 なお従前の選挙区によることとし、 選挙区を設けることができる。 市町村の合併が行われた日から次の一 又は合併市町 村の区域が従前属していた選挙区の区域(指 般選挙により選挙される当該都道府県の議会の都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第 定都: 市である合 議員 項

2 · 3 (略

(合併特例区の長)

第三十三条 (略)

2 · 3 (略)

4 ことができる。 第百五十五条第一項に規定する支所若しくは 合併特例区の長は、 第六項において準用する地 出 張所又は同法第二百五十二条の二 方自治法第百四十一条第二項の規定にかかわらず、 十第一項に規定する区の事務所若しくはその出 当該合併特例 区 0 区 域を所管区域とする [張所の 長と兼ねる

5 (略)

6 方公務員法第三十四条の規定は、 地方自治法第百四 十一条、第百四十二条、第百四十三条第一 合併特例区の長について準用する。 項前段、 この場合において、 第百六十五条第二項、 地方自治法第百四十一条、第百四十二条及び第百四 第二百四条、 第二百四条の二及び第二百五条並 び 十に

読み替えるものとする。 は 例 三条第一項 同条第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「江区の長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同一条第一項前段中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、 「合併特例区規則」と、 同法第二百四条の二中 「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、 「普通地方公共団体」とあるのは 同法第二百四条第一 同法第百六十五条第二項中 「合併特例区」と、 項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と 副知 「条例」とあるのは「合併特例区規則」と 事又は副市 同条第三項中「条例」とあるの 町村長」とあるのは 「合併 特

7 (略)

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)(抄)

(裁判員候補者の員数の割当て及び通知)

第二十条 村に割り当て、 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、 これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。 毎年九月一日 までに、 次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の 市

2 (略)

(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第二十一条 当該通知に係る員数の者 百五十二条又は政治資金規正法)をくじで選定しなければならない。 .係る員数の者(公職選挙法市町村の選挙管理委員会は、 (昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を (昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として

2 をもって調製する選挙人名簿にあっては、 (判員候補者予定者名簿にあっては、 市町村の選挙管理委員会は、 前項の規定により選定した者について、 記録)をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。 記録)をされている氏名、 住所及び生年月日の記載 選挙人名簿に記載 (公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスク (次項の規定により磁気ディスクをもって調製する

3 (略

(裁判員候補者予定者名簿の送付)

第二十二条 所に送付し なければならない。 市町村の選挙管理委員会は、 第二十条第一 項の通知を受けた年の 十月十五日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁 判

(裁判員候補者名簿の調製

第二十三条 (略)

町

2 · 3 (略)

有しなくなったことを知ったときは、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿を送付した地方裁判所にその旨を通 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第一項の規定により選定した裁判員候補者の予定者について、死亡したこと又は衆議院議員の選挙 当該裁判員候補者予定者名簿を送付した年の次年が経過したときは、 この限りでない。 知しなけ れ ばならない。 ·権を

(裁判員候補者の補充の場合の措置)

- 第二十四条 たときは、最高裁判所規則で定めるところにより、速やかに、 村の選挙管理委員会に通知しなければならない。 地方裁判所は、第二十条第一項の規定により通知をした年の次年において、 その補充する裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町 その年に必要な裁判員候補者を補充する必要があると認め 村に割り当て、 これを市
- 2 は「速やかに」と、前条第一項中「した裁判員候補者名簿」とあるのは 年」とあるのは「送付した年」と読み替えるものとする。 前三条の規定は、 前項の場合に準用する。この場合において、 第二十二条中 「追加した裁判員候補者名簿」と、 「第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに」とあ 同条第四項ただし書中「送付した年 る Ó

(指定都市の区に対するこの法律の適用)

第百四条 項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項 規定中市に関する規定は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 区にこれを適用する。 (これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。 第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、第二十条第一項並びに第二十 並びに第二十四条第一 項

○ 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)(抄)

(定義

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一~九 (略)

十一~二十四 表題部所有者 (略) 所有権 の登記がない 不 ·動 産の 登記記録の表題部に、 所有者として記録されている者をい

(申請の方法)

- 第十八条 記の申請に必要な事項として政令で定める情報(以下 登記の申請は、 次に掲げる方法のいずれかにより、不動産を識別するために必要な事項、 「申請情報」という。)を登記所に提供してしなければならない。 申請人の氏名又は名称、 登 記 の目的その 他 \mathcal{O} 登
- 法務省令で定めるところにより電子情報処理組織 (登記所の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。 以下この号において同じ。 と申 請

人又はその代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信 請情報を記載した書面 (法務省令で定めるところにより申請情報の 回線で接続した電子情報処理組 全部 又 は一 部 を記録した磁気ディスクを含む。 織をいう。)を使用する方法

を提出、

する方法

同 申

申

第六十条 権利に 関する登記 の申請 は、 法令に 別 段 0 定 \Diamond が ある場合を除き、 登記 権利者及び登記義務者が共同 てし なけ れ にばなら な

有権 0 保 存の 登 記

第七十四条 所有権の保存の登記は、次に 掲げる者以外 で 者 は、 申 -請することができない。

- おいて同じ。 収用(土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律の規定による収用をいう。所有権を有することが確定判決によって確認された者表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人)によって所有権を取得した者 第百十八条第一項及び第三項から第五項までに

2

 \bigcirc 定 障 害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 (平成十六年法律第百六十六号)

言 籍事 項 明

第二十六条 『大臣又は特定障害者に対して、 市町村長の無料証品 (地方自治法 当該市町村の条例で定めるところにより、 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十 第二百五十二条の十九第一 特定障害者の戸籍に関し、 項の指定都市においては、 無料で証明を行うことができる。 区長とする。)は、 厚生

 \bigcirc 法 (平成十七年法律第八十六号)

譲 (渡会社の競業の禁止)

第二十一条 て同じ。)の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その事業を譲渡した日から二十年間は、同一の事業を行っ特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。二十一条 事業を譲渡した会社(以下この章において「譲渡会社」という。)は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の 事業を行ってはならない。 市 以下この項におい 村 (東京都 \mathcal{O}

2 • (略)

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)(抄)

(戸籍事項の無料証明)

条例で定めるところにより、救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に関しとする。)は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の第八十三条(市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長 無料で証明を行うことができる。

0 競 争の導入による公共サー Ë こスの 改革に関する法律 (平成十八年法律第五十一号) (抄

(戸籍法等の特例)

第三十四条 公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。 地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、 次に掲げる当該地 方

一~四 (略)

五. る印鑑に関する証明書(以下この号において「印鑑登録証明書」という。)の交付(当該印鑑登録証明書に記一 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、)の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し (当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するもの 市長又は区長とする。)が 作成 に限

2~9 (略)

 \bigcirc 犯罪 |被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号) (抄)

(戸籍事項の無料証明)

)町村の条列ででは、区長とする。)は、絵では、区長とする。)は、絵 第三十三条 うことができる。 ·村の条例で定めるところにより、 長とする。)は、検察官若しくは被害回復事務管理人又は被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。(市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっ 対象被害者若しくはその一般承継人又は資格裁定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、 無料で証明を行

0 道 州制 特別区域における広域行政の推進に関する法律 (平成十八年法律第百十六号) (抄)

2 (略)

3 する事務等についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例に関する措置をいう。 についての第十一条から第十六条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は この法律に お 1 、 て 「法· 令の特例措置」 とは、 律に ょ り規 定さ れ た国 0 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 \mathcal{O} 主務省令により 権 限 に属する事務及び 規定され 事業(以 た国の 行 下 政機関 事 務等」という。 の長の権限 属

4 (略

児童福祉法の特

第

定 んめら 定広域団体の区域に所在する病院に限る。)について」とする。 <u></u>の 7別区域に おいて準用する場合を含む。)の規定による公告の日(第三項を除き、 律第 れ 特定広 区域に所在する病院を除く。)についてその主務大臣だいる道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一 百六十四号)第二十条第五項の規定の おける広域行政の推進に関する法律 域団体が別表第一号に掲げる事務に)についてその主務大臣の同意を得て、 適用については、 (平成十八年法律第百十六号) 関 する事項が定めら 項に規定する特定広域団体 同項中 れて 「国が開設した病院について」とあるの 計画作成特定広域団体の知事は、 第七条の規定により同法別表第一号に (以下この項において「計画作成特定広域団体」 国が開設した病院 は、「国が開設した病院 掲げる事務に関する事 祉 (当該計画 項 (昭 とい 和二 条第 項 作 成 州 五.

1~4 (略

(生活保護法の特例)

第 計画作成特定広域団体の知事は」と、「薬局につい条において「計画作成特定広域団体」という。)の 同 開 法別 局 に限る。 した病院若 を表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区 (昭 定広)

について」とする。 和 二十五 (域団: しくは診療所又は薬局 ·五年法律第百四十四号)第四十九: [体が別表第二号に掲げる事務に関 (道 州制 特別区域における広域行政の推進に関する法律 て」とあるのは 区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、 九条の規定の適用については、 する事項が定めら 「薬局 れている道州 |域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体 (当該 計画作成特定広域団体の 同条中「厚生労働大臣は」とあるのは州制特別区域計画を作成したときは、 特別区域計画を作成し (平成十八年法律第百十六号) 第七条の規定により 区 一域に 所在する病院若しくは診療所又は は 「厚生労働大臣は、 の日 以 後に (以下この おける生 国の

に関する法律 定広 十四四 域 条の二第一項及び第四項並びに第八十六条第一項の規定の適用につい団体が別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制 (平成 玉 日の開設 十八年法律第百十六号)第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制 した地域密着型介護老人福祉施設、 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 、ては、 特別 区 同法第五十四条の二第一項中は域計画を作成したときは、公 (道州制特別区域に 公告 「厚生労働大臣は」とある 0) 日 以 後におり おける広域行政 ける生 特 莂 活 区 保 0 0) 護

二第四 計画 二第四項(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。)について」と、 型介護老人福祉 [を作 「介護老人保健施設について」とあるのは「介護老人保健施設(当護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設を除く。を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下この項 の推進に関する法律第十二条第二項 下この項 同法第八十六条第一項中 (当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域)についてその主務大臣の同意を得て、 気におい て「計 の規定により適用する場合を含む。 画 作 成 特定広域団 「第五十四条の二第四項」とあるのは 体」という。 計画 <u></u>の)」とする。 作成 密着型介護老人福祉 成特定広域団は の区域に所在よ 第五 する 地 施設、 事は」 应 域 条の

3 5

子 <u>,</u> 保 健 法 0 特

第十五 子保 n 計 項 同 開設した病院若しくは診療所又は薬局 候健法 診療所又は薬局 :画作成特定広域団体の知事は」と、 (において「計画作成特定広域団体」という。 .法別表第六号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体 条 (昭和四 (昭和四十年法律第百四十一号) 第二十条第五項の規定の適用については、完広域団体が別表第六号に掲げる事務に関する事項が定められている道州 に限る。 についてその主務大臣」とする。 「薬局についてその主務大臣」とあるの (道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律)の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。)についてその主務大臣の同意を得て は 州制 「薬局 同項中 特別 (当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院若 「厚生労働大臣は」とあるのは 区域計画を作成 (平成十八年法律第百十六号) 第七条の規定によ L たとき 公告 「厚生労働大臣は、 \mathcal{O} 日 以 後に (以下こ お Ś

2

七地 方自治法の特例

第 + 昭 と法の 和二十二年法律第六十七号) 条 規定並 第十一条第一 立びに第二条第三項の・一条第一項、第十二 第二百五十二条の十九、)政令又は主務省令の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、|条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法、生活保護 第二百五十二条の二十二及び第二百五十二条の二十六の三の規定 は、 生活保護法及び母 適用しない。 地方自治法 子 保

 \bigcirc 本 玉 憲法 の改正手続に関する法 律 伞 成 +九年法律第五 + 号) (抄)

別区 |等に対する

百四

十条

2 なす。 定都市 この法律の規定の適用については、 以 下 「指定都市」という。) 0) 政令で定めるところにより、 区は市と、 指定都市 の区 の選挙管理委員会及び選挙管理委員は市の 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七 号) 選挙管理委員会及び選挙管理委員とみ 第二百 五十二条の十九 項 Ó

玉 母

 \bigcirc 会保 障 協 定 0 実 施 に 伴う 厚 生 年 金 保 険 法 等 0 特 '例等に 関 す んる法 律 伞 成 + 九 年法 律 第百 兀 号) 抄

 籍 事 項 0) 無 料 証 明

第 村の条例で定めるところにより、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以は、区長とする。)は、相手国年金の受給権者(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。百三条(市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 手国法令の適用を受けたことがある者又は相手国年金の受給権者であって日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、 相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。)の適用を受ける者、-金の受給権者(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。)に対して、当該市公を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっ 無料で証明を行うことができ 当該市 0 相町 7

 \bigcirc 地 域 12 お ける歴 史的 風 致 0 維 持 及び 向 上に 関 する法 律 伞 -成二十 年 法律第四十号)

歴 史的 風 致 維 持向 上 計 画 [の認定)

第五条 ?向上計画」という。 市町村は、 歴 史的風致維持向上基本方針に基づき、)を作成し、 主務大臣の認定を申請 当該市 することが 町 村の 区 で 、きる。 域に お け る 歴史的! 風致 の維持及び 向 上 関する計 画 以 下 歴史的 風

2 歴史的風致維 持向 上計 画には、 次に掲げる事 項を記載するものとする。

(略)

- 次に掲げる事項のうち、 文化財の保存又は活用に関する事気に掲げる事項のうち、当該市町村 項の 区 域 に お け る 歴 史 的 風 致 の維持及び 向 上のために必要なも
- 口 歴史的風 致維持向上施設 の整備又は 管 理 に 関 ける 事 項

兀 (Ĺ (略)

3

- 前項 を記 載 することができる
- 及び向上を図ることが必要と認められるもの並びにその管理に関する事項 しており、かつ、 次のイ又はロのいずれかに該当する歴史上価値項第三号ロに掲げる事項には、次に掲げる事項 当該農業用用排水施設の有する耕作の目的に供される土地の の高 い農業用用水路その他の農業用用排 保全又は利用上必要な機能の 水施設であって、 確保と 保と併る 域に せてその おける歴史的風致 歴 史的 風致 を形 0 維 持 成
- 1 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十五条第一項に規定する都道 府県営土地改良事業によって 登備計画において生じた農業用5 て定められ れ設
- 第一号に規定する農用地区域 農業振興地 域の整備に関する法律 (第二十三条にお (昭和四十 おいて単に「農用地区域」という。)内に存する農業用用排水施設・四年法律第五十八号)第八条第二項の規定により農業振興地域整備計 た同
- する公園 都市 施 法 設 (昭和三十一年法律第七十九号) 第二条第一項に規定する都市公園 (以下単に「都市公園」という。) の維 万単に 「公園施設」という。)の新設、 増設若しくは改築であって、 公園施設である城跡に係る城の復原 持又は同 に関する工事そのは同条第二項に規

致

駐車場 (都市 法 おける歴 計画において定められたものを除く。以下「特定路外駐車場」という。)の整備に関する事 項に規定する公園管理者をいう。以下同じ。)である重点区 (昭和三十二年法律第百六号)第三条第一項に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第 史的 風致 の維持及び向上に寄与するものとして政 合で定めるもの |域内の都 市 公園に のうち、 ついて当該 市 市町村以 対が行おうとするもの外の地方公共団体が 四 条第二項 第五号の 公園 のに関する事 主要な路 管 理 者 同 項 駐 法

築物の 現に地域における歴史的風致を形成しているものに係る歴史上価値の 築物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適当と認められるものに関する事項 11 定する建築物 都市計画法 第二十八条第一項において同じ。)又は建築行為(建築物の新築又は改築をいう。 復原を目的とする開発行為(都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為のうち主として建築物の建築の用に供する目的で行うもの 以 (昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域 が下単に 「建築物」という。)であるものに限る。)その他当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する 高い 、楼門 (建築基準法 (以下単に「市街化調整区 第二十八条第二項において同じ。)であって、 (昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に 域」という。)内に 存 さする遺 当該 を 建 規

五. 重点区域に 又はこれらの設置の制限をすることが必要と認められる道路法 おける歴史的風致の維持及び向上を図るため、 電線をその地下に埋設し、 (昭和二十七年法律第百八十号) その地上における電線及びこれを支持する電柱 第二条第一項に規定する道路又はその \mathcal{O} 撤 部分 去

関する事項 歴 村が地方自治法

除く。 にあっては、 法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市 、る指定都市 市町村は、)に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、 当該市町村を除 (以下単に 史的 風致維持向上計 「指定都市」という。)、 ر ر ن に協議し、 画に次 の各号 その同意を得なければならない。 (当該 同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市(以下単に 市町 (第二十八条第二項において単に「特例市」という。) である場合にあっては、 あらかじめ、 (昭 和二 当該各号に定める者 十二年法律第六十七号) (第一号、 第二百 第二号及び第五号に定める者 五. 中 十二条の十 核 市」とい 九 う。 第四号を 可に規定 ン又は

第二項 第三号ロに掲げる事項 当該歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者

前項第一号に掲げる事項 前項第一号に規定する農業用用排水施設 (業用用排水施設(同号イに該当するものに限る。) 都道府県(土地改良法第九十四次のイ又は口に掲げる農業用用排水施設の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める者 · 条の 十第一項の規定により

等を含む。 都道府県 が当該農業用用排水施設を同 法第九十四 条の三第 項に規定する土地改良区等に管理させてい る場合にあっては、 当 |該土地改良区

前 第二号に掲げる事項 当該 都市 公 事 園 の 公園 管 理 者

口

|項第一号に規定する農業用用

排 水施

設

同

号

口に該当するもの

に限

る。

都

道

府

知事

前項第四号に掲げる事項 都道 原用 知

五四 掲げる事項 該 道路又は その 部 分の道路管理者 (道路法第十 八条第 項に規定する道路管理者をいう。

5 11

化調 おける開発行為の 許 可 0) 特 例

-八条 略

2 掲げる事項の内容に即して行われる建築行為について、同法第四十三条第一項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為が同区域(同法第四条第十三項に規定する開発区域をいう。)以外の区域内において認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第四号に 条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の 都道 足府県 知 事又は指定都 市、 中核市若しくは 特例市 の長は、 市 街化調整区 .域のうち都 基準 0 市計 例に準じて定められた基準に適合するときは、 画法第二十九条第一項 の規定による許可を受け その 許可 た開 発

 \bigcirc オ ウム真 理 教 犯罪被害者等を救済するため の給 付 金の 支給に関 する法律 (平成二十年法律第八十号) 抄

(戸籍事項の無料証明)

しなけれ

ばならない。

第十六条 オウム真理教犯罪 区長とする。)は、公安委員会又は給付金の支給を受けようとする者に対して、 市 町 村長 (特別区の区長を含むものとし、地方自治法 被害者等の戸籍に関し、 無料で証明を行うことができる。 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあって 当該市 (特別区を含む。 町村の条例で定めるところにより

成二十一年 出 入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日 ·法律第七十九号) 本の国籍を離脱した者等 の出 入国管理に関する 特 例 法 0) 部 を改 正 する法

附則

 \bigcirc

第十七 十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。)の長に対し、在留カードを提出した上、当該住居地の市町村の長を経由して、法務大臣に対法務省令で定める手続により、住居地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条のう。)に登録された居住地が住居地に該当しない中長期在留者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、千七条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において同項に規定する外国人登録原票(以下「登録原票」とい その住居地を届け出 なければならない。

施行日以後最初に入国した日) この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施 行 日に 住 居地がある場合 施 行 日 (施行日にお いて本邦 から 出 国 している場合にあっては

この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日に住居地がある場合(前この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に住居地を定めた場合) この法律の 交付を受け た日 行の際現に登録証明書を所持 いずれ か遅い 日 けせず、 施行日後に住居地を定めた場合(住居地を定めた日又は前条第三項の規定により在留力・施行日に住居地がある場合)前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日紀行日後に住居地を定めた場合(住居地を定めた日 K

2・3 (略

 \bigcirc 地 域 資 源 活 用 L た 農林漁業者等に よる新 事 業 0 創 出 等 及 び 地 域 0 農 林 水 産 物 \mathcal{O} 利 用 促 進 に 関 はする法 律 伞 ·成二十二年 法 律第六十 七 (抄)

画 0) 認

Ŧī. 化事業に関するものを含む。以下この 農林漁業者 等は 単独で又は共 同 章に L て、 において 合 る旨の認定を受けることができる。 化 総合化事業計画」という。 事 業に関 する計 画 (当 該農林漁業者等が団体である場合に を作成 農林水産省令で定めるところに にあって は、 その構り より、 成 これ 員等の を農 行う 林 水総

- 総合化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受
- て同じ。)の農林漁業経営の現状 認定を受けようとする農林漁業者等 (当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、 その 構成員等を含む。 第 兀 項 及 び 第 Ŧi. 項 第一
- 総合化 事業の目
- 総合化 事業の内容及び 実 施 期 間
- 総合化事業の実施体制
- 総合化事業を実施するために必要な資金の 額 及びそ 0) 調 方
- 六 五 四 三 その他農林水産省令で定める事 項
- 総合化事業計画には、 前項各号に掲げる事 の施設の! 整備の 積容合 化 事業 0) 用に供する施設 の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。
- 当該 当該施設の種 他農林水産省令で定める事項に施設の用に供する土地の所在、地流設の種類及び規模その他の当該 番 地 目 「 及 び
- その

(略)

第四 目的 限る。 第二十九条第一項又は第四十三条第 下この項及び第 定による市 で行う都市 林 十二条第二項に 水産 以下この項において同じ。)の建築 ようとするときは、 若しくは建築物 大臣 一十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長を含む。八一項又は第四十三条第一項の都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五 街 化調には、 計 (において同じ。) の建築(建築基準法(昭和二十五年法律1調整区域をいう。第十四条において同じ。) 内において、、第三項各号に掲げる事項(同項の施設の整備として市街 十四条第二項において「 .画法第四条第十二項に規定する開発行為(以下この項及び第十四条第一項において「開発行為」という。) 又は第三項 おいて同じ。) (建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。) を改築し、 当該事項について、 の許可を受けなければならないものに係るものに限る。) 建築行為等」という。)を行うものであり、 当該都道 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指 の整備として市街 府県知事に協議し、 和二十五年法律第二百一号)第二条第十三号に規定する建築をいう。)内において、第三項の施設(農林水産物等の販売施設であって政会 化調 その同 整 の施域 意を得なければならない。 当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、 若しくはその用途を変更して同項の施設とする行為 市 が記載されている総合化事業計 計 水産物等の間画法(昭和日 販 四 十三 この場合におい 以下この項、 年 法 律第 って政令で定め 百 画につい 第十四条第二項 て、 <u></u>の 第七 当該都道 都市 用に供 て第一 条第 いるもの \hat{o} 定都 施設 計 原項の 画法 及が、 ける 項 を

が市 困 街 事 ずは、 「難又は著しく不適当と認められるときは、 [化を促進するおそれがないと認められ、かつ、 |促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域(都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る第三項の施設の敷地である土地 同意をするものとする。 敷地である土地 の区域の周辺における 内において行うこと

9 · 10 (略)

(都市計画法の特例)

第十四 規定の適用については、 条 市 街化調整区域内において認定総合化事業計画に従って行われる開発行為 同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。 都 市 計 画 法第三十 - 四条各号に掲 げ るも のを除く。 は、 同 条

2 区域内において認定総合化事業計画に従って行われる建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定に都道府県知事は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四 当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基 都道府県知事は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一 同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において燃定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の

(地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備)

準に適合するときは、その許可をしなければならない。

第四十二条 (略)

2 他 国の行政機関の長又は都道 の処分を求められたときは、 府県知事は、 当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。 土地を促進計 画 の趣旨に適合する直売所の用に供するため、 農地法その 他 の法 律 の規定による許可その

○ 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)(抄)

(陳述及び意見の聴取)

第二百二十九条 (略)

2 を 九 聴 第一項の指定都市にあっては、 家庭裁判所は、 かなければならない。 戸籍事件についての市町村長 区長とする。 以下この節において同じ。 (特別区の区長を含むものとし、 <u></u>の 処分に対する不服の申立てがあった場合には、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 当該市 第二百五十二条の '村長の意見

○ 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号) (抄

特定開発行為の制限)

の二十六の三第一項に規定する特例市(第三項において「特例市」という。)の区域内にあっては、 ている建 指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市(第三項において「中核市」という。)又は同法第二百五十二条 都道府県知事 〔築物(以下「予定建築物」という。)の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ 特別警戒区域内において、政令で定める土 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(第三項及び第九十四条において 地 の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区 それぞれの長。以下「都道府県知事等」とい 区域内に おいて建築が 予定され

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、 次に掲げる用途以外の用途でないものをいう。

う。)の許可を受けなければならない。

()

- |域内の区域であって市町村の条例で定めるものごとに市町村の条例で定める用途前号に掲げるもののほか、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を 津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大き いも のとして特別警戒
- 3 意を得なければならない。 市町村(指定都市、中核市及び特例市を除く。)は、 前項第二号の条例を定めようとするときは、あらかじめ、 都道. 府県知事と協 議 Ļ その 同

4 (略

(監視区域の指定)

第九 理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法九十四条。都道府県知事又は指定都市の長は、推進計画区域のうち、地価が急激に上 定により監視区域として指定するよう努めるものとする。 地価が急激に上昇し、 (昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の六第 又は上昇するおそれがあり、これによって適正か 一項 · つ合 (T) 規

 \bigcirc 定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百二十六号)

(戸籍事項の無料証明)

第三十九条 とする。) は、支払! 三十九条 市町村長 定めるところにより、 支払基金又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で対長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者の戸籍に関し、 無料で証明を行うことができる。

0 大都市 域に おける特別区の設置に関する法律 (平成二十四年法律第八十号) (抄)

(特別区設置協議会の設置)

第四 置くものとする。 る協定書(以下 特別 区 の設置 特 別区設置協定書」という。 を申請しようとする関係市 町 '村及び関係道府県は、 0) 作成その 他 特別区の 設置 地 方自 に 関 治法第二百五十二条の二第一項 する協議を行う協議会 (以 下 の規定により、 特別区設置協議 特別 会 区の という。 設置に 関 を す

2 (略)

 \bigcirc 政手 お ける特定の 個人 を 識 別するため \mathcal{O} 番 号の 利用等に関 民する法 律 (平成二十五年法律第二 -七号) 抄)

(指定都市の特例)

第六十二条 令で定めるものの適用については、 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 区を市と、 区長を市長とみなす。 (次項に おいて単に 「指定都市」という。)に対するこの法律の規定で政

2 (略

○ 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)(¥

(農地法等の特例)

ては、 件の 利を取得しようとする場合には、 る農地等 区域計画について、 農業を行う法 (農業委員会等に関する法律 全てを満たしているもの 条 市町村長)は、農業生産法人 国家戦略 (農地法 [人が、その農業経営の多角化及び高度化を図ることを促進する事業をいう。以下この条及び別表の六の項において同じ。) を定め|戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、農業法人経営多角化等促進事業(国家戦略特別区域におい (昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。)を管轄する農業委員会 内閣 .総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、 (昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっ (第三項において「特例農業法人」という。) が当該区域内にある農地等について同法第三条第一項本文に掲げる権 同条第二項 (農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。 (第二号及び第四号に係る部分に限る。) の規定にかかわらず、 当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域内にあ 第三項において同じ。)以外の法人で、 同条第一項の許可 をすることができ 次に掲げる要

一~三 (略)

2~4 (略)

第一項の指定都市(農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により おいて単に 項中市 町村又は市町村長に関する部分の規定は、 「指定都市」という。)にあっては区又は区長に適用する。 特別区のある地にあっては特別区又は特別区の区長に、 区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。 地 方自治法第二百五十二条の 次条第六

これらの事務に 会との を効率的 を定め を含む。)の全部又は一部 7.げる権利の設定又は移転に係る当該農業委員会の事務 当該 村 間で、 のた区域 農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進に資すると認めて、 市 に利用する者による地域との調和に 町 版につい 当該区域計画に定められた次項の区域内にある農地等であって当該農業委員会が管轄するものについての農地法第三条第一項本文に 村 長は、 多計画に 密接な関連のある事務であって、 農地法その他の法令の 区域 ついて、 町村長及び当該市 (以下この条において 内閣総理大臣の認定を申請し、 第八条第二 規定に 配慮し ・町村の農業委員会がこの項の規定による合意をすることにより、 項 同 第二号に規 た農地等についての権利の取 か 法その他の法令の規定により農業委員会が行うこととされているもののうち、政令で定めるも 「特例分担事務」という。 カゝ わらず、 一同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限り、 定する特定 その認定を受けたときは、 当該区域に おいて特例)を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく 得の促進を図る事業をいう。次項及び 分担事務を行うものとする。 当該認定の日以後は、 用 進 [家戦 市町村長と当該市町村の農業委員 略 地 別 別 0 の七の項にお 区 合意がされた場合に 域 移 11 可 て 同 に 地

△ (略

- 3 市町 内容を変更し、 村長 は、 第一項 又は解除したときも、 の規定による合意をしたとき 同様と 」する。 は 林 水 産 省令で 定めるところによ ŋ , 遅 滞 なく、 その 旨 を公告 するも \mathcal{O} とする。 該 合 意
- 4 第一項の規定により特例分担事務を行う市町村長は、 特例分担事務の処理状況を報告するものとする。 農 林 水 産 省令で定めるところによ り、 同 項 \mathcal{O} 規 定に による合 意 0 当 事 者 で あ る農業委 員 会に
- 5 に関 一農業委員会」とあるのは 項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合に 市 町村長」とする。 同 項中 「処理に 国家戦略特別区域法 関し、 農業委員会」とある (平成二十五年法律第百七号)う場合における農地法第五十条 のは 「うち |国家戦略特別区域法第十九条第一項の規定により -条及び: 第十九条第一 第 五. + 八 項の規定により同項に規、条第一項の規定の適用に ^死定する特例ないては、1 市 町 村長が 分担事 行うもの 同 法第 務 五 を行 0) + 処 条
- 6 項 反び 前三項中 市 町村又は市町 '村長に関 はする 部 分の規定 んは、 特 別区 0) あ る地 にあ つては 特別区又は特別区 0) 区 一長に、 指 定 都 市 あ 0 7 は X

○ がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)(抄)

(死亡者情報票の作成及び提出)

第

<u>·</u> 条 省令で定める情報 町 生年月日、 村長 (地方自治法 の電磁的記録 (昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、 死亡の時における住 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の (電子的方式、 所、死亡の日、 磁気的 方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、 死亡の原因、 死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労 + 九 項 の指定都市にあって 死亡者情報票(死亡した者に関する氏 とする。 電

都 道 府県の設置する保健 、機による情 報 処 理 の用 に供されるもの をいう。)又はこれ 法律 第 百 らの 情報を記 一 号) 第五 載 条第一 した書類を 項の政令で定める市又は いう。 以下この 章に 特別 おい が区にあ て同じ。 って) を 作 は、 当 該 市又は 特 を

2 前 区 項の保 0 健 所の長は、 同項の規定により市 町村長から提出され た死亡者情報票を 審 查 Ļ これを都道府県 知 事 に 提 出 L な け れ ば な 5 な

国 [等による全国 が λ 登録情報等 \mathcal{O} 適 切 な 管

理

3

第二十五条 (略)

2

3 第六項、第二十九条第六項及び第三十九条第二項において同じ。 情報票に記 市町村長 !録され、又は記載される情報について、その漏えい、 (第十一条第一項に規定する指定都市の区長及び同項に規定する市又は特別区の設置する保健所の) は、 滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければ 第十一条第一項及び第二項の規定による事務を行うに当たっては、 長を含 次 項、 条、 死亡者 なら

む。 取扱いに関する事務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、 第一項 以下この節において同じ。)を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、 ·務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、 \hat{O} 規定 は厚生労働大臣又は国立がん研究センターから同項に規定する情報 それぞれ準用する。 前項の規定は市町村長から同 0 取 扱 第二項の規定は都道府県知事から同項に規定する情報いに関する事務の委託(二以上の段階にわたる委託を 項に規定する情 報の取扱い 関 \mathcal{O}

[等による全国が W 登録 情報等の利用及び 提 供等の制 限

第二十六条 用 研 5 究センター、 0 情報の匿名化を行った情報又は死亡者情報票に記録され、 でこれらの情報を利用する場合を含む。 厚生労働大臣、 都道府県知事又は市町村長にあっては、 国立がん研究センター、) を 除 き、 都道府県知事及び市町村長は、 利用し、 同節の規定によりこれらの情報の提供を受けた場合において、 若しくは記載された情報について、 又は提供してはならない。 に情報について、第二節及び第三節の規定による場合全国がん登録情報等若しくは都道府県がん情報等若 その提供を受けた目 しくはこれ (国 的 $\frac{1}{2}$ がん

、全国がん登録情 報 の取扱 11 の事務に従事する国 0 職 員等の秘密保持義務

第二十八条

2 5

6

を漏らし

てはならない。

する者又は従事していた者は、 がん情報等又は死亡者情報票に記録され、 厚生労働大臣若しくは国立がん研究センター、 全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密その他のその業務に関 若しくは記載された情報の取扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従、一、都道府県知事又は市町村長から第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等、都道府 して知り得 た秘

7

略

(全国が ん 登 情 報等 の取扱 いの事務に従事する国 0 職 員等のその他の義務

第二十九条 の職にあった者は、その事務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。載された情報の取扱いの事務に従事する厚生労働省の職員若しくは職員であった者又は国立がん研究センターの役員若しくは職員若しくはこれ二十九条(第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等若しくはその匿名化が行われた情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは 記

務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者について、それぞれ準用する。場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者について、前項の規定は市町村長から同項に規定する情報の取扱いに関する事 係る業務に従事する者又は従事していた者について、第三項の規定は都道府県知事から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託があった第一項の規定は厚生労働大臣又は国立がん研究センターから同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に 第一項の規定は厚生労働大臣又は国立がん研究センター

7 (略)

(都道府県等の支弁)

一十九条

2 第十一条第一項及び第二項の規定により市 町村長が行う事務の処理に要する費用 は、 市 町 村の支弁とする。